

令和 3 年

第 3 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 3 年 3 月 9 日

閉会：令和 3 年 3 月 12 日

福岡県東峰村議会

令和3年 第3回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和3年3月9日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和3年3月9日 9時30分
議 長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和3年3月12日 11時41分
議 長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	梶 原 伯 夫	○	2 番	梶 原 光 春	○
3 番	黒 川 隆 康	○	4 番	泉 守	○
5 番	高 橋 弘 展	○	6 番	高 倉 寛 視	○
7 番	長 澤 貞 義	○	8 番	大 蔵 久 徳	○
9 番	伊 藤 均	○	10 番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	縄田淳一		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	城辰也
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	岩橋一成
保健福祉課長	梶原浩二	建設水道課長	金田剛紀
教育課長	伊藤勝枝	災害対策室長	野寄和秀
企画政策課長補佐	前田光輝		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

議案第5号	東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第6号	東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
議案第7号	東峰村弓道場施設条例の制定について
議案第8号	東峰村宿泊税基金条例の制定について
議案第9号	東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
議案第13号	普通財産の貸付けについて
議案第14号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）について
議案第15号	令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
議案第16号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第17号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

議案第18号	令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第19号	令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第20号	令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
同意第1号	東峰村副村長の選任について
議案第21号	工事請負変更契約の締結について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
5番 長澤貞義議員 6番 高倉寛視議員

第3回 東峰村議会定例会会議録

令和3年3月9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第3回東峰村議会定例会議事日程

令和3年3月9日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 東峰村弓道場施設条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 東峰村宿泊税基金条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 9号 | 東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 普通財産の貸付けについて
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 令和 2 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 8 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 令和 2 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 令和 2 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 令和 3 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 令和 3 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 令和 3 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 2 同意第 1 号 東峰村副村長の選任について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和3年第3回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元に配布しております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 長澤貞義議員、6番 高倉寛視議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和3年東峰村議会第3回定例会の運営につきましては、去る2月25日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が4件、条例の一部改正が3件、規約の変更が1件、普通財産の貸付けが1件、令和2年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、令和3年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、同意案件が1件、合計の17件の議案が予定されております。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日から16日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に6名の議員の一般質問を予定しております。</p> <p>当初予算につきましては、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議を行いたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑・討論・採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日9日から16日まで8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、3月9日から3月16日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p>

	事務局長 (事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日ここに、令和3年第3回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、中国武漢市を発生源とし、全世界に拡散した新型コロナウイルス感染症から1年以上が経過しました。現在においてもコロナウイルスの影響により、世界中の社会活動や経済活動は深刻な打撃を受け、多くの人々に様々な不安や被害をもたらしています。</p> <p>このような中、日本国では、感染拡大防止が期待されるワクチン接種が、医療従事者から優先的に、2月17日から始まりました。しかし、ワクチンがいつ本村に届くかの詳細な情報はまだ入っておりませんが、本村ではすでに、ワクチン接種についての接種の形態、期間、人員体制、スケジュール等を対策本部会議で確立し、ワクチンの接種がスムーズに行えるよう体制を整えているところです。</p> <p>また、本定例会でご提案を申し上げます令和3年度の当初予算につきましては、通常の予算に加え、引き続き災害復旧事業費等の計上となっておりますが、アフターコロナを見据えた本村の活性化方策等も盛り込んだ予算となっております。今後とも子どもや孫に残せる持続可能な村づくりに、皆様とともに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後もお一層のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、本定例議会に執行部から提案をしております各議案について、説明を申し上げます。</p> <p>本定例会では、条例の制定について7件、規約の変更について1件、財産の貸付けについて1件、補正予算について3件、当初予算について4件、同意案件1件、合計17件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第5号、東峰村村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、東峰村議会議員及び東峰村長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものです。</p> <p>議案第6号、東峰村長の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により、村長等の損害賠償責任の一部免責について、条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものです。</p> <p>議案第7号、東峰村弓道場施設条例の制定につきましては、地域住民の健全な心身の育成と弓道文化の普及振興を図るため、東峰村弓道場を設置したので、東峰村弓道場設置条例を制定するものです。</p> <p>議案第8号、東峰村宿泊税基金条例の制定につきましては、福岡県宿泊税交付金により交付される額を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために、東峰村宿泊税基金条例を制定するものです。</p> <p>議案第9号、東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旧小石原小学校体育館を村の体育施設として広く村民が利用できるよう、東峰村村民セ</p>

ンター条例の規定の整備を行うものです。

議案第10号、東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村喜楽来館の利用料を改めることにより、安定した収入をはかり、利用者が安心して利用できる環境を整えるため、この条例を制定するものです。

議案第11号、東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、猿喰第2団地の特定公共賃貸住宅1棟が、平成29年7月九州北部豪雨災害で被災し、紙屋団地内に建て替えを行ったため、東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものです。

議案第12号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更につきましては、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生組合の新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第13号、普通財産の貸付けにつきましては、小石原地区や本村の活性化に資する地域の交流拠点として、旧小石原小学校を改修し、研修施設、宿泊施設、レストラン、シェアオフィスなどを運営する事業者に普通財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第14号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれに7,015万9千円を減額し、歳入歳出総額を53億3,084万2千円とするものです。うち災害関係は4,244万円の減額となっております。

歳出では、災害関連としては、実績による減額などで、災害派遣職員の人件費など1,900万円、公共土木災害復旧5,000万円、農地・農業用施設災害復旧440万円をそれぞれ減額をしております。

また、通常事業の実績による減額など、一般管理費では人件費など3,100万円、財産管理費131万1千円、村づくり基金事業費300万円、国保基盤安定費505万5千円、特別定額給付金事業1,286万3千円、保育所人件費200万円、喜楽来館ボイラー更新事業費825万5千円、し尿処理委託460万円、合併処理浄化槽設置補助1,019万円、農業振興対策費1,083万7千円、ため池ハザードマップ作成1,300万円、棚田保全事業費1,600万円、水源かん養事業1,706万円、荒廃森林再生事業850万円、商工振興費545万5千円、観光事業費659万5千円、景観整備委託315万円、水源地整備事業1,620万円、水源保全事業138万円、教育総務費433万8千円、社会教育費238万6千円、社会体育費666万4千円など、それぞれ減額をしております。

増額としては、災害関連として、災害復旧総務費1,226万2千円を計上し、災害以外の通常分として、ふるさと基金積立8,225万円、県知事選挙費400万円、障害者福祉費233万円、すこやか子育て基金1,775万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業610万円、有害鳥獣防護柵設置170万円、林道施設費276万3千円、観光拠点づくり・周遊促進事業4,483万1千円、宿泊税基金積立50万円、観光施設修繕費230万円、簡易水道基金操出金1,869万8千円などを計上しております。

歳入としては、施設型給付費や地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、感染予防国庫補助金、宿泊税交付金、選挙費県委託金、村債などを増額し、事業減に伴う国・県補助金や繰入金などを減額しております。

議案第15号、令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,019万8千円を追加し、歳入歳出総額を1億3,469万5千円とするものです。全額災害関係となっております。

議案第16号、令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ505万5千円を減額し、歳入歳出総額を3億7,052万2千円とするものです。

議案第17号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比16.3%、6億8,401万6千円減の、35億1,538万1千円といたしました。うち災害関連予算は5億8,969万9千円となっております。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明を申し上げます。

村税は、各税目それぞれ微増で、327万5千円の増、交付金等につきましては、概ね昨年並みですが、地方消費税交付金のみ景気の動向を勘案し279万9千円の減額、地方交付税につきましては、前年度交付実績の1%減の12億500万円、特別交付税については、災害派遣職員等の経費や地域おこし協力隊、集落支援員の経費による額を3億円と見込んでいるところです。

その他、災害復旧事業の財源として国・県補助金や村債を計上しています。

財政調整基金については、前年度比1億5,935万円減の3億4,909万4千円を計上しています。

29年災害の災害復旧関連事業も公共災、林道災、地がけ事業は発注率100%で、あとは農災事業を残すのみとなり、工事費の進捗をより一層進めていかなければなりません。今後も災害復旧・復興はもちろんですが、地方創生などの地域活性化への事業に取り組まなければなりません。

財政状況を的確に分析しながら、着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、議会費は、前年度比1.2%減の4,640万5千円を計上しています。

総務費は、前年度比4.9%減の11億1,598万9千円。

災害関係として、災害応援職員関係経費5,134万6千円、光ケーブル移設3,041万8千円を計上し、その他、地域交通計画策定400万円、地域おこし協力隊事業5,690万9千円、ふるさと納税返礼品等経費1億円などを計上しています。

民生費は、前年度比0.1%減の5億1,285万9千円、外出支援タクシー612万円、集落支援事業費1,399万4千円、施設の空調機更新工事1,458万6千円などを計上しています。

保健衛生では8.3%増の2億1,858万6千円。

新型コロナウイルスワクチン接種や体制確保で2,153万4千円、合併処理浄化槽設置補助2,080万8千円などを計上しています。

小石原川ダム対策による大字小石原地区への合併処理浄化槽設置補助の特例措置や大字小石原地区以外の補助金の増額措置は今年度までの適用となっております。

農林水産費は28.7%減の2億1,435万9千円としました。

災害関係として、用水対策支援45万円、農業振興対策支援補助400万円を計上し、その他、畦畔保護工事1,845万円、有害鳥獣防護柵設置800万円、ため池劣化状況評価180万円、林道橋梁点検診断650万円、森林環境整備事業1,791万6千円などを計上しております。

商工費では6.5%増の1億4,150万1千円。

トーキョーディネーター事業5,180万円、観光振興協議会117万円、伝産館空調機更新920万3千円、美しい村づくり事業1,689万3千円などを計上しております。

土木費は62.3%減の2億338万2千円です。

小規模治山事業750万円、里山空間保全事業補助350万円、獣肉処理施設2,800万円、小石原川ダムふれあい公園整備費1,500万円、村道橋梁点検700万円、

	<p>村道橋梁長寿命化計画500万円、村道杷木・宝珠山線改良3,000万円、村有河川改良5,050万円、老朽村営住宅除去1,188万円、村営住宅建設調査設計費400万円などを計上しております。</p> <p>消防費は、32%増の1億2,417万9千円。</p> <p>地域防災計画改定450万円、防災無線中継局新設990万円、板屋地区消防用道路1,000万円、砥石渡防災倉庫建設1,280万円などを計上しております。</p> <p>教育費は、1%減の1億1,844万円。</p> <p>イングリッシュキャンプ150万円、天然記念物緊急調査80万円、楽らくフェスタ161万円、オリンピック聖火リレー関連事業687万6千円などを計上しております。</p> <p>災害復旧費は、34.4%減の5億348万5千円としました。</p> <p>災害復旧総務費1億1,038万9千円、公共土木5,531万5千円、農地・農業用施設3億3,545万9千円、林道施設29万4千円、地域防災がけ崩れ事業687万6千円を計上しています。</p> <p>公債費は、4.4%増の2億8,170万5千円。</p> <p>諸支出金では、簡易水道特別会計操出金として12%減の2,949万1千円といたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当課長からの説明及び質疑応答により、審査のほどをよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>次に、特別会計について、説明いたします。</p> <p>議案第18号、令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比28.4%減の6,592万9千円といたしました。</p> <p>橋梁架け替えによる水道管切替工事1,000万円、横井橋水道管切廻し工事250万円などを計上しております。</p> <p>議案第19号、令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比9.4%減の3億3,594万7千円といたしました。</p> <p>議案第20号、令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比1.6%増の4,022万7千円といたしました。</p> <p>同意第1号、東峰村副村長の選任につきましては、副村長高橋英治氏の退職に伴い、新たに眞田秀樹氏を副村長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、提案をいたします。</p>
議 長	村長の提案理由説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第22までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第5号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する</p>

る条例の制定について」

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。

提案理由として、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、東峰村議会議員及び東峰村長の選挙に係る選挙公営制度に関する条例を整備する必要があるためでございます。

上程いたします経緯につきましては、様々な地域社会の課題について、民主的に合意形成を進めていくために重要な役割を持つ地方議会でございますが、人口減少、高齢化等も相まって、地方議会の議員のなり手不足が深刻化しているという背景があります。

村の選挙につきましては、都道府県や市の選挙とは異なりまして、これまで選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営、いわゆる公費負担の対象となっておりますでしたが、全国町村会また全国町村議会議長会の要望を受けまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るための改正公職選挙法が令和2年12月12日に施行され、条例による制度化により、これらが選挙公営の対象となることとなりました。

なお、選挙公営の対象の拡大に伴いまして、町村議会議員選挙についても供託金制度が導入されるということになっております。

10ページをお願いいたします。

この条例につきましては、12条ですね、構成しております。各条につきまして概要を説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を定めるもので、公職選挙法の規定に基づき、東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動用の自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関して必要な事項を定めることを定めております。

第2条については、選挙運動用自動車の使用の公費負担を定めるもので、候補者は64,500円に候補者の届出日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙用自動車を無料で使用することができるもの。ただし、選挙公営を受けることができるのは、供託物、いわゆる供託金が没収とならない候補者に限られ、その他の選挙公営の対象についても同様となります。

なお、供託金ですね、没収等につきましては、議会議員につきましては、定数の10分の1ということになっております。

東峰村議会については定数が10名でございますので、有効投票総数から定数を割りまして、さらに10で割った得票数を下回った場合に、供託金の没収という形になります。

村長選挙につきましては、有効投票総数を10で割った金額より下回る場合にですね、供託金の没収という形になるのは、これまでと同様の制度でございます。

選挙公営を受けるためにはですね、それ以上の得票が必要となるものであります。

第3条につきましては、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届け出を定めるもので、選挙運動用自動車の公費負担の適用を受けようとする者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、東峰村選挙管理委員会に届けることを定めておるものです。

第4条については、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きを定めるもので、村は有償契約の相手からの請求に基づきまして、契約の相手方に費用を支払うこと。一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合には、1日当たり64,500円まで。一般運送契約以外の契約である場合、レンタカー等ですね、については、自動車の借り入れ1日当たり15,800円まで、燃料代1日当たり7,560円まで、運転手の報酬1日当たり12,500円まで支払うことをですね、定めている条文でござ

	<p>ございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるもので、同一の日につき、一般運送契約と、それ以外の契約が締結されているときには、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用する。という条文でございます。</p> <p>第6条が選挙運動用ビラの作成の公費負担を定めるもので、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを公費負担です、作成することができるものです。</p> <p>選挙運動用ビラの頒布につきましては、これまで村議会議員選挙では認められておりませんでした、今回の改正で認められることとなっておりますのでございます。</p> <p>第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出を定めるもので、公費負担の適用を受けようとする者は、作成に関しまして有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることを定めております。</p> <p>第8条については、ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きを定めるもので、1枚当たりの作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭に公職選挙法に定められた枚数の範囲内、村議会議員選挙については1,600枚、村長選挙につきましては5,000枚、その範囲内で作成された枚数を乗じて得た金額を、村は有償契約の相手方からの請求に基づき、契約の相手方に費用を支払うことを定めております。</p> <p>第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担を定めるもので、11条で定める額の範囲内でポスターを公費負担で作成することができるものでございます。</p> <p>第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出を定めているものでございます。</p> <p>同様に、有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>11条については、選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払い手続きを定めるもので、1枚当たりの作成単価が525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額、東峰村のポスター掲示場は32カ所でございます。に作成費用として31万5千円を加えた金額にポスター掲示場の額で、数32カ所で割って除して得た金額を1枚当たりの単価の限度額とするものでございます。</p> <p>第12条は、委任に規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとしております。</p> <p>附則 施行期日</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>適用区分</p> <p>2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。</p> <p>補足説明は、以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時15分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時07分)</p>
再開	
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時15分)</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第6号「東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p>

	総務課長
総務課長	<p>議案の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、地方自治法の一部改正により、村長等の損害賠償責任の一部免責について、条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>今回制定いたします条例につきましては、2条からなります条例となっております。</p> <p>第1条については、今回の改正の背景、地方自治法改正に伴う趣旨を述べているものでございます。</p> <p>第2条については、村長等の損害賠償責任の一部免責の割合について明記しているものでございます。</p> <p>概要と言いますか、まず、この条例のですね、制定の背景でございますが、住民は、首長や職員、行政委員等について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結等があると認めるときには、監査委員による監査を経た上で、違法な支出等を行った長等へ自治体が損害賠償請求をすることを求める請求を、裁判所に対して行うことができます。</p> <p>この訴訟の結果、長等は、自治体に損害を生じさせた場合、軽過失のみの場合でありましても、個人として負担しえないような巨額の損害賠償責任を当該自治体に対して負うことがございます。</p> <p>このことがですね、長や職員等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じているとの見方もございます。</p> <p>この問題をですね、解決するため、平成29年の地方自治法の改正により、長等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めるところにより、長等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免除することができることとされました。</p> <p>これを受けまして、本村においても、この条例を新たに制定するために、今回提案させていただきます。</p> <p>次に、条例の内容につきましては、村長、行政委員また職員等が、東峰村に対して追う損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額第2条によりそれぞれの区分に対応する右側の計数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責するものでございます。</p> <p>なお、この賠償限度額については、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされており、政令で定める基準と同額とすることとしております。</p> <p>具体的には、第2条に書いておりますが、村長につきましては、基準年額の6を乗ずるということで、6倍ですね、になります。</p> <p>副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員については、乗数が4ですね。農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員につきましては2、前2号に掲げる職員以外の職員については1、年額の1倍という形の免責の上限額を定めているものであります。</p> <p>例えば、あくまで一例でございますが、基準給与年額が600万円の職員がですね、判決により村に対し1,000万円の損害賠償を負う場合ですと、この職員が村に対して損害賠償を追う額は、基準給与年額600万円に計数1を乗じた600万円となります。</p>

	<p>また、この職員が損害賠償責任を免除される額については、1,000万円の損害賠償責任額から当該職員が村に対して損害賠償を迫る600万円を控除した残りの400万円となるものであります。</p> <p>村としてはですね、法改正を受けまして、この免責条例を制定するかどうかを検討し、また、これまでのですね、国の地方制度調査会の答申や最高裁判所の判決及び裁判官の補足意見等を踏まえまして、住民訴訟制度を巡る様々な課題に対するものとして、今回の法改定については、制度設計された立法解釈であるということから、村においてもですね、この本条例を制定することとしたいと考えまして、今回条例案を上程するものでございます。</p> <p>最後、附則でございます。</p> <p>附則については、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第7号「東峰村弓道場施設条例の制定について」 担当課長に補足説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案の16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号「東峰村弓道場施設条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、地域住民の健全な心身の育成と弓道文化の普及振興を図るため、東峰村弓道場を建設したので、施設の設置及び管理の条例を制定するものであります。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村弓道場施設条例の制定について 東峰村弓道場施設条例を次のように定める。 東峰村弓道場施設条例</p> <p>第1条、設置については、地域住民の健全な心身の育成と弓道文化の普及振興を図るため、東峰村弓道場施設条例を設置する。</p> <p>第2条、位置でございますが、施設の位置は、東峰村大字福井2292番地とする。</p> <p>第3条、施設は、次の各号に掲げる施設で構成する。 1号でございますが、弓道場（射場、矢取道、的場）でございます。</p> <p>第4条、施設は、次の各号に掲げる事業を行う。 都市との交流、体験活動等を通じた交流活動の促進。 弓道文化の普及振興に係る事業。 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事業。</p> <p>第5条、指定管理者による管理として。施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、村長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p> <p>条例といたしましては、指定管理者による管理の条文を付けておりますが、今回弓道場に関しましては、村が直営する形ですね、運営するというところで考えておるところでございます。</p> <p>第6条は、指定管理者が行う業務でございます。</p> <p>第7条、行為の禁止、施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 6号ですね、いろんな行為をしてはいけないということで、挙げさせていただいております。</p> <p>第8条、利用の制限、施設利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるも</p>

	<p>のに対しては、施設の利用を拒むことができる。</p> <p>4号ですね、掲げさせていただいております。</p> <p>第9条、施設利用者は、その責に帰すべき理由により、施設、付属設備若しくは備品を破損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>第10条、施設利用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>11条、村長又は指定管理者は、施設の損壊、その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合においては、施設を保全し、又はその利用の危険を防止するため、区域を定めて施設の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>第12条、施設において、施設利用者の責に帰する事由により生じた事故その他の損害については、村長、指定管理者は、その責を負わない。という条文でございます。</p> <p>13条については、この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、村長が定めるという委任事項になっております。</p> <p>附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>弓道場の設置条例につきましては補足説明につきましては、以上です。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第8号「東峰村宿泊税基金条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第8号「東峰村宿泊税基金条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、福岡県宿泊税交付金により交付される額を基金として積み立て、適正に管理し、運用するために、東峰村宿泊税基金条例を制定するものでございます。</p> <p>次の21ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村宿泊税基金条例の制定について</p> <p>東峰村宿泊税基金条例を次のように定める。</p> <p>東峰村宿泊税基金条例</p> <p>第1条、東峰村の観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、東峰村宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条、積立です。</p> <p>基金として積み立てる額は、福岡県宿泊税交付金により交付される額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>次の第3条からですね、22ページの第7条につきましては、他の基金条例と同じ条文でございますので、ちょっと割愛をさせていただきたいと思っております。</p> <p>22ページの一番最後です。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ということで、今回、この条例を提案させていただきたいと思っております。</p> <p>この福岡県宿泊税交付金につきましては、本年度よりの交付金ということになります。</p> <p>交付金事業の目的でございますけれども、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用した財政的支援を行うことで、県全体の観光の底上げを図るという目的がございます。</p>

	<p>交付対象者につきましては、独自に宿泊税を課す市町村を除く県内の全市町村です。 交付対象の事業に関しましては、令和2年度以降新たに、又は拡充して実施する観光振興事業。</p> <p>この事業のうち令和3年度以降に継続して実施する事業。</p> <p>この、どちらかの事業を実施するため、基金に積み立てる事業ということで、本村においては、今回、一旦基金に積み立てて活用していくという計画で、今回の条例を提案させていただくものでございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第9号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。 教育課長</p>
教育課長	<p>23ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和3年3月9日提出、東峰村長名です。</p> <p>提案理由は、旧小石原小学校体育館を村の体育施設として広く村民が利用できるよう、東峰村村民センター条例の規定の整備を行うものです。</p> <p>24ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村村民センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表を掲げております。</p> <p>現行では、第2条で、村民センターの名称、位置は、東峰村村民センター、東峰村大字宝珠山27番地の2。</p> <p>改正案では、名称及び位置、村民センターの名称及び位置、名称、東峰村村民センターを宝珠山村民センターと改めます。</p> <p>位置は、今までと同じです。</p> <p>追加したのが、小石原体育館、位置は、東峰村小石原868番地の1です。</p> <p>附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。以上です。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第10号「東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>25ページの議案第10号です。</p> <p>「東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和3年3月9日提出、東峰村長名です。</p> <p>提案理由といたしまして、東峰村喜楽来館の利用料を改めることにより安定した収入を図り、利用者が安心して利用できる環境を整えるため、この条例を制定するものです。</p> <p>昨年度よりコロナの関係です、利用率は大幅に減少しておりますけど、ワクチン接種が進んでいけば本年度中からまた利用者が戻るのではないかとこのところ、今回利用料の改定を提案しているものでございます。</p> <p>26ページです。</p> <p>東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例ということで、改正後と改正前で表記されております。</p> <p>改正前につきましては、平成17年の条例制定時の料金のままで、当時消費税率が</p>

	<p>5%でございました。その料金で設定がされているようです。</p> <p>今回改正にあたりましては、令和元年10月より消費税率が10%になっておりますので、10%の額に換算して、利用料を定めたいと思っておりますのでございます。</p> <p>最後に、28ページ、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというので、お願いしたいと思っております。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第11号「東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>29ページをお願いします。</p> <p>議案第11号「東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、猿喰第2団地の特定公共賃貸住宅1棟が、平成29年7月九州北部豪雨災害で被災し、紙屋団地内に建て替えを行ったため、東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものである。</p> <p>30ページをお願いします。</p> <p>東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正する。</p> <p>下のほうに新旧対照表がございますが、アンダーラインの箇所がですね、変更箇所となっております。現行の名称が猿喰第2団地となっております。改正案では猿喰第2住宅に改正するものでございます。</p> <p>こちらについては、提案理由の中でもありましたが、特定公共賃貸住宅の猿喰第2団地につきましては、2棟のうち1棟がですね、平成29年7月九州北部豪雨で被災したため、紙屋団地に建て替えのほうをしているところでございます。</p> <p>これに伴いまして、猿喰第2団地が1棟となったためですね、団地のほうを住宅と名称変更するものでございます。</p> <p>最後に、附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するというところでございます。以上です。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第12号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>31ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当規約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。</p> <p>このことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定</p>

	<p>により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>福岡県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約 福岡県市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように変更する。</p> <p>別表第1、田川郡の項中、下田川郡清掃施設組合の次に、田川地区広域環境衛生施設組合を加える。</p> <p>別表第2、第5区の項中、下田川清掃施設組合を、下田川清掃施設組合 田川地区広域環境衛生施設組合に改める。</p> <p>附則、この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>33ページ、34ページに新旧対照表がございます。</p> <p>33ページについては、先ほどの1行目の改正で、別表第1、第2条関係で新旧、ちょうど中段の少し下に田川郡の括りがございます。</p> <p>田川郡のですね、一番最後に追加という形で田川地区広域環境衛生施設組合を追加するものであります。</p> <p>34ページにつきましては、規約の改正ということで、別表第2の5区の一つ下、表で言いましたら一番最後の行になります。この下田川清掃施設組合の後にですね、田川地区広域環境衛生施設組合を追加するというものでございます。以上です。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第13号「普通財産の貸付けについて」 担当課長に補足説明を求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>35ページをお願いします。</p> <p>議案第13号「普通財産の貸付けについて」 下記により、普通財産を貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の既定により議会の議決を求める。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、貸付けの目的、小石原地区や本村の活性化に資する地域の交流拠点として、研修施設、宿泊施設、レストラン、シェアオフィスなどを運営するため。</p> <p>2、貸付物件、建物。 建物の名称 旧小石原小学校、所在地 東峰村大字小石原868番地1。 構造 鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積 2,130.46㎡。 備考 付帯施設・設備を含む 土地 所在 東峰村大字小石原868番地1、地目 その他、面積15,925㎡。 備考 全体100,933㎡の一部</p> <p>3、貸付けの相手方、福岡県朝倉郡東峰村大字小石原748番地1、株式会社小石原ドットコム。 貸付期間 令和3年3月15日から令和8年3月14日</p> <p>5、貸付料、貸付け開始日から3年間は無償、4年以降は毎月10万円。 こちらにつきましてはですね、旧小石原小学校の利活用としまして、公募で決定しました株式会社小石原ドットコムと賃貸契約を結ぶもので、貸付けの範囲としましては、校舎とグラウンドが貸付けの範囲となっております、貸付けの期間は先ほどありましたように、令和3年3月15日からの5年契約となっております。 家賃は、引き渡しから3年が無償、4年目以降が10万とあります。以上です。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第14号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）」</p>

	<p>について」</p> <p>担当課長及び課長補佐に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>36ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）」</p> <p>令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,015万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,084万2千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>地方債の補正、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>まず、37ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。</p> <p>歳入につきましては、9款分担金及び負担金、11款国庫支出金、12款県支出金、14款寄附金、15款繰入金、17款諸収入、18款村債を、それぞれ補正をいたしまして、補正前の額54億100万1千円から7,015万9千円を減額をいたしまして、補正後の金額として53億3,084万2千円とするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細書のところでさせていただきたいと思っております。</p> <p>38ページ、歳出につきましては、2款総務費、3款民生費、4款保健衛生費、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、10款教育費、11款災害復旧費、13款諸支出金で、それぞれ補正の合計、歳入同額の7,015万9千円を減額するものでございます。</p> <p>40ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、繰越明許費でございます。</p> <p>令和2年度から令和3年度に予算繰越しを行うものとして、2款総務費、1項総務管理費、企画管理一般経費、ほうしゅ楽舎再建経費として7,089万4千円、緊急経済対策地方創生臨時交付金事業として5,394万円、4項選挙費、県知事・県議会議員選挙費として400万円。</p> <p>4款1項保健衛生費、予防対策一般経費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で610万円。</p> <p>6款2項林業費、林業施設整備事業費（林道城ヶ迫線改良）、緊急自然災害防止対策事業の林道防災工事、県代行林道五駄・土師山線の補償費等で2,452万1千円。</p> <p>7款1項商工費、東峰村観光拠点づくり周遊促進事業で4,483万1千円。</p> <p>8款1項土木管理費、登記事務経費（山の神地区治山事業）、水源地域整備事業（水源の森交流館（仮称）関連工事）で770万円。</p> <p>8款3項河川費、緊急自然災害防止対策事業（村有河川の改修工事）として2億1,038万5千円。</p> <p>11款1項災害復旧費、公共土木施設災害復旧一般経費4億1,000万円、農地・農業用施設災害復旧一般経費3億4,270万円、林道施設災害復旧一般経費3,600万円。</p> <p>を、それぞれ繰越明許費として、上げさせていただいております。</p> <p>第3表、41ページ、地方債の補正でございます。</p>

地方債の補正につきましては、まず、今回新規の起債といたしまして、減収補填債、総務債のほうの起債の協議が整っておりますので、今回補正で上げさせていただいております。145万2千円。これが、交付金等の措置の減収額に一定の割合をかけて算定するものということで、今回、地方消費税交付金に係る減収部分をですね、減収補填債という形で借入れができるということで、この145万2千円をですね、借り入れるという形で地方債の補正の欄にですね、計上させていただいております。

次が、旧合併特例事業債につきましては、土木債を1,250万円の増額。これは、災害復旧費と橋梁拡幅分ですね、下郷、下蔵貫、また中尾橋等の部分についての合併特例事業債の今回補正でですね、限度額の補正をしているものでございます。

次が、一般補助施設整備等事業債等で商工債1,990万円の増でございますが、これは、先ほど東峰村観光拠点づくり周遊促進事業のですね、起債に係る分の限度額を補正しているものであります。

次に42ページ、次のページ、災害復旧事業債につきましては、小災害復旧事業債を290万円ですね、事業の減によりまして減額をしているものでございます。

事項別明細書でございます。

45ページをお願いいたします。

歳入につきましては、9款2項1目民生費負担金、施設型給付費1,231万円の増額、これは、見込みによる補正でございます。

11款1項1目民生費国庫負担金の障害者福祉費国庫負担金、これと一番下の12款1項1目の民生費負担金、障害者福祉費県負担金、これにつきましては、障害者総合支援給付金の増によります国と県のですね、負担金の増額の補正でございます。

戻りまして、11款2項国庫補助金であります。

1項の総務費国庫補助金については、地方創生推進交付金が650万円、地方創生推進交付金がトーキコーディネーター部分について、下の観光拠点づくり・周遊促進事業、また21節の地方創生拠点整備交付金1,990万円については、観光拠点づくり・周遊促進事業に対する国庫の補助金でございます。

2目民生費国庫補助金、社会福祉費国庫補助金については、特別定額給付金がですね、実績の減等によりまして1,291万2千円の減、保健衛生費国庫補助金については、合併処理浄化槽設置費補助金の実績による減で206万9千円の減、感染症予防事業費国庫補助金、コロナウイルス体制整備でございますが、1,662万1千円の増で、合わせて1,455万2千円の増額。

教育費国庫補助金としては、学校ICT環境整備事業で17万5千円の増額ですね、これについては、支出は緊急経済対策地方創生臨時交付金の目にですね、充てているものであります。

農林水産費国庫補助金については、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、農村環境整備事業に対しまして、事業の減によって1,300万円の減額でございます。

災害復旧費国庫補助金については、公共土木施設災害復旧費国庫補助金4,611万2千円の減額となっております。

46ページをお願いします。

県支出金、12款2項3目保健衛生費補助金については、先ほどの国庫に見合います合併処理浄化槽設置の県補助金の減で184万2千円。

農林水産費県補助金として、荒廃森林整備事業、事業実績の減によりまして1,418万7千円の減。

観光費県補助金、これが福岡県宿泊税交付金、新設で基金条例もですね、今議会におきまして上程させていただいております。この分がですね、交付金として50万円。

12款3項1目総務費県委託金、福岡県知事及び同県議選挙費県委託金ということ

で、今、内示額として400万円が来ておりますので、同額をですね、補正予算に計上させていただいて、執行日につきましては、投開票日4月11日で、告示日が3月25日でございますので、2年度、3年度にわたりますので、2年度と3年度で先ほど繰越明許を上げておりました。2カ年にわたって行う分をですね、今回補正予算で全額分を補正をさせていただいております。

14款1項寄附金については、企業版ふるさと納税、実績による減として1,000万円の減額。

15款の繰入金、基金繰入金については、増額になる分が、目といたしましては15目、16目、ふるさと基金繰入金と災害対策基金の繰入金。ふるさと基金繰入金については8,225万円、これは、本年度ですね、ふるさと納税としてですね、寄附いただいた分を一旦基金に積みまして、その同額を繰り入れまして、それぞれ目的に応じた事業にですね、充てるものであります。

災害対策基金繰入金については、水道会計が3月補正において災害復旧費を計上しておりますので、その部分に対して拠出金として繰り出すために、災害対策基金からの繰入れを行うものでございます。

後の部分については、概ね事業の実績見込みによります減額になっております。

1目の財政調整基金繰入金については、9,422万8千円の減額で、現在のところですね、予算上は4億4,594万3千円の繰入れという形に補正予算としては計上させていただいているところであります。

17款4項雑入については、県代行林道事業に伴う補償費で276万2千円、同額が林道施設費で支出をされているものでございます。

18款1項村債につきましては、先ほどですね、地方債の補正のところですね、ご説明は申し上げましたので、詳細は割愛をさせていただきます。

48ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務課の所轄の部分を説明させていただきます。

2款1項1目一般管理費5,014万円の減額でございます。

主な減額といたしましては、会計年度パートタイム職員の減額、これについては、学校の学習支援員が令和2年度につきましても県費のほうで対応していただいたということで、その部分等がですね、村費として支出の必要がなくなりましたので、今回減額するもの。

職員手当として期末手当はですね、人事院勧告によりまして減額された分と、そういった部分で諸々減額、また、長期派遣職員の宿泊施設使用料と職員の負担金、これについては、当初7名から8名という形で考えておりましたので、それが実質今5名ということでですね、実員についての最終的な金額に対して補正を行ったということで減額をしているものであります。

2款の文書広報費については、郵便料等が足りないということで20万円補正をさせていただいております。

5款財産管理費については、弓道場新設工事の設計監理委託料、これは、実績による減で42万円の減。

使用料及び賃借料、公用車のリース料でございます。これについては、3月までですね、三菱自動車のほうからアウトランダーをお借りして、それをですね、返却したところで、やはり公用車の台数を確保したいということで、4台追加してリースを行っているものであります。その分の予算を見ていたんですけど、実際8月にですね、リース料の車両が入ってきたということで、その月数分がですね、ちょっと減っているということで、その分を減額をさせていただいているものであります。

続きまして、7目村づくり基金事業費、これについては、実績見込みによる減で、生

	<p>き活き事業については100万円の減、協働の村づくりについては200万円の減で、300万円を減額させていただいているものであります。</p> <p>49ページ中段、2款4項6目県知事・県議会議員選挙400万円、これについては、先ほど繰越明許のところでもご説明申し上げましたが、3月25日告示、4月11日投開票の県知事選挙、この件については、県議会の補欠選挙はないと思いますが、そこはちょっと分かりませんので、県知事選挙についてですね、必要な経費をですね、計上させていただいているものであります。</p> <p>総務課の管轄については、以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>11時まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時53分)</p>
再開	
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時00分)</p>
議長	企画政策課長補佐
企画政策課長補佐	<p>議案書の48ページをお願いします。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費です。その中の旅費でございます。新型コロナの影響により、視察研修等を予定しておりましたが行けなくなりましたので、普通旅費を60万円ほど減額しております。</p> <p>それから、その下の32目ですね、緊急経済対策地方創生臨時交付金事業です。17万5千円、予算の組み替えを行っております。</p> <p>続きまして、53ページをお願いします。</p> <p>7款2項6目美しい村づくり事業費でございます。旅費の15万円減額させていただいておりますが、これは、美しい村連合の出張の旅費を減額させていただいております。</p> <p>それから、12番の委託料です。景観整備委託料、JR沿線分の景観整備をしようと思いましたが、今年はできませんでしたので、300万円減額をさせていただいております。</p> <p>補足説明は、以上でございます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>49ページをお願いいたします。</p> <p>一番下段ですが、3款1項3目の国民健康保険基盤安定費、繰出金505万5千円の減ですが、国保特別会計から支出する対象職員が代わりましたので、その分減額しているものでございます。</p> <p>6目のひとり親家庭等医療費、22節の償還金利子及び割引料、また19節の扶助費、そういった関係は実績見込み、また精算等で減額あるいは増額しているものでございます。</p> <p>7目の障害者福祉費の12節委託料ですが、33万円、システム改修ということで、これは、税法改正に伴うものでございます。</p> <p>50ページをお願いいたします。</p> <p>2項1目児童福祉費ですが、これについては、先ほど申しました実績見込みによるものです。</p> <p>4目の児童福祉施設費、直営分ですが、代替職員の報償費200万円減です。これも実績見込みに伴うものでございます。</p> <p>3項6目高齢者活動促進施設管理費、修繕料として30万円計上しておりますが、これは、浄化槽のポンプそれとフロートとですね、この関係が故障しておりますので、その修繕を行うものでございます。</p>

	<p>あと大型ボイラーを小型ボイラーに変えた関係で、委託料、工事請負費等に不用額が生じたので減額するものでございます。</p> <p>次に、4款1項2目の予防費ですが、これは、新型コロナウイルスワクチン接種の関係で、それぞれの節に予算計上しているものでございます。</p> <p>次のページ、51ページですが、5目の小石原診療所費、これにつきましても新型コロナウイルスの関係で、道の駅の横の第2販売所を発熱外来に改修しております。その分につきまして、国のほうから1,052万3千円という補助金が来ておりますので、その関係で予算を組み替えております。</p> <p>10節の需用費については医薬材料費に不用額が発生する見込みと、あと22節については国庫補助金の精算によるものでございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>49ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項2目賦課徴収費の23節償還金利子及び割引料の21万6千円の補正ですが、これは、法人税の予定申告をしている法人が確定申告に伴い還付が生じたため補正を行うものでございます。</p> <p>3款1項11目特別定額給付金事業の7節の報償費の200万7千円の減額ですが、特別定額給付金事務を行う非常勤職員を事務委託という形で行い、委託料から支出をしましたので減額をするものでございます。</p> <p>また、12節委託料の665万6千円の減額ですが、5月1日からの特別定額給付金申請分にシステム改修ができなかったため減額を行うものです。</p> <p>50ページの18節負担金補助及び交付金420万円の減額ですが、特別定額給付金の給付実績により減額を行うものでございます。</p> <p>4款1項3目環境衛生費、12節委託料の460万円の減額ですが、し尿汚泥の量が見込みよりも少なかったため、し尿陸上処理委託料400万円とし尿陸送委託料60万円を減額するものでございます。</p> <p>また、14節工事請負費183万1千円の減額ですが、塔の元し尿処理貯留フェンス設置工事の精算に伴い減額を行うものでございます。</p> <p>19節負担金補助及び交付金の1,019万円の減額ですが、合併処理浄化槽設置補助金の申請が計画基数よりも少なかったため減額を行うものでございます。</p> <p>補正は、以上でございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>51ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項1目農業委員会費、減額が52万8千円、こちらにつきましては、いずれも旅費、使用料及び賃借料ということで、実績に基づくものです。</p> <p>それから、3目農業総務費85万2千円の減額、こちらにつきましては、コピー使用料、それから農業土木積算システムリース料ですが、別の課で対応しておりますので、農林観光課からは出しておりませんので、その分減額としております。</p> <p>それから、4目農業振興対策費913万7千円の減額です。こちらにつきましては、主にコロナウイルスの感染症による秋まつりの中止に伴う減額になります。それが10節から13節ということになります。</p> <p>それから、14節工事請負費、有害鳥獣防護柵設置工事170万円の増額です。こちらにつきましては、工事をする中におきまして、延長が延びたこと、それから門扉が増えたことによる増額となります。</p> <p>それから18節負担金補助及び交付金614万8千円の減額です。こちらにつきましては、臨時交付金をですね、充当させていただいております。その関係で、本来村が独自に行っていた分を出しておりませんので、その分減額をさせてもらっております。</p>

	<p>続きまして、6目農村環境整備事業です。1, 410万円の減額です。こちらにつきましては、主には区画整理起工測量ということで110万円、ため池ハザードマップ作成業務ということで1, 300万円予定をいたしておりましたが、それぞれ今年度事業としてはですね、実施しておりません。</p> <p>ため池ハザードマップの作成業務につきましては、来年度、精査した結果、ここまでの金額を要せずに行えるであろうということで、実際次年度予算でですね、計上をさせていただいておるところでございます。</p> <p>続きまして、19目棚田保全基金事業費、12節委託料400万円の減額です。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税の委託料になります。</p> <p>次のページ、52ページをお願いします。</p> <p>同じく18節負担金補助及び交付金ということで600万円の減額。</p> <p>24節積立金600万円の減額です。こちらは、いずれも棚田保全事業寄附金の事業となりますけれども、当初地域再生計画におきまして見込みを立てておりましたけれども、取り組みが可能な事業主体がなかったということで、それにより寄附もありませんでしたので、今回減額をさせていただいております。</p> <p>続きまして、6款2項1目林業総務費については、実績による減額です。</p> <p>2目林業振興費1, 706万円の減額です。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、水源かん養事業ということで、森林組合が行います造林事業について予定をいたしておりましたけれども、その事業料の減による減額でございます。</p> <p>それから、一つ飛びまして8目荒廃森林整備事業850万円の減額です。こちらは需用費で850万円ですけれども、消耗品費と書いてありますが、この事業の中で事務雑費それから工事雑費ということで850万円計上いたしておりましたが、こちらの850万円は事業費委託料、工事費のほうで増額しております。こちらの事務費工雑をこちらに回すということで、こちらの実際10節からの支出はないということになりますので、今回850万円を減額しております。</p> <p>続きまして、7款1項1目商工振興費です。こちらにおきましてもコロナウイルス感染症の関係で、主に大きいのが18節ですね、18節の民陶むら祭実行委員会の助成金、こちらが340万円ということで、昨年度は2回とも実施できませんでしたので、その分の減額ということになります。</p> <p>それから、次のページをお願いします。</p> <p>6目です。東峰村観光拠点づくり・周遊促進事業ということで、今回新たに4, 483万1千円を、補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、委託料といたしまして、設計監理委託料が330万円、その他、委託料ということで200万円、工事請負費3, 653万1千円、備品購入費300万円ということで、今回ですね、道の駅の改修を行うということで、それぞれの委託料それから備品購入費等を計上しているところでございます。</p> <p>設計監理費は改修に伴う設計監理費でございますけれども、その他、委託料につきましては、村内の周遊促進のためのパンフレットを作成する、この委託料に200万円を予定しております。</p> <p>それから、工事費の3, 653万1千円は、道の駅の陶器売場の改修ということで計画をいたしております。</p> <p>それから、備品購入費の300万円ですけれども、道の駅情報発信用の機材の導入ということで計画をしております。</p> <p>今回ですね、この3月補正で、この事業について予算を計上させていただく理由といたしましては、道の駅がですね、整備後20年を経過しております。施設の老朽化とと</p>
--	---

	<p>もにですね、売上額の減少傾向、それからハブ機能の低下も見られるということからですね、陶器組合からの要望なども踏まえまして、現在進めておりますトーキコーディネーター事業に合わせて改修を実施することが効果的であるというふうな判断から、今回補正をさせていただきます。</p> <p>この財源につきましては、国の令和2年度第3次補正の地方創生拠点整備交付金、これを活用したいということで、そうすることが一番有効であることから、今回の補正で計上をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、実施にあたりましてはですね、全額来年度への繰り越しということで、対応させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>続きまして、次の商工観光費、7款2項1目です。こちらにつきましてもコロナウイルス感染症の関係で、主には岩屋祭りの中止、それからほたる祭の中止等がございます、その他にも各種イベント等の中止がございましたので、この額を減額をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、24節積立金ですが、先ほどからの東峰村の宿泊税基金の積立金ということで50万円を計上いたしております。</p> <p>次の3目観光施設管理費ですけれども、230万円の増額。こちらにつきましては、施設整備修繕料ということで、岩屋キャンプ場それからポーン太の森キャンプ場、こちらにつきまして、1月の寒波による給水管等の破裂がございました。適切な管理をされておったわけでございますけれども、いずれも60万円以上かかると。</p> <p>参考までに岩屋キャンプ場が80万円、ポーン太の森が150万円という、今、見積もりの段階ではそういう金額になっておりますが、そういったことで、今回補正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ポーン太の森キャンプ場につきましては、水中ポンプがですね、以前から老朽化をしておったということでございますけれども、今回この寒波に伴い、ちょっと水揚げを行う段階において急に壊れてしまったと。老朽化の影響もあったかと思っておりますけれども、そういったことで若干金額的に上がっているということでございます。</p> <p>農林観光課については、以上でございます。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>54ページをお願いいたします。</p> <p>教育課としましては、コロナウイルス感染症対策のため、各種事業や研修会等が中止になったことによる減額となっております。</p> <p>教育費、教育総務費の教育委員会費、旅費、これは、県外研修の特別旅費を92万6千円マイナスしております。</p> <p>教育委員会事務局費、これも同じく県外の研修視察等の旅費を41万2千円減額しております。</p> <p>8目の小中一貫教育推進費、これは、イングリッシュキャンプ事業も中止となりましたので、150万円減額しております。</p> <p>9目地域学校協働本部事業費、報償費ですが、これは、コロナウイルス感染症によりまして、事業が実際9月ぐらいからとか事業開始時期が遅れたこと等によりまして報償費、地域学校協働推進員の報償費、スポーツクラブ、剣道、野球、フットサル等の報償費、それとアフタースクールプラスの報償費、ボランティア謝金の報償費、合わせて150万円を減額をしております。</p> <p>10款4項社会教育費、1目社会教育総務費、これも県外研修の特別旅費を59万1千円減額しております。</p> <p>負担金につきましては、小石原の夏祭り、宝珠山の夏祭り「かたらっ祭」が中止となりましたので、その補助金の93万円を減額しております。</p>

	<p>5目の青少年育成事業、バスの借上料等、これは、未来塾等のバスの借上料または入場料を減額しております。86万5千円です。</p> <p>10款5項保健体育費、1目保健体育総務費、これも県外の研修旅費を計画していましたが、コロナのため中止となりましたので、38万3千円減額しております。</p> <p>保健体育事業費、郡体の出場費やソフトバレー出場費、各種大会が中止になったことによる報償費の減額です。</p> <p>消耗費の150万はオリンピックの聖火リレーが中止となりましたので、その分の消耗品等150万減額しております。委託料も同じくオリンピック関係です。</p> <p>使用料及び賃借料につきましては、バスハイキングや県の駅伝大会等の各種イベントも中止となりましたので、その分が80万円と、残りの123万円がオリンピック関係のバスの借上料です。合わせて203万5千円です。</p> <p>18負担金補助及び交付金も、これは、オリンピック関係の県の負担金の減額が190万となっております。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>52ページをお願いします。</p> <p>6款2項5目林道施設費につきまして、276万3千円の増額となります。こちらにつきましては、県代行の林道五駄・土師山線の開設に伴う補償費の増額となります。</p> <p>53ページをお願いします。</p> <p>8款1項3目水源地域整備事業費1、620万円の減額となります。こちらにつきましては、小石原川ダムふれあい公園の整備が次年度以降となるため、それに伴う工事、土地購入費の減額となります。</p> <p>8款1項5目水源保全事業費につきまして、138万円の減額となります。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためですね、上下流交流事業等のイベントがほとんど中止になったためですね、報償費、需用費、委託料のほうが減額となったところとなっております。以上です。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>55ページをお願いいたします。</p> <p>11款1項1目災害復旧総務費1、226万2千円、この18節の負担金補助及び交付金でございます。こちらは県代行で拡張工事の負担金ということでありまして、下蔵貫橋、下郷橋に設計数量の変更等がございまして、変更増というふうに計上させていただいております。</p> <p>2目公共土木施設災害復旧費5、000万円の減額でございます。こちらは負担金補助の節でございますが、県事業負担金ということで、村の補助災5カ所を、県工事の隣接地であることから、県のほうに工事を行うようお願いするようにしておりました。</p> <p>5カ所のうち4カ所が廃工となりましたので、5、000万円の減というふうになります。</p> <p>それから、3目農地・農業用施設災害復旧費440万円の減額、委託料につきましては、実施設計の段階ですね、精査しましたところ減額、それから、工事請負費につきましては、設計のヒアリングがございまして、その精査によります減額ということになります。</p> <p>災害対策室長としては、以上です。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第15号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>

建設水道課長	<p>56ページをお願いします。</p> <p>議案第15号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,019万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,469万5千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>地方債の補正、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債の補正による。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>57ページをお願いします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算の補正、歳入。</p> <p>5款1項繰越金、6款1項国庫補助金、7款2項災害復旧事業債、それぞれ補正しまして、補正前の額1億1,449万7千円、補正額2,019万8千円、合計1億3,469万5千円となっております。こちらについては、事項別明細書のほうで後ほど詳細を説明します。</p> <p>58ページをお願いします。</p> <p>歳出、1款1項総務管理費で2,019万8千円補正しまして、補正前の額、全体で1億1,449万7千円、補正額2,019万8千円、合計1億3,469万5千円となります。</p> <p>次の59ページをお願いします。</p> <p>第2表繰越明許費、1款総務費、1項総務管理費、事業名、一般管理経費、災害復旧工事3,000万円となっております。</p> <p>次の60ページをお願いします。</p> <p>第3表地方債の補正、起債の目的、災害復旧事業債としまして、限度額720万円から50万円増額しまして、770万円としております。</p> <p>次に、63ページをお願いします。</p> <p>2、歳入でございます。</p> <p>5款1項繰入金としまして、一般会計から1,869万8千円の繰り入れとなります。こちらについては、災害復旧関連としまして、一般会計からの繰入金となります。</p> <p>6款1項1目国庫補助金としまして、簡易水道施設整備国庫補助金としまして100万円となります。</p> <p>7款2項1目災害復旧事業債としまして、50万円ほど起債するということになります。</p> <p>64ページをお願いします。</p> <p>3、歳出、1款1項一般管理費としまして、補正前の額4,456万9千円、補正額2,019万8千円、合計6,476万円となっております。こちらについては、災害復旧に係る委託料及び工事請負費としまして、それぞれ500万、1,519万8千円を計上するものでございます。</p> <p>工事内容につきましては、伊王寺橋、中尾橋、延田橋の架け替え工事、岩屋駅前橋改良区間の河川工事に伴う水道の付替え工事に係る費用となります。</p>
--------	---

	<p>今年度がですね、災害復旧事業の対象となる最終年度に当たるためですね、今回補正予算にて計上するものでございます。</p> <p>工事につきましては繰越ししましてですね、来年度工事を実施予定というふうになっております。以上です。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 議案第16号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>65ページです。</p> <p>議案第16号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」</p> <p>令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,052万2千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和3年3月9日提出、東峰村長名です。</p> <p>66ページ、67ページですが、歳入では繰入金金を505万5千円、歳出では総務管理費を505万5千円減額し、総額で3億7,052万2千円とするものでございます。</p> <p>71ページをお願いします。</p> <p>歳出のみ説明させていただきますが、給与費の関係で、管理職から一般職、役職のない職員に変わった関係で、2節給与、3節職員手当、4節共済費、18節負担金補助及び交付金、そういったものを減額するものでございます。以上です。</p>
日程第18～ 日程第21	
議長	<p>日程第18 議案第17号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第19 議案第18号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第20 議案第19号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第21 議案第20号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>は、一括議題とします。</p> <p>7番 大蔵久徳議員</p>
7番	<p>動議を提出します。</p> <p>日程第18 議案第17号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第19 議案第18号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第20 議案第19号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>日程第21 議案第20号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」</p> <p>は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することを望みます。</p>
議長	<p>2番 梶原光春議員</p>

2 番	ただ今の大蔵議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今、大蔵久徳議員より、動議が提出されました。 令和3年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。 この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の大蔵久徳議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、令和3年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。 7番 大蔵久徳議員
7 番	動議を提出します。 予算審査特別委員会委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦したいと思います。
議長	2番 梶原光春議員
2 番	ただ今の大蔵議員の動議に賛成いたします。
議長	ただ今大蔵久徳議員より、予算審査特別委員会の委員長に伊藤均議員、副委員長に黒川隆康議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1名以上の賛成者がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 伊藤均議員を委員長に、黒川隆康議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、伊藤均議員が予算審査特別委員会の委員長に、黒川隆康議員が副委員長に選出されました。
日程第22	
議長	日程第22 同意第1号「東峰村副村長の選任について」 議会事務局長に補足説明を求めます。 議会事務局長
議会事務局長	208ページをお開きください。 同意第1号「東峰村副村長の選任について」 地方自治法第162条の規定により、次の者を東峰村副村長として選任することについて、議会の同意を求めます。 令和3年3月9日提出、東峰村長名でございます。 氏名 眞田秀樹 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山610番地1 生年月日 昭和38年9月9日生まれ 提案理由、副村長高橋英治氏の退職に伴い、新たに眞田秀樹氏を副村長に選任することについて、議会の同意を求めます。 略歴書につきましては、次のページに書いておりますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	村長より、再度提案理由の説明をしたいという申し入れがあつておりますので、これを許可いたします。 村長

村 長	<p>今回、東峰村副村長の選任につきまして、皆様方に同意を出させていただきました。</p> <p>私、村長に就任し、そして村の振興を図るために、福岡県から3名の副村長に来ていただき、そして組織の問題、それから災害復旧、JR日田彦山線等精力的にご尽力をしていただいたところであります。</p> <p>しかしながら、今回、災害復興等もある程度目途がつかしましたし、本来の村民による東峰村運営、そういったものをしていくために、村内からの副村長選任ということを考えた次第でございます。</p> <p>そういったことによりまして、新しく副村長を選任をいたしましたので、議員の皆様のご同意等をお願いをいたしたいと思っております。以上です。</p>
議 長	11時45分より一般質問を行います。
休 憩	
議 長	<p>休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時35分)</p>

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 1 時 4 5 分)
日程第 5	
議 長	日程第 5 一般質問を行います。 一般質問は、6名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含めて持ち時間は1時間以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 1 番 梶原伯夫議員
1 番	私は、4点ほど質問をさせていただきます。 今年はですね、例年になく雪がものすごく多かったので、除雪について、まずお伺いしたいと思います。 これがですね、案外住民の方からいろいろ言われまして、お聞きすることではありますが、まず、確認です。 何cm以上雪が積もったら除雪車が出るのか。また国県道、また村道で何センチというのが違うのか。誰が、いつ、どこで確認を、それをするのか、教えてください。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	まず、村道につきましては、スクールバス運行時の場合、4時半に小石原の国道211号と国道500号の分岐部付近の路面にて職員が計測し、15cm以上あれば除雪車による除雪作業を実施します。 またですね、スクールバスが運行しない場合につきましては、場所は同じですが、6時から7時ごろにですね、職員が積雪深を測深した上で、気象状況や通行上の影響の長期化等を踏まえて、除雪作業の実施を判断しているところでございます。 国県道につきましては、朝倉県土整備事務所にて日々巡視がなされており、交通確保の観点から必要に応じて除雪車による作業の実施を判断されているかと思っております。 また、スクールバスの運行時につきましては、村からも必要に応じて要請、または情報共有した上で対応をしているという状況でございます。以上です。
議 長	何cmかという質問があったと思うが。 建設水道課長
建設水道課長	まず、何cmかというところについては、スクールバス運行時の場合については15cm以上というところでございますが、スクールバスが運行しない場合につきましては、積雪深を見つつ、気象状況とか交通上の影響とか踏まえて判断しているというところでございます。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	大体分かりましたけど、スクールバスのときで15cm、あとは見てからと言われましたけれど、その場合、出動する場合ですね、県土との連絡体制を教えてください。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	県土整備事務所とはですね、基本的には、連絡体制については、出動するときにはですね、連絡、今から出動しますといったような情報共有のほうはですね、しっかり図らせていただいているというところになります。以上です。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	雪が何cmとかいうのでですね、言われましたけれども、雪というのは、やっぱりもう5cm、10cmでも村民の生活には影響があるわけなんですね。

	<p>で、ありますので、できるだけ早く出していただきたいと思います。</p> <p>年末ですね、あのときが確かうちの前で12cmぐらいだったんですよね。上のほうはおそらくそれ以上あったと思うんですが、年末出なかったんですよね。あれ、なぜか教えていただけますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>おそらく12月30日から31日の積雪の件かと思います。こちらについては、事前準備はしております、31日の朝、早朝ですけれども、確認したところ、路面です、15cm以下でありと。晴天です、今後雪も解けつつあるという状況も踏まえまして、今回は除雪をしておりません。</p> <p>なおですね、午前8時から9時ごろにですね、再度小石原地区の村道の状況をですね、車両のほうでも実際に確認させていただいておりますが、通行可能でありまして、我々の車以外にもですね、村道を他に通行している跡等も確認できましたので、除雪等は実施してないというところになります。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>大体、内容は分かるんですが、さっき言われましたスクールバスが出るときは、4時半ぐらい見て、出るとか言われましたんですが、スクールバスが出るとか出ないとかじゃなくてですね、スクールバスの出ない日でも高校の部活に行かれる方がおるし、お仕事に行かれる村民の方もおられるわけです。そういうのはどうして見てもらえないんでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まずですね、今回除雪作業につきましては、1日でできる作業というのは限りがございますので、まず、村内全体の積雪状況を踏まえた上での除雪作業というのが必要になるため、日の出以降周辺の状況を確認した上で作業を開始することが重要かと考えているところでございます。</p> <p>一方で小中学校のスクールバスの運行は優先すべき事項であり、事前にですね、運行ルートというのは決まっておりますので、村内全体を把握することなく、除雪のほうをしているというところでございますので、これによって時間が異なるというところでございます。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そういう大体の理由は分かったんですが、除雪車の出動ですね、あれは時間契約なんですか、距離契約なんでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>村道の除雪作業の契約については、距離ベースで必要な費用を算定しております。国県道の契約についても距離ベースと聞いております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>分かりました。</p> <p>それが、今年の除雪車のオペレーターと言いますか、運転手さんが、おそらく初めてじゃなかったかなと思うんですが、なかなかうまくできないと言いますか。だから、最初からうまい人はいないわけですね。</p> <p>上手、下手の問題じゃなくて、距離とかならある程度時間かかってもいいわけなんですよ。であるなら、もう少し丁寧にのしかけていただけないかなと思うんですよ。</p> <p>なぜかと言うと、小石原交差点から飯塚方面、あそここのところ町の地区の間は日がなかなか当たらず、なかなか消えないんですよね。今年も大きいトラックが交差点で立ち往生していました。</p> <p>そういうこともあるし、あそこがおそらくね、15cmから20cmまだ残ってたわけですよ、雪が。そういうところをきれいにのしかすと言いますか、除雪ができないな</p>

	<p>ら除雪じゃなくて、要するに取り除きですね、をやっていたきたいと思うわけなんです。</p> <p>おそらくあそこは国道ですから、村に言ってもどうしようもないということで、住民の方が県土事務所に電話をしているわけですね。かなり強い口調で抗議してありましたよね。それをお宅たちが聞いているかどうか分かりませんが、そういうことがあるのに、もう少し除雪、要するに雪をのかす、あそこから他の場所に移すような工夫はできないか、教えてください。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>2点ございまして、まず、丁寧にできないかというご指摘につきましてははですね、これにつきましては、請負業者とも相談の上ですね、対応については検討したいと考えております。</p> <p>次に、先ほど言いました小石原交差点付近の除雪のことかと思えます。</p> <p>こちらにつきましては、小石原交差点付近ではですね、日が当たらないというところと除雪しても雪の行き場がないという場所でございます。そういうところについてはですね、今後ですね、県とも情報共有を図りつつ、今後どうするかというところを相談したいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そのようにですね、除雪ですと行くから、家の前から国道に出るところなんか、もう山になるわけなんですよね。あれ、ご年配の方なんか、なかなかのかすのが大変かと思えます。そこのところも丁寧にやっていただくように、業者の方と話し合いをしていただきたいと思います。</p> <p>今言ったように、オペレーターの訓練とか、おそらく契約のところには任せていると思うんですが、オペレーターの訓練とか、村は、関係は全然しないんですか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>請負業者にですね、現状では特段の訓練等の指示はやっていないという実情でございます。以上です。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>さっき言ったように、なんか初めての方みたいだったと言ったのは、雪のないときのイメージがおそらくなかったんだと思います。</p> <p>だから、そういうところですね、請負の業者の方との話し合いを持っていただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>請負業者の方ともですね、ご指摘のあった件については相談の上ですね、今後の対応を検討したいと思います。以上です。</p>
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>そこのところをよろしく願いしときます。</p> <p>さっき言いましたスクールバスを主に運行するときに考えていると言われましたんですが、教育長にちょっとお伺いします。</p> <p>2月の18日、19日ですね、あのときに除雪車が早く下って来たんですよ。そのときも1時間遅れだったし、次の日も1時間遅れだったわけですよね、スクールバスが。どういう理由か、教えてください。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>スクールバスの運行についてのお尋ねですが、まず、今年は特に積雪が多ございまして、非常にその辺りで大変子どもたち、保護者の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。</p> <p>特に、12月最初の段階での積雪は大したことなかったんですけど、小石原の上の</p>

	<p>ほうが、車が立ち往生した関係で、それで非常に、下のほうで待っている子が40分、50分ほど、ずっと待たされたという事案がありました。</p> <p>その経験をもとに、まず手順としましては、前日から情報を集める。村の防災担当、そして、いろんな天気予報を見たり、そして、建設水道課の課長さんとも相談しながら、情報を集めて、まずは東峰学園の学校長と情報共有する。</p> <p>二つ目に、じゃあ、明日の運行についてどうするかということ。これは、なかなか予想が難しいんですが、もう、そう大したことはないということならば通常どおり、かなり積雪が予想されるという状況がかなり想定されるならば、もう1時間遅れで、時間をゆっくり余裕を持って通学させようというふうな話でしております。</p> <p>そして、そういう中でも、バスの運転手さんのほうが予定よりも遅れそうだといったときには、すぐに学校のほうに連絡をし、安心メールというのがあります。保護者のほうに全部回る安心メールで配信する。また、場合によっては防災無線で配信する。そういうふうな段取りでいこうと思っています。</p> <p>本年度特に、全体で4回ほど1時間遅れということをやりました。いろいろ悩んだわけではございますが、子どもたちの安心・安全というのをやっぱり最優先にして、空振りでも終わっても子どもたちが安心・安全に学校に来ればまるということで、そのような形でのスクールバスの運行を行っております。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>大体その、安心・安全は分かるんですね。</p> <p>実は、自分が前やってたから、みんなが私に言うんですね。「今日はなんで出とらんと。早よ行かんかね」と。</p> <p>道路状況を見たら、そんなにない。そういうところがあって、あんまり自分に言われるもんですからお伺いする訳なんですけど、19日なんか普通に行けたと思うんですよ。</p> <p>だから、空振りであってもというのは分かるんですが、それは、その日の判断でいいんじゃないかと思うんですね。</p> <p>何のために無線機を付けたか、スクールバスに。無線機も付けてあるし、今、みんな携帯も持ってるし連絡は付くわけなんですよ。</p> <p>だから、そこをもう一度、今言う、悩むとは思いますが、悩むとは思いますが、もう少し連絡体制をちゃんと取ってるから、そこをもう少し考えて、運行というのはやっていただけないでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>平成30年、それから昨年度については、あんまり雪が降らなかったということですね、その辺りのところの判断が出るんですけど。その前も、平成29年度は、やはり1時間遅れとか休校とかいうことはあったと聞いております。</p> <p>なかなか想定が難しゅうございますので、もう基本的に大したことないというときには普通どおり行きます。</p> <p>なかなかその辺りの予測が難しいので、どうしてもこちら側としましては安全を期してということで、判断がそのような形になってしまうということもあって、先ほどの議員さんの意見も今後考慮に入れながら、判断材料にしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>大体言わんとすることはよく分かるんですよ。</p> <p>さっき言ったように、自分がやっていたからいろいろ言われるからですね、こういう質問をさせていただきました。それで、また安全な運行をですね、求めてやっていただきたいと。</p>

	<p>そこは終わりました、次に行きます。</p> <p>次はですね、災害後の河川復旧について、少し伺います。</p> <p>河川の途中に落差工があるわけなんですけど、あれがなかなか傷んでいるけど、修復されていないと。</p> <p>ところが県営ですから、なかなか難しいと思うんですが、通告をしたので、聞いていただけたと思いますので、そのところどういふふうでまだ修理ができないか、修復できないか、教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>議員おっしゃるとおり、県営河川でございますので、県のほうに確認をいたしました。</p> <p>県といたしましても、一日も早い復旧を目指すということでございますけれども、29年の九州北部豪雨災害、甚大でありまして、このことにもよりまして、当面の間経過を観察しながらですね、必要に応じて対策の有無を検討していきますというような、回答をいただいております。もう少し動向を見ていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>なかなかですね、村からは要望だけしかできないと思うんですが、せつかく魚道とかもできてたところが壊れてますよね。だから、そういうところの補修もですね、できるだけやっていただけるように要望のほうもお願いします。</p> <p>次にですね、道路のほうですね、道路のほうもまたそういうところがあるんですが、国県道でですね、村道もですが、側溝で蓋が飛んでいるところとかあって、それとかまた詰まっているところとかあるわけですね。</p> <p>そういうところの補修はどうなっているか、教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>村管理につきましては、復旧工事等に関連して発注を行い、そして、施工をやっているというところでございます。</p> <p>国県道につきましては、箇所を確認の上ですね、実施するよう県のほうにも要望を行ってっております。</p> <p>したがしまして、国県道等においてU字溝の詰まっているところとかですね、なかなか目立つんですけども、県のほうも精一杯やっているとございまして、もう少し時間的に余裕をいただきたいと思います。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>これまた先ほど言いましたけど、ものすごくまた今年雪が多かって、道路の端とかなかなか分かんないんですよ。</p> <p>蓋が飛んでいると言いましたけど、蓋のないところもまだあるからですね、ああいうところも蓋をするようにとかですね、でないと脱輪という事故があるようですので、そのところもちゃんと要望のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>まだ国道のことだからなかなかできないとは思いますが、段差のあるところとかあるから、そういうところのほうも要望していただきたいと思います。いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>段差のあるところで、特に著しいのが鼓川橋のところだと思います。これも県のほうにも申し上げておりますけれど、あそこですね、左岸側がまだ橋台の部分の工事発注がまだされてないということで、それと同時にですね、その段差のところは対応していきたいというような回答を得ております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員

1 番	<p>大体災害とか道路の関係、それぐらいなんですけど、さっき村長が言われた、ほんと塔の元のところなんかですね、もう少しならだかにやっていただければ、段差のところですね、と思うんですが、なかなか補修はできないしあのまんまできているから、知らない車はぶつかるようなすごい段差で、あれなんか中の積み荷が壊れたら道路の管理者が悪いようになるというような話も聞いていますので、早急にですね、大きい段差なんかは取っていただきたいと思いますので、そここのところの要望もよろしくお願ひいたします。</p> <p>次、最後です。</p> <p>高齢者向け住宅と言いますか、何と言いますかグループホーム、あれに似た住宅でありますけれども、自分がどっちに入れていいかわからないから高齢者住宅というふうに言うんですが、まだ元気な人と言いますか、一人でも大丈夫ということで、一人暮らしとか夫婦で高齢の方がおらっしゃる、自宅におらっしゃると。でも、夜はちょっとという方がおらっしゃるわけですね。</p> <p>そういう方が夜だけそこに行って泊まるとかというような、何と言いますか、施設と言いますか、住宅と言いますか、そういうのがつくれないか、ちょっとお伺ひします。</p>
議長	村長
村長	<p>ご提案をいただきまして、検討をいたしました。</p> <p>しかしながらですね、夜間を集団で共同生活をするための住宅ということになりますと、管理をしていく中で健康状態とか人間関係とか家賃の設定などですね、多くのやはり問題が、村でやるとやっぱり生じるのかなという気はいたします。</p> <p>したがって、今、民間事業者がやっております清和園とか宝珠の郷とかですね、そういったところがやっただけですと、なんとかなるかなという気はいたしますけれども、現時点ではなかなかこの取り組みというのは、容易ではないなという考えを持っております。</p>
議長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	<p>今、もう村長のほうから言われましたけど、宝珠の郷とか清和園とか言われましたけど、できたらそこに、何と言いますか、村が隣接するようにそういうところをつくってですね、そこを管理していただくとか、別にまた管理人さんを置くとか、そういう方法を清和園、宝珠の郷さんなんかと話していただければですね、多少前進するのかなと。</p> <p>なんでこれを言うかと言いますと、自分が商売柄お年寄りの方をずっとタクシーで乗せて回るんですけど、そのときの中の話ですね、そういう方が結構おらっしゃるわけですね。だから、グループホームで、グループだけでやるというのはなかなかというのがあり、たまには施設と言いますか、住宅に居たいということもあるので、ずっと泊まって帰る、泊まって帰るじゃなくてですね、泊まってそのまま居るとか、たまにはですね、そういうこともしたいと。いろんなお話もしたいという要望があったもんですから、ちょっとお伺ひしたんですが。</p> <p>今言ったように、清和園とか宝珠の郷さんとかですね、一緒に話していただければ、どうにかかなりやせんかなと自分は思うんですが、今言ったように、村が住宅と言いますか、施設をつくれれば、多少の向こうも負担が軽減されるからですね、そういうふうでご年配の方が明るく長生きできればですね、なおいいと思うから、そういう施設のことも考えていただきたいと思います。</p> <p>その考えをですね、少しお伺ひして、私の質問を終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>ご提案をいただきました件につきましては、清和園とか宝珠の郷とかも含めまして、前向きにちょっと調査あたりをですね、していきたいと思っております。</p>

	議員言われるように、やはり高齢者の方が人間らしく、そしてこの村に住んで良かったと思えるようなところで生活をしていただければ、それに越したことはないかと思っておりますので、その件はまた検討をさせていただきたいと思っております。
休憩	
議長	午後1時まで休憩をいたします。 (12時14分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。 (13時00分)
議長	8番 泉 守議員
8番	まず、観光協会に関する質問をお願いしたいと思います。 コロナの問題もありまして、早く終わりたいと思っておりますので、ぜひともご協力方お願いをしたいと思っております。 まず、朝倉市観光協会から要請されて東峰村、筑前町で朝倉観光協会が結成をされましたよね。これはいつ頃されたんですか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	当時の朝倉広域観光協会と朝倉市観光協会による協議に基づきまして、平成26年の6月に設立をされております。
議長	8番 泉 守議員
8番	確かに平成26年6月23日に結成されております。この会員数はそれぞれ、この協会の会員数は何名でございますか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	現在の会員数につきましては、全体で220事業者です。朝倉市が199、筑前町が15、東峰村は6の事業者の方が参加をされております。
議長	8番 泉 守議員
8番	現在この会員数はですね、全体で朝倉市、筑前町、東峰村はそれぞれで、今お聞きしたのは全然バランスが違いますね。 そうしますとね、全体の会費はいくらになるんですか。予算。
議長	農林観光課長
農林観光課長	予算的にはですね、この会員の事業所さんが一口5千円という形で、会費として納入をされております。 この協会自体の運営につきましては、その他の収入を持ちますけれども、大きくはこの会員さんからの収入をもとに運営が行われているということで聞いております。
議長	8番 泉 守議員
8番	たとえばですね、東峰村はですね、6名、あとは全部で220何名と、筑前とね。これでね、東峰村が観光のですね、観光の、観光協会に入ったですね、価値があると思いませんか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	先ほど申し上げましたとおり、この観光協会はですね、会員さん方で成り立っております。東峰村からは先ほど申し上げました6の事業者の方が加入をされております。 村自体がこの観光協会に会費を払うとか、そういったことはございませんので、あくまでこちらの観光協会については事業者さんの判断になっているということでございます。
議長	8番 泉 守議員
8番	これは予算にもですね、6名、東峰村から6名と言いますけれども、44万4千円

	払つとるじゃないですか。これは何ですか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ちょっと整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>実はその44万円というのはですね、この朝倉観光協会の中で、現在、朝倉広域観光連携事業という事業に取り組んでおります。こちらは3つほど今プロジェクトを立てて事業を実施しておりますけれども、その中でこの事業に対しての負担金ということで、それぞれ朝倉市それから筑前町、東峰村が負担をしているという負担金ということになります。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>この広域行政とね、観光協会という名前はですね、違うんですか、名前とあなたの言いよるとは。</p> <p>観光協会というのはですね、その地域、地域の朝倉いまよってPRしながらお客さんを紹介したり、観光というのはそういう役割じゃないですか。これは違うんですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ちょっと自分の答弁が、意味が悪かったかもしれませんけど。</p> <p>この朝倉観光協会が事業主体となりまして、先ほど申し上げましたプロジェクトを3つ立ち上げて、広域的に事業を展開をされております。その分についての負担が、東峰村が44万円ということで理解をしていただければと思います。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>理解をせれと言うてもね、名前のごとくですね、観光、そういったものについてはですね、課長は知つとるですか、甘木は1年前にね、観光業して失敗しているんですよ。この観光業して失敗した。</p> <p>だから今回はですね、この今お宅が言いましたですね、平成6年6月の28日に再度ですね、東峰村と筑前町と入れて、これでやろうとやり替えたんですよ。これは、あなた知らないんですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>そういったいきさつは、ちょっと自分は存じておりませんが、基本的にこの一緒になったというのがですね、前身がございます。</p> <p>まず、朝倉広域観光協会というのは、昭和53年からですね、甘木・朝倉広域観光事業団連絡協議会というのが元々ございまして、その流れによって朝倉広域観光協会と言うのが立ち上がって、名前が変更になってきております。</p> <p>今回26年に立ち上げられたのは、その広域観光協会と朝倉市観光協会の一本化を目指して協議がなされたということで、設立が行われているということでございます。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>この結成して過去5年の実績を見ればですね、観光振興は全く発展していないことが明らかであります。わが東峰村の観光振興を発展させる戦略、戦術は全く強化されておられません。そう思いませんか。</p> <p>元年のですね、令和元年、6回目の定期総会の議案書を見れば明らかで、東峰村や筑前町、朝倉市の観光協会がどのような成果を挙げてきたのか、全く解明されていません。令和元年度6月26日の総会案を見れば明らかであります。</p> <p>また、平成29年7月の九州豪雨、大豪雨で東峰村は大被害を受け、観光業に大きな影響を与えています。その支援もせず、さらにJR日田彦山線の復旧の支援体制も取らず、朝倉観光協会、東峰村に全く手を差し伸べておりません。何の観光協会か私は分かりませんが、そこはどのように思いますか。</p>
議 長	農林観光課長

農林観光課長	<p>先ほどから申しますとおり、この朝倉観光協会というのは事業者の方々に成り立っております。</p> <p>そういった中で、結果がどうであるかというのは、ちょっと私もあれなんですけども、そういった中で一つの連携事業として今取り組んでいます広域観光連携事業、今、サイクリングタウンプロジェクト、それから蒸し雑煮プロジェクト、それからエディブルフラワープロジェクト、これは食べられる花ということでございますけども、そういったプロジェクトをですね、近年立ち上げて、広域的な連携として事業を行っておるといことで、この観光協会、事業主体は観光協会ですけども、そういったことで認識をしているところでございます。</p>
議 長	8 番 泉 守議員
8 番	<p>この観光協会のね、財政負担は、東峰村は年間4万4千円を拠出していますが、朝倉市、筑前町はいくら財政負担をしているのか明らかにされていません。これらの財政が観光振興にどのように使われたのか、収支決算書や事業総括の報告も定期総会議案書に全く記載されていません。</p> <p>総会前に会員から時間があると意見書が提出されております。役員会はまともに意見書に対応する回答はできない状態です。大問題です。絶対に許されることではありません。まさに東峰村は朝倉市に利用されていると言われております。いかがですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ちょっと私もですね、実際この1年間総会に出席したわけではございませんので、その辺りについては、ちょっと泉議員が把握されていることはですね、ちょっと自分もまだそこまで知り得ないところというか、そういうことが本当にあるのかどうかはちょっと分かってないんですけど。</p> <p>実際うちのほうで、その負担として聞いておりますのは、朝倉市さんが118万円ほど、それから筑前町さんが84万7千円ほどの、この連携事業に対する負担金はあっておると。</p> <p>この負担割については、均等割が2分の1で人口割が2分の1ということで、この事業はなされているというふうには聞いております。</p>
議 長	8 番 泉 守議員
8 番	<p>村長にお伺いしますけど。</p> <p>観光の振興というのはですね、やはりそれぞれの村、町、市でですね、やはり農業、商工会、商工業者、いろんな職種が集まって、そして、その文化・歴史を言いながらですね、これを作り上げていく。この3町でやって、なんらですね、今私は、嘘じゃない、調べているんです。あれからね。</p> <p>報告もされない、どういう形でお金を、44万4千円、これをですね、やり、全くですね、よそからですね、甘木、朝倉市あたりに聞いたら、「泉君、これは、東峰村は騙されとるとばい」と、即脱退をなさい、こう言われておるんです。</p> <p>だから、東峰村にも何人かそういうことを伝えたいということで来ましたがですね、いろいろ村長とは、僕は会わせてなかったんです。私のほうから説明するからということでしたけど、村長どう思いますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>観光業というのはですね、非常に自治体にとっては大切なものであります。特に近年におきましては観光客とかインバウンド客の増加でですね、大事なものであります。</p> <p>しかし、基本はですね、泉議員おっしゃいますように、やはりその自治体におけるやっぱり観光行政というのが基本だと思います。</p> <p>しかしながら、やはり最近交通の便利とかいろいろな条件等も良くなりまして、一</p>

	<p>つの自治体だけでは十分な魅力をですね、生かされないというようなこともあるかと思えます。</p> <p>したがって、やはり今、福岡県等が取り組んでおります福岡県全体での観光事業の促進、その中でやはり朝倉市郡の中での観光業の促進、そういったことを考えますと、やはり基本は自治体でございますけれども、近隣の広域市町村とは連携をしながら観光事業に取り組んでいくということも大切じゃないかと、私は思っております。</p>
議長	<p>8番 泉議員、少しお待ちください。</p> <p>先ほどの8番 泉議員の発言の中で、もしかしたら不適切な発言があったように思われるところがありましたので、録音テープを聞いて、もしあれば、そのところは是正をしたいというように思っておりますので。</p> <p>8番 泉 守議員</p>
8番	<p>そういった不適切な発言があったら取り消しをさせていただきたいと思えます。</p> <p>私はですね、この、確かにですね、村長が言われるように、広域行政というのは国、大きなところ挙げてやるのが本当です。</p> <p>しかしながらね、この東京にある総合研究所のですね、こういった観光についての問題はですね、こういうことは例がないというんですね。こういう観光の広域行政のあれは例がないと。全くこういうことでは発展しませんよと言って、東京の、後で言いますが、研究所の方々はこう答えている。これについて、どう思いますか。</p>
議長	村長
村長	<p>東京の総合研究所ですか、あたりの方がどういう考えのもとにそういうことを言っているのか分かりませんが、やはり東京でありますから、国全体のことを考えればですね、今、国の予算の、確かコロナ前では、4兆円ぐらい確かいったんじゃないかと思えます。記憶が定かではありませんけど。</p> <p>これはですね、一つの企業に例えますと、非常に大きな収入源となるわけでございます。また、地域活性化にもなるわけでございます。</p> <p>そういった中で、国全体が外国人あたりも含めたインバウンドというのを推進している状況で、このコロナウイルスの感染症の問題になったわけですが、</p> <p>やはり私としては、この観光業というのは、東峰村について言えば交流人口の増加、そして東峰村への理解度を深めていただいて、そして、やはり移住・定住等にもつながるものじゃないかと考えているところです。</p> <p>したがって、私としてもやはり観光行政、小石原焼につきましても、それから、竹地区においてもですね、取り組んできたというのは、そういう理由からでございます。</p> <p>したがって、例がないというのがどういうことかちょっと理解しがたいですが、もう一度ですね、その辺りのことも調べておきたいと思っております。</p>
議長	8番 泉 守議員
8番	<p>村長ね、村長がね、ただ単にですね、それは東峰村でやると言っていて、どれだけできるのかというのは、これは疑わしいところであろうと、私も思えます。</p> <p>ただですね、村長さんもお承知のように、黒川、天ヶ瀬辺りはやっぱり観光に成功しているですね。成功している、湯布院とかいうのは成功しているんです。</p> <p>これにね、やっぱり地域がなる。しかし、農業があり商業があり、いろんな数がある町の中心になる。</p> <p>しかしこれはですね、この人たちが集まってでくるといってもじゃない。やっぱりその中のリーダーをですね、リーダーをいかにですね、いかに見つけるかという問題なんです。そして、そういった多くの村民を入れながらですね、やっぱりそういった古い文化・歴史を聞きながら取っている。今、東峰テレビが成功していると思えます。</p>

	<p>これはやっぱり熊本から岸本さんが来て、リーダーとしておるから成功したんじゃないですか。</p> <p>だから、東峰村でやるためにはですね、私は、東峰村でみんなで集まってやれと言うんじゃない。そういったリーダーのですね、リーダーを見つけて意見を聞きながら、立派な東峰村の観光振興はできるんじゃないかと、こういうふうには私は思っているんですよ。</p> <p>だから、単なるあなたたちがね、みんな集めてやれというんじゃない。やっぱりリーダー、テレビのごと岸本さんを熊本から連れて来られて、やっぱりあの人がおったからテレビが成功したんじゃないかなと、僕は思っているんです。</p> <p>だから、そういうふうなリーダーね。しかし、今のゆうあなたの言う甘木・朝倉だからお互いにパートナーがおってもね、自分とこの町がパートナーはかわいいんですよ。パートナーは自分のところを主張する。これはいくら経ってもね、できないということを明らかに東京の研究所の専門者は言っているんです。</p> <p>だから、そういうことにね、極力やっぱり努力をしていってもらいたいと思うが、観光課長、どうですか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>泉議員がおっしゃることは分からないでもないですけど。</p> <p>先ほど村長が申し上げましたとおり、広域的な連携はですね、やっぱりどうしても今までの流れもございますし、お互いにやっていくというのは大事なことだと思っております。</p> <p>その上で村としてどうやるかということだと思しますので、そういった方向では、今までと同じような形でいきたいと思っています。</p>
議長	8番 泉 守議員
8番	<p>時間もないからね、一通り私が読んで、それに参考にしてください。</p> <p>朝倉観光協会の会員はわずかですね、222名です。しかも会員は商工業者だけで、これでは観光活性化はできません。商工業者だけでよかったら観光協会は必要ありません。朝倉市、筑前町、東峰村の商工会議所は、商工会議所合わせて会員は約2,000名を超えています。それに対して朝倉観光協会はわずか222名で、その内東峰村の会員は4名で、なんのための観光協会か考えてみてください。</p> <p>観光協会は地域住民が主体でなければ成果は上がらないと、中央の総合観光学者は位置付けています。観光活性化に成功している観光地は、地域住民が中心です。観光振興は地域住民が行うべきもので、その上で地方自治体がそれらを積極的にサポートするとともに、観光団体、商工会、観光体、農業農民と連携し役割分担をすることが重要だと、総合観光学会は位置付けています。</p> <p>その理論が、朝倉観光協会は全くないのです。東峰村観光協会は早急に発足させ、多くの村民参加で観光業界と活性化を図りましょう。</p> <p>さらに、観光振興に最も重要なのは、優れたリーダーがどれだけ存在しているのかが何うのです。</p> <p>観光協会は、役員の構成は商工業者だけでなく住民代表やボランティア特有の意欲のある住民、特に若者、女性代表を登用することが不可欠と言われています。</p> <p>さらに、大都市の市民運動のリーダーや学者、文化人などの人材を登用することも忘れてはなりません。地域のある人材を登用することも、最も大事なことです。</p> <p>大分の黒川温泉や湯布院や観光活性化に成功しているのは、都市のリーダーを活用することが成功しているからだと言われています。東峰村もその教訓を学ぶ必要があると思うのであります。どうですか。</p>
議長	村長

<p>村 長</p>	<p>今、泉議員の朗読をされたことについてはですね、確かに、やはりそのようなことだと思っております。</p> <p>東峰村におきましても、観光DMOとかですね、今後取り組んでいこうということで、もう初会合等も今やっているところでありまして。</p> <p>この観光DMOというのは、極端に言えば焼物屋さんとか商店の方とか、そういう人たちがばかりじゃなくて、地域の人も巻き込んだ形でのですね、観光DMOあたりを作って、そしていこうかと思っております。</p> <p>やはり近年、この観光業というのが、先ほどから言っておりますけれども、日本国においても非常に見直され、地方においてもやっぱりそういうことが叫ばれている中で、議員おっしゃるように、リーダーをいかに育てるのか、若しくは育てるんじゃないかというリーダーを連れてくるのか、そういったところについてはですね、この事業をやる上では非常に重要なキーポイントだと考えているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、交流人口の増加とか、やっぱりそういうことを考えますと、東峰村には良い所がたくさんあります。そういった人たちがぜひ、東峰村に来ていただいて、そして買い物なりいろんな人と交わることによってですね、また東峰村からの情報発信、そういったものをしていただけるような、人々に応援隊ですね、そういった応援隊も今後しっかりと作っていく必要があるかと考えているところです。</p> <p>今後ともいろいろご教示をいただきながら、この観光行政、本当に大事なことだと思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>8番 泉 守議員</p>
<p>8 番</p>	<p>確かにね、私は、この3年以上なりますが、村長もホテルですね、ホテル、観光、小石原の言うなら観光ですね、岩屋のほうの観光地をたくさんつくられております。やはりそういうね、やっぱり車が通らなくても、やっぱりすばらしい景観だからと、そういった面で東峰村、ぜひ、東峰村で観光を、お客様が喜ぶ観光のできる場所として育ててほしいと思います。</p> <p>これで、答弁は要りません。勉強してください。そう言うことでね、私が今言ったことでね、これでもう質問はありませんから。</p> <p>それでは、2番目に、道の駅のね、私、再三これ申し上げるんですけど、道の、村長は言わなくても分かっていると思いますがね。やっぱ言わなきゃ何もしないからね、言わなきゃならん。</p> <p>村長も痛いほど分かっておると思うが、あそこの皿山に行くところですね。これは測量もして、その測量してはっきり分かっているんですが、その後、測量して何年もなりますけど、これね、業者に崩してくださいとか、何か通知を出したことはありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>建設水道課長</p>
<p>建設水道課長</p>	<p>まず、測量後ですね、所有者の方に対しまして説明、確認のほうはさせていただいているというところになります。</p> <p>なお、協議過程であるためですね、詳細な話は差し控えさせていただきますが、是正も含めてですね、今後の対応が必要かと考えております。</p> <p>なお、是正通知等はですね、現状のほうではしていないというところになります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>8番 泉 守議員</p>
<p>8 番</p>	<p>東峰村はですね、差別をしない村であろうと思います。いつも教育長あたりは啓発運動、差別をしない運動という形でいろいろ、差別をしない運動とありますがね。</p> <p>この人は、村の所有地に入っているんですね。しかも村の仕事をして飯食っていきよる。</p>

	<p>私はね、水害があつてね、川の中に落ち込んで、きれいにしてくれたからいいようなものの狭くなったから、川の中に落ち込んで足が折れたと。ここに、私の同僚におる方がですね、私を助けて、やっぱ病院に行つとつたほうがいいばいと言って、日田まで連れて行ってくれた。足が折れとつたと。</p> <p>そしてですね、その上そういうことがあつたからですね、大工さんを雇つて板を張りよつたわけ。1時間もしないうちにですね、泉さん、これは村から許可をもらつてますかということでね、役場から来られた。誰か通報したかなんか知りません。</p> <p>これは、片一方は、それで私はすぐ今から行くけんというて役場に来て、書類を書いて出したんですがね。</p> <p>片一方は測量までして、なんもせんでほつたらかしておる。これは差別じゃないですか、村長。どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この問題に関しましては、泉議員のほうからもいろいろご指摘等もいただきまして、今、現段階で実施測量等も行いまして、問題点の共有というのは地権者の方とも共有をしているわけでございます。</p> <p>しかしながら、片やもう一方では、あそこは一本杉と言いましたかね、道路の名前は。その国道から皿山までのですね、道路の拡張というのは、今後は是非でもやっていかないとですね、民陶祭の日あたりも、あの道は狭くて、歩いている方がいれば危なくてしょうがありません。</p> <p>それと、やはり小石原焼の発展のためにもですね、あの道はやはり拡張して、大型バスあたりが通つて伝産館まで行けるような道路整備はしなきゃいかんと思つております。</p> <p>そういった中で、その事業をする過程の中で是正をしていきたいと考えておるところでありまして、それまで何と言いますか、差別をして残しているわけじゃありませんので、どうかその辺りはですね、新しい道路拡張、この事業に伴つて是正をするところでご理解をいただきたいと思つております。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>あのね、村長、それは分かるんですね。</p> <p>でもね、拡張するんじゃない。まずもつて境まで引かせて拡張する。拡張するのと境を、村に入つてきている土地まで下げるといふのは、意味が違ふんじゃないですか。どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>図面等をお見せすれば分かるかと思つても、村に入つてきている土地もあります。それから、現在、国道から入る部分につきましては、村がその人の土地を使わせてもらつてるとか、というようなところもあります。</p> <p>現時点では、先ほども言いましたように、道を広げるときにその辺りは、やはりきちりと是正していこうということで確認はできております。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>ぜひですね、入つてきとる分は購入するなり、向こうに入つとる分は精算するなり、それは村がきちつとせないかんです。入つてきとるから、こつちもお互いじゃないかということじゃないんです。</p> <p>入つてきとる分はですね、どれまで入つてきとるというのは、村が購入せないけません。そして、向こうから入つてきとる分はきちつとやらないかん。それを精算をせないかん。工事をするからそれまで待つてくれじゃ、そうじゃないですよ。そういう言い方じゃないです。</p> <p>やはりですね、そういう土地を管理者はですね、やっぱ入つてきとるところは、私</p>

	<p>みたいに差別じゃない、ね。先ほど差別と言ったけれども、やっぱりそこに作るなら許可を出してください。やっぱりそれが本当なんです。</p> <p>そこだけそうすることじゃない、今後もそういった村の所有地にはですね、特に気を張りましてね、やってほしいと、そういうふうに思っております。ぜひともお願いをしておきます。それは、これで終わりたいと思います。</p> <p>もう一言ですね、私事でありながら他人事になるんですけど、私は交通事故で入院したわけですね。絶対相手がですね、100%悪いわけです。私は悪いことはない、相手が悪いと。そういう中でですね、病院に行った。</p> <p>そしたら、私は最近ね、私は金を払わなかったから分からなかったけど、最近ですね、こういう支払明細書というか後期高齢者のほうから送ってきたわけですね。あなただけだけかかるとる。全部私がこれは払ったごととなるとる。私は1割しか負担してないんですよ、相手が。</p> <p>そしたら後期高齢者の医療負担がですね、先月も議会に出してですね、これを上げるなという議会で出とるんですね。そしたら高くなるわけですよ。</p> <p>実際交通事故で、私は交通事故で百何十万もかかって、医療費をですよ、医療費を後期高齢者からここに払ったごとしとる。向こうが全部悪いんですよ、過失。そして1割しか払ってないんですよ。どういうふうにお考えになりますかね。</p>
議長	村長
村長	<p>泉議員からの一般質問をいただきまして、ちょっとですね、聞いてみました。</p> <p>そうしますと、交通事故についてはですね、これは、やはり先ほど相手側が悪いということになれば、交通事故のほうから、保険から出るということであります。</p> <p>しかし、今のお話では、泉さんのほうが払ったということでございますので、この交通事故の医療負担については、本人若しくはですね、家族の同意がなければ、これはできないというようになっているそうです。</p> <p>したがって、泉さん本人は知らなかったかも分かりませんが、家族の方が同意をしていればですね、この自己負担の1割と言いますか、そういったものは、この通常の介護保険で支払われることが可能だという話は聞いております。</p>
議長	8番 泉 守議員
8番	<p>全然僕は金払ってないんですよ。僕は金払ってない。向こうが1割負担を払っているんですね。</p> <p>そしたら何百万もの、結局200万ぐらい全部、200万ぐらいのこれをですね、払って1割ですもんね。</p> <p>そしたら後期高齢者の医療がですね、どんどん高くなるでしょう。そういうことを認めていくから、後期高齢者はですね、どんどん、どんどん値上がりせないかんごととなるとるんですよ。</p> <p>こういうのをね、もしね、担当課が調べてですね、私に、後期高齢者が、東峰村も責任があるわけですから、添田の村長が会長になりまして、日本一の安い後期高齢者の医療体制を作り上げますということで、今、日本一高い後期高齢者の医療体制ですよ。そういうことをして、私これを見せますからね、これをこんなして払ったら、私に、これはあなたの分を払いましたよと言って、私のところに通知をくれな納得されませんよ、これ。</p> <p>これ、みんなこんなことしよったら大変になりますよ、どんどん年いったら払えん。皆さんね、もう後期高齢者の負担金は払いきらんで、年金から引かれて、もう払いきらんで言っているんですよ、実際。</p> <p>こういう実態をやつとることがですね、私は納得されないので、これ。だから担当課長ね、後で見せるけど、いいですか、ちゃんとやってくださいよ。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほども村長の答弁を一部行ったわけですが、例えば医療費の通知が来ていると思いますが、後期高齢の場合は個人負担が1割ですね。その個人負担分についても保険会社のほうが、泉議員の場合払われたということで、説明を私は今理解したんですが。</p> <p>残りの9割について、それを後期高齢の広域連合が負担するのではないかとされているのではないかと思うわけですが、その9割についてはですね、広域連合のほうが保険会社に請求します。</p> <p>ですから、交通事故で発生した費用については、例えばこの後期高齢者医療の保険制度を使ったとしても、広域連合が費用を負担することは全くありません。</p> <p>保険会社との協議をですね、うまくその辺りをやっておかないと、1割個人負担した分をですね、相手のほうから補償として受け取れなくなるとか、そういったことがないようにしないといけないと。そういうふうな一般的な話がございます。</p> <p>これは、後期高齢医療にかかわらず国民健康保険も一般的な社会保険についても、そういった支払い方になっておりますので、保険会社と言いますか、保険機関ですね、国民健康保険、後期高齢者医療保険、いわゆる社会保険も含めてですけれども、そういったところがですね、交通事故の医療費を負担するようなことは、一般的にはございません。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>もう一言だけ聞かせていただきたいと思うけどね。</p> <p>例えば、私に全部払ったということは、私に後期高齢者の組合から来ているわけですね。</p> <p>そうすると私どもにね、その払ったというのを発行はされないんですか。これがきとるんだから、全部1割もなんも間が、その保険屋さんか何かが払ってあるわけ。</p> <p>そしたら、私はこのままとして、払ったか払っとらんか分からんじゃないですかね。</p> <p>だから、これは後期高齢者が、あなたの分はこれだけ貰いましたよということを通知はできないんですか。それをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>医療費の通知に書かれている内容がですね、今回の治療にかかった費用が総額でいくらかで、個人負担分がいくらかですよという通知内容になっていると思いますので、そこをですね、個人が払った額だけの通知というふうにできるかという、それはできないのではないかなと思っております。</p> <p>ですから、残りの9割をですね、広域連合のほうがきちんと保険会社から受け取ったかどうか、そこについては、一般の方はなかなか確認はしづらいのではないかと思っております。</p>
議 長	8番 泉 守議員
8 番	<p>そういうね、今、課長の言い方では納得がいかないですね。</p> <p>やっぱ払うもんだけ払って、もうあとは払ったとは、保険さんが払ったとかいう通知は、それはやられんかなんか分からんけんね。これは本当にね、重大な問題ですよ。</p> <p>それは、そういう中なら貰ったなら貰ったということで、また私から払ったと、私は金払わんで保険さんが払ったというて来とるんだから、保険屋が後期高齢者が払とるんだからね。</p> <p>今度は、その人から保険屋さんから貰いましたよと、私にくれさえすりゃ、私も安心しますけどね。それから先は深追いね、ぜひ、こういうことが我々保険者において</p>

	はですね、非常に不安があると、そういうことだけは、あなた方が担当ですからね、やっぱりやってほしいというふうに、もっと納得されるような保険制度になしてほしいというふうに、切にお願いをしまして、私の質問を終わります。
休憩	
議長	1時55分まで休憩します。 (13時48分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。 (13時55分)
議長	7番 大蔵久徳議員の質問を認めます。 7番 大蔵久徳議員
7番	今回コロナ関係と荒廃森林について、質問させていただきます。 まず、コロナワクチン接種について、質問いたします。 この1年ですね、猛威を振るったコロナウイルスにですね、その終息に期待ができるワクチン接種でございますけども。 先ほど村長のあいさつではですね、ちゃんと東峰村は準備が行われておるという話でございましたけれども、報道のことでございますので、それでちょっと言うわけでございますけれども、自治体間で、国からの情報がない分自治体間が苦勞しているという話はよく聞くわけでございますけども、その中で、自治体間でこの準備体制にですね、差があるという話を聞きましたので、東峰村はどんな具合かなということで、現状としてどんな状況かお聞きします。
議長	村長
村長	先ほど提案理由の説明のときでも述べさせていただきましたように、東峰村といたしましては、接種会場とかスケジュール等までですね、大体コロナウイルス対策本部会議の中では行っております。 しかしながら、3月中にはですね、再度シミュレーション等をかけてですね、万全を期したいと考えておりますけれども、何せワクチンがですね、当初4月の終わりとか言っていたのが、最近ではなんか6月とかいうような話も聞いておりますし、その辺りのワクチンが東峰村に入ってくるのがいつなのかという問題はありますけれども、それはそれとしてやっていきたい。 しかしながら、遅れていきますと、また梅雨時期と重なってですね、豪雨災害等も全く考えなくていいというわけではございませんので、そういったところもちょっと不安材料としてはあります。 それともう1点、確かにですね、朝倉市郡においても、この対応の仕方は首長会議あたりの場合でもですね、まちまちでございます。東峰村は小さな自治体ということで、言い換えますと、やりやすいのかなと思っております。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	いくつかの会場で接種を行うということでございました。 結局ここでは集団で行うというわけですね、そのためのコロナ対策等は十分に、3密のことは注意を払って行っていただけるということでしょうか。
議長	村長
村長	舌足らずで申し訳ありません。 今考えているのは、接種は集団接種、それでいずみ館と小石原公民館ということで、3密の対応等についてもですね、それは十分考慮した形で行いたいと思っております。
議長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>これも報道ですけれども、結局接種に向けてのシミュレーションですか、こういうのをやっているところがありますけれども、村としては一応やっているんですね、シミュレーションを。</p> <p>やってない。</p> <p>何か村長、さっきシミュレーションをやって、将来としてシミュレーションをやってみたいのか、その辺りをお聞きします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>報道ではですね、各地でシミュレーションをやった結果、いろいろ問題点が見つかっております。</p> <p>東峰村についてもですね、一度それをやってみないとですね、どういう課題が見えてくるか分かりませんので、今協議している中では3月24日に小石原公民館のほうで、職員をエキストラに立ててシミュレーションをやろうと、そういう計画を持っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひともやっていただいでですね、課題を見つけて、いい集団接種になるようにしていただきたいと思いますが。</p> <p>あと一つ懸念があってですね、様子見というかですね、コロナワクチンに対する安全性、有効性を疑問視する方もたぶんいらっしゃると思うわけでございます。</p> <p>せっかくなら100%受けてもらいたいわけでございますけれども、そういった人たちに、結局ワクチンの不安に対する払拭の仕方というかですね、そういった方法は考えてあるのか、お聞きします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>副反応とよく一般的に言っているやつですけど、そういったところをアンケートの結果とかもですね、報道で、よく二十何パーセントの人が不安を持っているとか、受けたくないとかそういった数字も出ておりますけど、それに対して村のほうで、まだ安全ですよと言えるわけでもございませんし、あくまでもクーポンを発送して、本人の判断に委ねているというところが、今の段階でございます。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>そのクーポンですね、予約をするわけですね。</p> <p>そのときにちょっと行けないと。そういったことで、ワクチンロスと言いますかね、無駄になったワクチンが出てくる可能性もある。</p> <p>そういった場合は、その後の村民の分のワクチンが来るのか、ワクチンロスがあっても十分なワクチンが確保できるのか、その辺りは国の政策がはっきりしてないから、村で答弁できないかもしれませんけど、分かる範囲で説明をお願いします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>村長の答弁にもありましており、ワクチンが東峰村にどれだけ配布されるか、こういったスケジュールが全く未確定なので、まだそういった質問に答えるのは大変難しい状況でございます。</p> <p>今回、テレビ報道等でもあっておりますのが、1回の空輸で持ち込まれた分が福岡県に来るのがですね、約1万人足らずの接種しかできないと。そうなった場合、東峰村に何人分配布されるか。東峰村に配布されるかも、自治体を限定して配布するか、そういったところも全然ですね、まだ見えてきておりませんので、今後のワクチンの確保がどのようになるかについては、答弁がなかなか難しいところでございます。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	コロナ終息に大きな期待をすることでございますけれども、ワクチンが来ない限り

	<p>ですね、ちょっと終息に向けた、終息ということはないんでしょうけれども、沈静化ですかね、そういったことが期待できないのかなと思います。</p> <p>場合によっちゃ本年度に終わらない可能性もあるわけですよ。そういったことを皆さん思っておかなくちゃいけないということ、答弁はいいですね。</p> <p>ワクチンについては、もう情報が分かり次第ですね、住民に早めに通知をしていただきまして、接種率が上がるような方法を考えていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、もうこのコロナ禍の中でですね、基礎疾患を持っておって、あまりにも自粛のために診療を控えるというような話がありまして、その中で、例えばがん患者が普段よりも多く死んだとかいうことがありましたけれども、この行政で分かるのかどうか知りませんが、受診控えがあったかどうかの情報は入っていますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>基礎疾患を持っている方ですね、受診をしたかどうかというのは、把握はしておりません。</p> <p>しかし、何と言いましょうか、小石原診療所ではですね、受診患者は増加しているという現状はあります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>私も病院には行っておりますけれども、随分患者さんが少ないなと思うところがございます、必要なのに来てない人も、そもそもがサロンみたいになっておったところが普通に戻ったのかもしれないけれども。</p> <p>必要なのに行ってない人がいるんじゃないかと、若干心配しておりましたけれども、東峰村にかぎっちゃ、なかったということだと思いますけれども、一応これからもコロナが終息するのかわかりませんので、ぜひとも広報誌等でですね、過度な診療控えは控えるようにみたいなことは言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>やはり個人個人の人ですね、判断になるんじゃないかとは思いますが、そういった過度なですね、やはり受診を控えるというようなことがないようにはですね、一応村民の方あたりには周知をしていきたいと思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>次に移ります。</p> <p>この1年、コロナでなかなか外に出る機会が減るわけがございますけれども、村で行う特定健診等々の受診率はどうでありましたでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>聞いておりますところでは、先ほど議員も言われますように、コロナウイルスの関係でですね、受診日と言いますか、実施時期も延長したりとかしたこともあるんですけども、昨年と比較をしますと8%、30名ほどですね、減少しているという報告を受けております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>どうしても集団でしますのでね、心配する方がいらっしゃると思いますので、毎年言っていることですが、病院に行ってもですね、診察、特定健診ができるわけがございますけれども、そのあたりも毎年言っていますけれども、今年3月いっぱいまで、だから、今年1年の統計はもう終わるわけですね。ぜひとも来年に向けて、集団の特定健診ばかりじゃなくて、そういった特定健診が病院でできるということを、村民の方に改めて通知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長

保健福祉課長	<p>繰り返しになりますけど、昨年度の場合ですね、5月、一番多い時期に非常事態宣言で集団健診ができなかったというのが一番大きな原因かなとは思っております。</p> <p>本年度についてはですね、ある程度関係者の皆さん方も状況を把握していると思うので、計画的にですね、健診の日をちを決めていただいて、ぜひ受診していただくようなですね、PRと申しますか、広報は行っていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>分かりました。</p> <p>続いて、このコロナ禍の中で、やはり先ほどから心配しているのは健康でございます、村として、こういったことはできないかもしれませんが、健康維持のための施策があったのか、できたのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>言われるように、外出自粛ですね、巣ごもりの影響が大きいということもあります、村といたしましても、東峰テレビを使ってですね、積極的にいろんな放送等はやってきているところであります。</p> <p>そういった中で、高齢者につきましても、緊急事態宣言が解除された後についてはですね、いきいきサロン事業等も開催されておりますし、そういった中で健康の講話とか保健指導も行い、また集落支援員等もですね、声かけ等は行っているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村民の方は本当にまじめで、外出を控えてくれと、必要のない外出は控えてくれと言うと外にも出ない。本当に消えたように村がなったような気がしておりましたけれども。</p> <p>テレビを見ていますと、福岡市内、大濠公園にはマスクして走っている人とか散歩している人、また、大濠公園じゃなくても近くの公園に行けばいっぱい人が出ていて、マスクして運動をやっている。</p> <p>だから、どの程度までが必要な、何ですか、控えるべきなのか。もう必要以上の外出は控えてくださいと。なんもかんも控えてしまっている人がいるような感じがするんですけども。健康維持のための外出は行ってくださいみたいなですね、そういったことを言うのはどうでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>老人クラブと言いますか、高齢者の方々がですね、ゲートボールとかグラウンドゴルフとか、そういったことをですね、以前やっていたのまで控えていたとか、そういったケースもございます。</p> <p>緊急事態宣言の期間はですね、できればそういったことまで自粛していただきましたけど、そうでない、解除されていけば、そういったことを積極的にやっていただくというのもですね、外出自粛というのがあくまでも村外とかですね、そういったところへ不要不急の外出を遠慮していただくと、そういう捉え方になっていただければと思います。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひともよろしくお願いたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>出水期、豪雨災害を前に避難所についての質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>去年もこのことは質問をいたしましたと思っておりますけれども、3密を避けるということで、避難所運営も大変だろうと思っておりますけれども。</p> <p>今年の避難所の受け入れ体制は万全か、そこ辺をお聞きします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>今年もですね、どういう災害が起きるかというのは分かりませんが、一応やはりこのコロナ禍の中ですね、村といたしましても避難箇所を、通常レベル3の事態では4カ所ですけれども、5カ所にしたりとかですね、そういった対策は取っていききたいと思っておりますし、やはり3密を避けるようなですね、対応等は取っていききたいと考えているところであります。</p> <p>そういった中で、仮にワクチン接種をしている会場がいずみ館と小石原公民館というような形でやっておられた段階で、時期に豪雨災害の避難とか、そういったところを出すことも、これはないとは言えませんが、そういったところも考慮しながらですね、対応策というのは取っていききたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>一番いつも心配するのは高齢者ですね。高齢者が避難をしたくないとかいうようなことじゃ困るわけでございまして、避難所での快適さというんですかね、やはり体育館みたいなどころに入って、夏の蒸し暑い中でですね、一晩、二晩過ごすならば、もう家を出ないというような方もいらっしゃるわけでございまして、その快適性等々は追求されておるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっとですね、快適性とかですね、そういったところが避難、これは身の危険を感じるから避難をするわけでございます。したがって、そういったところがどこまで行政のほうで整備すればいいのかというのは、ちょっと人それぞれによって違うかと思っておりますけれども、今、村におきましてもですね、やはりクーラー等の整備等はですね、今後進めていききたいと思っておりますし、議員ご承知のように、コロナ交付金の関係でですね、そういったところも設置するようには計画をしておるところであります。</p> <p>しかしながら、快適かと言われますと、ちょっとそこら辺りまでですね、なかなか答弁はできないというところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>快適性と言った意味はですね、やはり快適なところがあるわけですよ、いずみ館とか。そこに集中してしまうと、結局また3密になるし、分散避難が必要でしょうから、分散してもそこでもきつくない程度ですね、快適と、快適ようがちょっと、何ですか、そんなにきつくないレベルですね。蒸し暑くないとか、そのくらいのレベルの快適性が確保されているかという意味でございますけれども、そこ辺はどうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>コロナの交付金事業によってですね、武道場、それから村民センター、そこにつきましても一応、通常クーラーと言いますか、冷房設備等についてはですね、今、考慮しておるところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひともですね、避難した方たちが、避難をしないじゃなくて、避難がですね、積極的に避難できるような態勢を取っていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、去年黒川議員のほうが、宝珠の郷は避難所として行っていくのかという話を出したと思っておりますけれども。</p> <p>このコロナ禍の中で、この老人施設の宝珠の郷がですね、避難所として適切なのか、その辺りどう思われるか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>適切さがどのようなあれか分かりませんが、一応施設長のほうとはですね、</p>

	<p>協議等はさせていただいております、避難者が増えればですね、他の空きスペースとか2階の食堂でしたかね、食事するところ辺りまで開放していただくというような話はさせていただいております。</p> <p>その避難所として適切かというところが、ちょっと意味が分かりませんが、避難所としてはですね、やはり宝珠の郷は適切なところだと考えております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>私の適切はですね、施設としては適切でしょう。</p> <p>そうじゃなくて、老人福祉施設で弱者がいるところに、避難所としてコロナ禍の中にですね、避難して、そこからうつしたらいかんわけですよ。</p> <p>そういった意味で、コロナ禍の中で、そういった老人福祉施設を避難所としていいものかという意味の適切です。その辺りどうでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>避難所につきましては、昨年からです、宝珠の郷のほうと協議をしているという村長の答弁もございました。</p> <p>基本的に宝珠の郷の避難所については、今、入所者がいる本体ともう一つ、デイサービスとショートステイをしている別棟というかですね、棟があります。</p> <p>避難につきましては、すべて別の棟のほうに避難をしているということで、入所者等のふれあいと言いますか、それは、基本的にはないという部分、それと熱がある方とか、そういう分については、2階に部屋があります。2階というかですね、部屋がありますので、あくまで特老のほうの施設までは利用しない。また、避難所を開けるときには職員が1人ですね、付いていただいて、こちらの避難のほうのお世話をさせていただくという形と、村の職員が2名行くという形で対応を取ることにしておりますので、もうその辺りのリスク的な面の分については、今のところ心配しなくてもいいのではないかなというふうに思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>ぜひともですね、避難して、入所者の方にですね、感染がなければいいわけですが、そういったことがあれば本当に責任問題にもなりやせんかと思ったりもしますけれども、ぜひともその辺は慎重にさせていただきたいなと思うところがございます。</p> <p>また、そしてそこが閉所になった場合、東福井の人たちとか西福井の人たち、そこをあてにしていたのに、そこがコロナが発生した場合、次はどこに行くのかと。次はどこに行ってくださいという考えはあるんですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>そういうことにならないように願っておるわけですが、そういった場合でもですね、やはり緊急事態ということで、まずは学校の教室とかですね、そういったところも使っていくということは、前回の質問の中でさせていただいたところでもありますので、そういったことも考えていきたいと思っております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>ぜひとも豪雨災害もない、コロナも感染がない、そういったことがあればいいと思います。</p> <p>そして、次の質問に移ります。</p> <p>このコロナで商工会等々の経済の、何ですか、衰退で商工業者大変な思いをしておると思います。国・県の持続化給付金、また村においては地方創生臨時交付金によって、その中の支給がありましたけれども。</p> <p>今、商工業者、それで十分であったのか、この商工業者の今、どれだけ疲弊しているか、そういった現状を把握しているか、お聞きします。</p>

議 長	村長
村 長	<p>やはりこのコロナウイルスの中で商工業者、特にやはり飲食店関係のですね、業者さんというのは相当に大きな打撃を受けているというのは承知しております。</p> <p>また、倒産率におきましてはですね、やはり飲食店あたりが一番多いというところは、非常に残念なことでありますけれども、やはりこの緊急事態宣言とかそういったところで、やっぱり外出自粛とかそういったところをやはり言っていきますと、どうしても町に人が出ない、経済活動がやっぱり回っていかない、そういった関係で商工業者さん、特にやっぱり今回は非常に重大な危機に面しているということは理解をしているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	農業と違って、商工業の支援はなかなか難しいところがあるんだろうと思いますけれども、ここに質問出しておりますけれども、支援策等々がもしあればお聞きします。
議 長	村長
村 長	<p>これまでは臨時交付金を活用しながら、国の雇用調整助成金や国・県の持続化給付金について、申請に係る支援等を商工会にお願いして、また、村独自の支援も行ってきたところであります。</p> <p>今後につきましてはですね、先週末で福岡県の緊急事態宣言の解除も行われているわけでございますけれども、ワクチン接種を含めた感染症の状況次第では、イベントの開催等もですね、徐々に可能になっていくのかなというようなこともあります。</p> <p>しかし、それが終わりましたも、すぐに経済が元の状態に回復するのかというのは非常に考えにくいと思いますので、今後どのような支援をですね、していくのか。また、国・県等の状況も見ながら、東峰村としても取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>ぜひとも商工会の方達とか、商工業者の声を聞いていただいてですね、今後の対策をやっていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、学校運営について、質問をします。</p> <p>コロナで本当に子どもたちは大変に思いをされて、この1年過ごしてきたんだろうと思います。</p> <p>コロナ禍での学校運営の現状と課題は何かと、私は通告しましたけれども、ちょっと大きすぎて、なんかレポート用紙何枚かいただかんと答えられないとか言われそうですけれども、現在どんなでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>私がちょうどこちらにまいったのが6月で、ちょうどその3、4、5の休校の3カ月明けてまいったわけです。</p> <p>やはり私が見ておりましたも先生方、子どもたちのほんと閉塞感、そして多忙を極める業務の多さ、それがほんと一番の課題でした。大きく二つの課題です。</p> <p>一つ目は、子どもたちをコロナ感染からどう守るか、二つ目の課題は、学習が3カ月間遅れていましたので、教育課程が崩壊した状態です。学習の遅れが崩壊した状態です。この二つの点を克服するために本当に先生方、子どもたち含めて頑張ってくれたと思います。</p> <p>一つ目の感染予防対策につきましては、子どもたちに本当にきめ細かに、手の洗い方とか3密の避け方とか、そういったことを繰り返し、繰り返し指導してまいりました。</p> <p>また、それと同時にですね、コロナウイルスに対する差別意識の払拭、これも繰り返し</p>

	<p>返し、繰り返し指導してきております。</p> <p>ただ、一番悩みましたのは、やはり朝の検温、そして子どもたちの体温測定の確認ですね、そういったことを、やっぱり朝早めに学校に来てもらって、先生方は1時間早めに来て調べたり、そういったことをしておりました。</p> <p>そういうふうな感じで、業務がかなり逼迫した形でありましたが、幸いサーモグラフィを導入していただいたり、それから、消毒のサポーターの方を県費また村の予算で雇っていただき、かなり業務の軽減にはつながりました。かなり業務改善にはつながったと思います。</p> <p>もう一つの、休校による学習の遅れでございますが、やはり夏休みを短縮したことでなんとかクリアしました。</p> <p>ただ、子どもたちによっては、なかなか勉強が苦手な子どもによっては、スピードが速いということで戸惑いもあったと思います。</p> <p>それをフォローするために、これも一つ県のほうから、また村のほうからということで、そういう子どもたちを横からサポートする先生をとるか、学習サポーターを雇いました。それによって少しは改善したかと思えます。</p> <p>1年間振り返りまして、概ね中3の高校入試の発表をまだ待っている状況ですけど、概ねその二つについては、今のところクリアしているかなと思えます。</p> <p>問題は、来年度もこの状況がまだ続きますので、子どもたちのメンタルヘルス、やっぱりどうしてもうつ的な状況になりがちになる。全国的にも不登校になっている子どもが増えていきます。そういった問題に今後どう対応していくか。また、さらに学習の遅れが出ないように、学ぶ喜びをいかに子どもたちに身に付けさせるかということ而努力していきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>かつてないようなことが起きましたので、子どもたちにとっては大変なことであったと思います。それを支える先生方もですね、大変苦勞されたということで感謝を申し上げるところでございますけれども、今度とも教育委員会として子どもたち、先生方をサポートしていただきたいと思えます。</p> <p>続きまして、GIGAスクール構想、これ去年からですね、話が出ておまして、去年の6月の定例会でも質問させていただきました。</p> <p>あのときは失礼なことながら時間がなくて、駆け足みたいな質問をしましたので、あれから時間も経っておりますし、その運営状況がどんなふうであるか、お聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>幸いなことに、あれから時間も経ちまして、GIGAスクール構想の下、子ども一人1台の端末、タブレットですね、それからWi-Fi環境の整備、それがもうほぼ完了しました。</p> <p>実際に、もう既に子どもさんによっては、なかなか学校に来れない子どもさんもいらっしゃると思いますので、オンラインでの授業とか、そういったことも始めております。</p> <p>ということで、東峰学園は福岡県の中でも唯一、2校ですけど、重点課題研究指定、つまりタブレット端末とかを使った授業改善の先進校としての指定を受けております。</p> <p>それで、今、毎週木曜日に、先生方それをICTタブレットを使った授業、大型テレビ画面を使った授業、それをどう充実させるかという研修を行いながら、活用をしております。</p> <p>また、加えますと、文部科学省からエデュテック指定校というものもいただきました。エデュケーションテクノロジーという略なんですけど、より高度な情報コミュニ</p>

	<p>ケーションスキルで子どもたち同士が合同授業すると。そういったことについても、今後深めていきたいと考えております。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>面と向かったの授業から、家においてネットを通しての、そういったことができるということでございますけれども、子どもそれから親、先生方も対応の仕方、特に今のところスキルがみんなあるのかと言ったら、ちょっと課題だろうと思うんですけれども。そこ辺には大きな課題があるかお聞きします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>一つは教職員の課題、やはり年齢層もありますし、好きな昔ながらの授業が身に付いているという、私もそうですけど。そういう先生もいらっしゃる中で、いかにICT機器を使いこなす技術、それをみんなで共有していくかというのが1点ですね。</p> <p>もう一つは、子ども自身、結構慣れてはいますけど、子どもも開いて、QRコードを読み取って、そして、1年生ですけどね、そして授業をしているようなところもやっています。結構子ども早いです。</p> <p>あとは、子どもたちにそういったスキルを身に付けさせることと、やはり情報セキュリティ、これをいかにですね、約束事として、親も含めて、保護者も含めて、子どもも含めて守るか、そういったことを練習させていく必要があるかと思っております。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>私もセキュリティについてはですね、ちょっと心配しておったところでございます。資料を見てもそういったことが出てきますので、その辺りやっただけであれば安心でございますので、ぜひとも、先生方ですね、先ほど言いましたけれども、職務多忙ということでございましたけれども、このICTということでそれが軽減できればですね、いいことかなと思っておりますので、ぜひとも推進をお願いしたいと思っております。</p> <p>続きまして、荒廃森林についての質問をいたしたいと思っております。</p> <p>通告では3つ出しておりますけれども、その一番最初の森林整備を今後どう進めるか、これを最後に回しまして、荒廃森林整備事業の増額要請はできないか、こういったことから質問させていただきます。</p> <p>東峰村はですね、今年度県からの荒廃森林整備事業6千万ぐらいですかね、頂いて、そして補正で1,400万返すんですかね。そして来年度の予算じゃ1万5千、これが例年どおりでございますけれども、この増額というか、もっと増やすような要望はできないかお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>現在ですね、全体計画に基づいて事業実施をさせていただいているところであります。</p> <p>そういった中で、全体量の4割の実績となっておりますけれども、今後の事業費についてはですね、現時点では十分に確保できると考えておるところであります。</p> <p>しかしながら、事業を行うにあたりましては、事業の業務委託をします朝倉森林組合のほうの年間ですね、業務量にもやはりかかわってきますので、そういったあたりがですね、今後ともちょっと調整等が必要になってくるかと考えているところであります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>この県の事業でございますけれども、本年度と昨年度、また来年度、全然額は違うんですけれども、その辺りの違いは、どういったことでそういったことが起きているのか、お聞きします。</p>

議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>昨年度と今年度につきましては、おそらく5,000万とか6,000万とかいう額であったと思います。</p> <p>来年度につきましてはですね、この事業の中には特定調査、森林調査ですね、それから強度間伐、間伐ですけれども、それと作業路開設、ともう1点、堆積木除去というのがございます。この一番、堆積木除去というのが事業費の中で占める割合が大きいものになっております。</p> <p>来年度からにつきましては、この堆積木除去につきましては、間伐を行う範囲のみの搬出、要するに除去しかできないということで、今までは近隣にあった切り捨てられた間伐材とか、そういうのも一緒に搬出して除去してもらっていたと思うんですが、来年度からはその規制がある程度ちょっとかかってくるので、そういったことで事業費的にはちょっと若干減額というふうなことに、今の時点ではなっております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>予算が付けばそれだけ早く荒廃森林が改善するかなと思って、聞いたわけでございます。なかなか難しいところがあるようでございます。</p> <p>それでは、次の森林経営管理制度について、質問したいと思っております。</p> <p>去年ですね、国の環境税が始まるということで、実際課税するのは6年からですかね、なっておりますけれども、譲与税をいただいておりますが、これの進捗状況をお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>本村といたしましては、経営管理制度に基づく森林経営管理の方向性を作成するために、元年と2年度にですね、面積の7割に当たる意向調査とか、そういった事前準備、そういったものの解析や対象の森林の抽出、エリア分け、そういったところの作業を行っているところであります。</p> <p>本年度といたしましては、予定といたしましては、森林資源の解析等の業務を完了させて、それを基にですね、経営管理が行われていない森林を対象として、森林所有者への森林経営管理についての意向調査を概ね100件ほどですね、行おうかということを考えているところであります。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>農林観光課からですね、予算の説明の徴求資料として、この管理制度についての年度ごとの予算が上がっているのを見て、そういったことを聞いておりますけれども、まず、意向調査が大切ということは分かります。</p> <p>これは、まず100件からというのと、その予定とすれば、東峰村に関係あるところ、今100件ですけれども、どのくらいで意向調査が完了するのか、お聞きします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まずですね、基本的には先ほど申し上げました経営管理が行われていない森林についての意向調査ということで、この数量が全体森林計画に、地域森林計画に位置付けられた村内の森林でございますけれども、約3,094haのうち22%、679haが存在するという調査結果を現在得ております。</p> <p>来年度につきましては100件ほどということですが、ちょっとここはですね、今、何件ほどあるかというのもちょっと抽出というか、出しておりますので、その数字によっては何年かかかるかなという感じには思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>意向調査をできる方が分かればいいですけれども、所有者不明林、境界未確定のところもあるわけでございますけど、こういった森林についてはどう行うのか、お聞き</p>

	します。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	所有者の不明森林の特例という形で、基本的には探します。 基本的には探しますけれども、それでも所有者が不明の場合は公告をいたします。 6カ月以内に公告をいたしまして、異議がなければ、その後4カ月以内に裁定と、申請をするということになります。 その後に裁定を受けて、同意とみなされると結論付けると、その後に先ほど申し上げました計画を作成して、森林整備に取りかかると。 所有者不明森林の場合は、そういった流れで業務を行うという形になります。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	その策定するあれは経営管理実施配分計画、それですかね、同じ名前が二つあるけれども、経営管理集積計画ですかね、こういうことをすることによって伐採等に進むわけでございますけれども、この原資、それはその所有者からではなくて、結局村がそれをしますということになって、それは環境譲与税ですか、その中で払っていくのか。その原資はどこにあるのか、お聞きします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	基本的にはですね、経営管理実施権というのを設定する場合、こちらの場合は村から民間事業者、森林組合を含めた民間事業者へ管理を委託、業務を委託するわけでございますけど、その場合、経営に適した森林ということで業務委託しますが、そのかかる経費につきましては、基本的には木材の搬出による経費、販売、搬出、販売ですね、販売による経費が充てられることになります。 こちらにつきましては、その後に販売額から立木の伐採、それから伐採後の造林、それから、村が行う、例えば境界の明確化とかいった費用、これを差し引きまして、それで残額が出た場合は森林所有者に行くと。これがもし出なかった場合は、今のところまだ確定ではございませんが、そういった森林環境税とかをですね、充てられる可能性はあるかなというふうには思っております。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	手入れのできてない森林に、森林を伐採して、それを売って、その分の、手入れ以上のお金が来るのか、そこ辺をお聞きします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	今申し上げましたのが基本でございます、そこら辺はですね、ちょっと森林の状況にもよってくると思います。 実際森林管理がある程度できて、もう村のほうにお願いしますということになった森林においては、そういった収益も生むかもしれませんが、全く荒廃してしまって、森林管理ができる範囲内の森林であればおそらく経費等もかかってくると思いますので、その辺りは実際のどの程度になるか、ちょっと今の時点ではお答えできないところでございます。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	どうもまだ分からないところが実際のところであろうと思います。 それと平成6年から課税されるんですよね。そのときからはこの譲与税、村に入って来る譲与税の額は増えるのか、お聞きします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	すみません。ちょっと資料的にあれなんですけど、基本的には森林面積割とかで来ておりますので、大きく変わることはないと思われまして。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	大きく皆さん期待している制度だと思っておりますのでですね、これで所有者にもお金が

	入って、そして荒廃森林がなくなることを望んで、質問を終わります。
休憩 議長	2時50分まで休憩します。 (14時44分)
再開 議長	休憩前に引き続き、再開します。 (14時50分)
議長	9番 伊藤均議員の質問を認めます。 9番 伊藤均議員
9番	<p>私、一般質問通告書で3点ほど通告をさせていただいております。</p> <p>その中で、まず初めにですね、東京オリンピックの聖火リレーについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>令和元年11月に発生しました新型コロナウイルス、これによりですね、東京オリンピックが延期され、本年7月の開催も普通どおり開催できるのか、無観客なのかといったような、いろんなことが危惧されている状況であります。</p> <p>その聖火リレーについてはですね、今月の25日から福島県より各地域に聖火リレーが開催される予定だということでもあります。</p> <p>しかしながら、先月の緊急事態宣言により福岡県においても2月12日に、福岡県庁1階ロビーで予定しておりました歓迎セレモニーも中止、また、各市町村においての歓迎セレモニーも中止になっておるといったような現状ではないかと思っております。</p> <p>福岡県においては、60自治体の中で東峰村を含む20自治体が5月11日よりの聖火リレーを申込み、実施をするといったようなことで予定をされておりますが、聖火リレー全体のこの申し込みと言いますか、申請と言いますか、このものについては自治体による手挙げ方式で決まっていたのかなと思います。</p> <p>本村におけるですね、この東京オリンピック聖火リレーに参加することのですね、意義または見解を、まず村長にお伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>聖火リレーに参加することの意義とか見解ということでございますけれども、やはり先ほども議員言われましたように、今月の3月25日から福島県からこの聖火リレーが始まるということになっております。</p> <p>つまりなんで福島県かと言いますと、東日本大震災、そういったところで、本当にですね、甚大な被害を受けた被災地から復興の歩みを進めることで、全国各地隅々まで巡って、日本全国の人々に希望と勇気を与えていくといったコンセプトの下に実施されると聞いておるところであります。</p> <p>当然、東峰村におきましても、29年の豪雨災害で3名の方の尊い命がなくなるという大災害に遭った場所でもあります。</p> <p>そういったところで県のほうからもそういうお話がありまして、東峰村といたしましても、ぜひ、復興の歩み等をですね、やはり日本全国に届けたいという思いがありまして、参加を申し入れた次第であります。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうしますとですね、県からどうですかという案内があったということではありますが、これは、先ほど私申し上げましたとおり、手挙げ方式でやったのかと、それとも東峰村においては、県から言われて、今までの復興の目印としてやれるから手を挙げたのかというところがですね、少し分かりにくいと。朝倉市においても29年災でですね、受けたのは朝倉市と東峰村だと。朝倉市もこの聖火リレーには参加するように</p>

	<p>はなっておるかと思えます。</p> <p>ただ、やり方がどうなのかというのは、少し分からないんですが、ちょっと手挙げ方式と今の村長の答弁とは少し違うんで、まずそこをのころをお願いしたいと思えますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと違った受け止め方で申し訳なく思っておりますけれども。</p> <p>県から言われたのではなくて、県のほうは60市町村に案内をしたということで、東峰村からは手を挙げて参加をしたという、参加をする旨を伝えたということでありま。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>東峰村として復興のシンボルになればということで、手を挙げて、今回聖火のリレーにですね、参加をしておるといことで理解すればいいのかなと。今の村長の答弁によりますと、そういうことで捉えればいいのかなと思っております。</p> <p>それで、この聖火リレーにですね、参加する20の自治体、この自治体の取り組みにおいてですね、コロナ禍で1年延期になったと。そうしたときにですね、この取り組み自体に何か変化はあったのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>東峰村においては、大きな変化はございません。</p> <p>ただ、自治体によっては、そういうイベントとかコースの変更とか、そういったことはあったかと聞いております。</p> <p>ただ、今、肅々と県のほうが具体的な感染予防対策を基にした、この聖火リレーのやり方というのを模索しておりますので、それがはっきりしましたら、それをより忠実に守りながら、本村でもやっていくということになるのかなと思っております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、東峰村においては変更はないということですので、この聖火リレーのルートについて広報されてありますよね。</p> <p>その中で筑前岩屋駅から棚田親水公園までと、非常にこれ聖火リレーをするというわりにはほんのわずかだと、何のための聖火リレーかというところがあるんですよ。</p> <p>これは、どこの自治体もそういうふうにならずかな時間でですね、みんな回らないかんからというはあるかと思っておりますよ。</p> <p>これであれば、あまり言うてはいけないんですけど、なんか盛り上がり欠けるかなというふうなふうに思うところなんですよね。</p> <p>それで、それはもうこういう形で決められておるんでどうしようもないんですが、今、聖火リレーにおいてですね、まだこれ手を挙げたけど、手を下げますとかいうようなことがですね、東峰村としてはないのかもしれないんですけど、この聖火リレーの対処としてあるのか、ないのか。</p> <p>結局一部ですね、県において、コロナと聖火リレーと一緒にして、やめますと申って、いや、やめまませんといったようなこともあっておりますけれども、そういうことは考えられるのか、ないのか。このことについてはいかがですかね。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>今の現段階においては、おそらくそれはないのではないかなと思っております。</p> <p>予定どおり、いろんな委託業者にもそういう予算も使っておりますので、福岡県がもうやめますと申わない限りは、感染予防対策を十分した上で肅々とやっていくというスタンスであります。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員

9 番	<p>そうしますとですね、これ補正予算と予算書との中で金額的なものがだいぶ変わったのかなど。</p> <p>確かに昨年の中でですね、準備できているものもあるかと思います。それで、この数字の違いが出ているところについては、どういうのが要因なのか。というものは、お教えいただけますか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>具体的な数字については、また、今度予算の会議のときにご説明させていただきますけど、昨年から今年度に延期になったという関係で、支出する予算はだいぶ減っております。</p> <p>もう既に購入しているものもありますので、その辺りは変えられない部分があるかと思えますけれども、基本的に昨年度から今年に延期したことで、予算としては減っていると聞いております。以上です。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますとですね、この聖火リレーなんですが、ほんのわずかな距離ですけども、これについてですね、結局、これは自治体で決められるのか、オリンピック実行委員会のほうで決めるのか分かりませんが、一般的に無観客、聖火リレーについても応援も自粛しなさいよというようなことで、この福岡県また東峰村の聖火リレーは行うのかを、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>無観客とするか、人数を制限してするかと、まだ具体的なところが出ておりませんが、おそらく今の流れでいきますと、かなり人数制限をした上で、密にならないという状況をつくった上で、実施していくというところがあるかと思えます。</p> <p>まだどの辺り、どれぐらいの人数、沿道にですね、集めるかというのは、まだこれからなんですけど、全く無観客ではないだろうというふうな、今の段階での予想でございます。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>そうしますと、この内容については、どこで決まるんですか。</p> <p>結局もう実施されるのは5月の11日ということで決まっていますね。今日は3月の9日です。もう数えれば2カ月しかないという中でですよ、結局、もしやるにしても、村民への周知も必要ですし、いろんなものが必要なのかなど。</p> <p>そうしたときに、まだ具体的なものは決まってない。まだ今からということになると、どこで決まるんですかと、いつまでに決まるんですかというようなところが、少し問題になるのかなどと思えます。この辺りのところはどんなふうになるんですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>非常に申し上げにくいんですけど、これも県のほうのオリンピック委員会のほうで決めたものを基に、各県の自治体が具体的なコースを基に、イベントはなくすとか、沿道ではこれくらいとか、そういったものを、ほんと大元の国のほうが決まらない限りは、なかなかそこは進められないところがございますので、それを基に、ちょっとバタバタした状況であるかと思えますけど、おそらくそういう形で実施をしていくということになるのではないかなど思っております。</p> <p>現段階ではそこまでしか情報が入っておりませんので、申し訳ございません。</p>
議 長	9 番 伊藤均議員
9 番	<p>まだ非常に情報がないということで、本当にやるんですかという気持ちにもなるんですが、その中で昨年の折にはですね、これ私消防団長でしたので、警備は消防団が出てもらえないかといったようなことも事前的に話があったりしていました。</p> <p>警備員を雇いますと。中には50m間隔に警備員を置いてといったような、いろん</p>

	<p>な話があったのかなと思うんですよ。</p> <p>そんな形でやるのかなという心配と、もう一つは、リレーをなされる人ですね、昨年は被災された方で選ばれてあったかと思います。その辺りのところも全く変わらないのかどうかということと、先ほど言いましたとおり、具体的にじゃあ警備等はですね、昨年と同じような考え方でやるのかということあたりはどんなふうですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>聖火リレーを持って走るメンバーについては変わらないと聞いております。</p> <p>その警備体制につきましては、どれぐらいの、まだ無観客でやるか、おそらく多少なりとも人数制限をした形で実施するとは思いますが。</p> <p>だから、その人数に応じて、もしかしたら警備のほうの依頼が来るかもしれませんけど、今の段階ではなかなかはっきりしたことは申し上げられません。</p> <p>リレーのメンバーについては、変わらないと聞いております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>なかなかその中身がはっきりしないから答えようがないというようなことでありますけれども、できる限りですね、やるなら村民の皆さんに、こうやってやってるよというようなことまで周知もできたいし、みんなでせっかくやることは喜んでやらなきゃいけないのかなと思います。</p> <p>それで、できる限りですね、情報等またやり方等はですね、早く決まったら村民の皆さんに通知し、みんなで盛り上げましょうというような形でやっていただけたらなと思うところであります。</p> <p>聖火リレーについては、以上で終わらせていただこうかと思っております。</p> <p>次にですね、村民グラウンドの駐車場について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>今現在ですね、村民グラウンド駐車場を株式会社オークマの駐車場として使用されてあるかと思えます。これ、いつからそうなったのかといったようなものを、全く我々は分からないうちにそうになっていたというようなことで、感じておるところなんですけれども、これについてのですね、経緯と、それと使用許可のですね、考え方でですね。この辺りについて、ちょっと説明をいただきたいんですが。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>現在、株式会社オークマさんが平日村民グラウンドの駐車場を使用しておりますが、株式会社オークマさんも工場の近隣に職員の駐車場としての土地を探しているというのが現状と聞いております。</p> <p>現在は株式会社オークマさんが、半年ごとに体育施設利用許可願いを提出してもらって、その都度駐車場の選定状況の聞き取りを行っています。そして許可を出して、現在に至っているところです。</p> <p>しかし長期になっておりますので、今後は有料化を含めたところで賃貸契約をと考えているところです。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>平日だけ許可しているということでもありますけれども、実質では村民グラウンドは誰が使うのかと。平日駐車場として使えないということが起こり得るのではないかと思うんですよ。</p> <p>何台だけいいですよとか、この駐車場の、例えば利用者があった場合には、利用者の分が確保できているとか、そういったことまで含んでやっておられるのかなと。</p> <p>なかなかオークマさんも村には貢献していただいておりますので、言いにくいところはあるのかなとは思いますが、ある程度きちとしたですね、考え方の下でなければならぬのかなと。</p> <p>私個人的に言わせていただきますと、リソースフォレストか、あそこの向こう側の、</p>

	<p>まだ舗装もなにもされていないところは十分に空いた場所がありますよね。少し遠くにはなるかもしれませんが、やっぱそういうところも含んだ中で考えなきゃいかんのかなと。</p> <p>一番良い条件のところ、それは使われる方からすれば一番近いですし、利用もしやすい。帰りもなかなか遅くなったりいろいろしていますから大変だと思うんですけども、そういうところまでは考えてお話ししたのかどうか。</p> <p>それから、料金を取るといったようなことは、私はいいとはあんまり考えないんですね。先ほど言いましたとおり、貢献してもらっているんだから、それはそれとしてやらないかん。</p> <p>ただ、考え方として、丸々放り投げたような形でですね、利用していただくということも少し違うのかと。</p> <p>だから、その辺りのところをですね、どのように、先ほどちらっと言われましたけど、ちょっと意味合的に違う、またそういうことも考えたのかなというところは、どんなふうですか。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>先ほどの使用許可につきましては平日ですね、土日とかは村民グラウンドを使う方もいらっしゃると思いますので、平日の駐車場の利用ということと、あと平日でも行事等村民グラウンドの使用願いか出ている場合は、その旨を株式会社オークマさんのほうに伝えて駐車を控えていただくと、そういうことも含めております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>先ほど言いましたとおり、平日だけで何も使わないとかね、そういうところで言うておりますけれども、考え方としてその向こう側のね、土地は考えなかったんですかと、利用していただくのに。</p> <p>それから、料金については、私は取りなさいとか、そういうことを考えているんじゃないかと、村民にご迷惑をかけない、でもこれは、利用はしていただかなきゃいけないと。先ほどから言いますとおり、村には寄与していただいているんだから、いくらかの考え方はあってもいいのかなと。</p> <p>ただ、今現在使われておる中身は、ちょっと過ぎてはいないかと、いうことを言うてるんですよ。そのことについてお答えをいただきたいと思います。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>先ほど伊藤議員おっしゃっていますように、リソースフォレストの前の空き地の件ですけど、その辺りにつきましては、すみません、私たちのほうはお話をしてなかったと思いますので、伊藤議員のおっしゃったことを踏まえて、今後検討していきたいと考えております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そういうところをですね、もう1回しっかり考えていただかんと、せっかく村営のね、村有地を貸す場合に、ただ何もと、いろいろ寄与していただいていることとは別に、いろんなことは考えないかんのじゃないかなと。早計的に許可したというか、というような形になっているんじゃないかなという気はするわけですね。</p> <p>それで、先ほどちらっと触れましたが、賃貸借契約等は何かされているんですか。もう無償で貸しているから、何もしてませんよということでもないのかなと。何かあるときにはのかしてくださいよと言ってあるんなら、何かのきちとした契約的なものをしてないと、有効性的に強く言えないところもあるかと思うんですよ。その辺りはどんなふうになっておりますか。</p>
議長	教育課長
教育課長	株式会社オークマさんのほうから体育施設利用許可願というのを提出していた

	だいて、それによってこちらのほうで許可書を出しているところです。賃貸借契約は行っておりません。
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>利用許可願いと。通常利用許可願いというやつは、何かグラウンドを使うから貸してくださいよとか、いろんなことだろうと思うんですよ。</p> <p>じゃなくして、要するに平日のということは、5日も6日も全部置かせているという形だからね、それは利用許可願いというやり方では少し違うんじゃないかなという気がします。</p> <p>やっぱり村有財産を貸すんですから、きちっとした手続きは取っていただかないかなのかな。</p> <p>それと、実質言って、村民の皆さんこれ何も知りませんよね。来た人と、また通る人しか。何でと言う方も、これは出てくるんじゃないかなと。</p> <p>十分その辺りのところをですね、考えていただいて、置かせているのが悪いというわけではないんですけども、きちっとした手続きをですね、取っていただかなければいけないのかなと思うところでしたいね。</p> <p>この件について、村長、何かありましたらお願いしたいんですが。</p>
議長	村長
村長	<p>私が報告を受けているところによりますと、工場の拡張と言いますか、業務の拡大によりまして、駐車場スペース、それが狭くなったと。それで当然駐車場を確保している段階で、どうしても駐車場不足ということで貸してくれませんかということで、今、議員おっしゃいますように、東峰村においても相当雇用関係もありますし、オークマさんにはいろいろやってもらっている段階で、当面の間という形で考えていたわけでありまして、こんだけですね、やっぱり長くなりますと、やはり企業であれば企業でやはり駐車場の整備とかいうのは、当然やっていかなければならないと考えておりますので、オークマの社長と連絡を取り合いますと、この是正というのは、ちょっと考えていきたいと思っておるところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、オークマさんにそういう話をしても、短時間でどうこうということはないかと思えますけれども、その辺りについては、ちょっと整理をしていきたいと考えているところでもあります。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>村長、そういうように言われてありますのでですね、先ほどから私は貸すなど言っているんじゃないんですね。きちっとした形のものをとっていただかなきゃいかんし、村民にもきちっと、そんなに長く貸すならきちっと周知もしなきゃいけないでしょうし、ご理解もいただかなきゃいかんということもありますので、手続きをしていただいてお貸しするなり、いろんなことはやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>このことについてはですね、これで終わらせていただきたいと思えます。</p> <p>それから、次にですね、村民グラウンドまた関係なんですけど、テニスコートについて、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>テニスコートについてはですね、設置後多くの村民の皆さん、また村外の皆さんのテニスの愛好家がですね、利用していただいております。</p> <p>ただ、経年劣化によってですね、利用者も極端に減少して、草の生えたような使えない状態というのがあったと思えます。</p> <p>それで、確か予算の総務と産業の説明会の折だったかと思えます。ちょっといつこの話をしたかは、どこで話をしたか覚えがないんですが、ちょっと考えないかなのじゃないですかと。利用者もいないし、今回においても使用料、予算としては1千円ぐ</p>

	<p>らいしか上げてないと。利用についても30年度の決算においては、これ延べ利用者数は105人というようなことで書いてありますけれども、使用料収入については200円。</p> <p>また、元年度にはですね、延べ人数が173人、使用料収入としては1,700円という、非常に利用のない現状で今推移をしておるのかなと。</p> <p>それで、その前のときに話をしたときに、もう一度整備をして増やしますよということで、3面あったものの2面だけを整備しておる、というようなことは今まであっております。しかしながら、利用者はなかなか増えていないということで、このテニスコートを今後どうやっていくのかと。テニスコートとして利用するには、どういうふうにしたら増えるのかとか、いろんなことを考えていかなければ、ただしました。ただ整備しましたでは、全く利用価値がないというようなことになりやしないかと思うんです。</p> <p>この点についてですね、今は考えてられなかったら考えてないでもいいです。まだそこまで気が回ってなかったというか、考えがなかったから、もう「ないです。」と言われれば、それでも仕方ないのかなと思うけど、その辺りのところはどんなですか。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>伊藤議員のご指摘いただきましたテニスコートの活用についてですが、現在2面を使っている状況ですが、今年度から公民館学級のテニス教室ということで、月2回、第2、第4の火曜日に使用しております。</p> <p>人数も少ないかもしれませんが、今後に向けて村民の健康増進のためにテニスの利用者を増やしていくように取り組んでいきたいとは考えております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>取り組みを考えておるということであります。</p> <p>しっかりですね、せっかく作った施設で、利用者のできるですね、形をやっぱり作っていかなくちゃいけないのかなと。作りっぱなしというような形ではできないように、やはりやっていただかなきゃいけませんので、しっかり利用できることを考えていただいて、今後に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上で、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>3時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時22分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時30分)</p>
議長	<p>6番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>まず、最初にですね、昨年設置されました「あんたげ」とレストランの運営状況について、お伺ひいたします。</p> <p>7月から運営を始めたと記憶しております。半年過ぎてお客さんの状況とか収支状況、その辺が分かれば教えていただきたいと思ひます。</p>
議長	村長
村長	<p>昨年7月のオープンから今年1月までに来客された方の実績数について、お知らせいたします。</p> <p>「あんたげ」が200名、カフェの棚田が1,641名となっております。</p> <p>また、収支の状況につきましては、「あんたげ」は20万ほどの黒字が出ています。</p>

	<p>が、棚田屋については、100万ほどの赤字が発生しているようです。</p> <p>その100万の中にも開業準備に要した経費などを含んでおりますので、その分100万円近い赤字が発生しているものだと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>黒字の出ているところと赤字の出ているところというふうにあります。</p> <p>これ最初ですね、収支状況ということでちょっと言いましたけども、これは協力隊の方々が入ってやってもらっていますよね。</p> <p>ということは、協力隊の方々の給料とか、はっきり言って人件費ですね。は、国から今出ている状態ですね。それを考えた場合に、その人たちが3名、キャンプ場も含めて3名おられると思います。</p> <p>そうすると、おそらく人件費だけで800万近くのもの赤字が出ているというふうに、私はちょっと考えるんですけども、その協力隊がおられるおかげで、どうか黒字になっているのかなと思っておりますけど、そこのところはどのようにお考えでございますか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われるようにですね、現在3名の地域おこし協力隊が運営に当たっております。</p> <p>そういった中で、計画当初よりカフェとヴィラの収支につきましては、先ほど述べたとおりでございますけれども、岩屋キャンプ場を含めた施設全体としての運営で見てみますと、昨年4月からの収支につきましては、全体で500万ほどの利益が出ているところであります。</p> <p>しかしながら、地域おこし協力隊の人件費等を勘案しますと、今後もやはり努力していかなければならないことかなと考えているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>岩屋キャンプ場を含めるとかなりの金額が上がっているということでございます。</p> <p>これは、確かにコロナウイルスの関係で、非常に都会の人がキャンプ場に来ております。これは、ポーン太の森も間違いなくそうであります。</p> <p>これコロナがあるからおそらくこれだけの人が来ているものと、私は単純に考えております。この先に、コロナが終息した後に、これほどの、冬場でも相当の数の方が来てくれております。これは、今までの、コロナの出る前の冬場から考えると、まず考えられないような状況でございます。</p> <p>それはいいとして、この500万ほど上がっているということでございます。先ほど言いましたように、地域おこし協力隊がですね、根付いてくれればいいんですけども、毎年ころころと変わっておりますので、もしこの中でまた誰かが辞められたり、ということは、またそこに地域おこし協力隊を補充するのか。延々にそれを続けていくのか、ということになんかなりはしないかなと考えるわけですね。</p> <p>確かに給料からいったら地域おこし協力隊250、60万になるんですかね、年間で。じゃあ、地域おこし協力隊を辞めた後に、村でそれだけの給料を貰うところがあるかということ、なかなかないと思われる。だから、みんな出ていくんじゃないかなと、私は考えております。</p> <p>だから、この中に入って、それだけの収入を得るためにはですね、地域おこし協力隊も当然頑張らないかん。しかし、村もですね、もう少しこういった方々が本当にこの村に住み付いてくれるような施策を何か考えるべきではないかと、私は考えております。確かに今のところ住宅費は無料とか、そういったふうなことになっております。</p> <p>そういったことも含めてですね、地域おこし協力隊の人を、そんなに恩恵を与えるわけではないんですけども、せっかくこの村に来ていただいた方々に対して、やは</p>

	<p>り村もどうかしてこの村に住み着いてもらいたい、というふうな施策を考えるべきではないかと思っておりますけど、そこのところはどのように考えますか。</p> <p>また、先ほどチラッと言いましたけど、延々とこの地域おこし協力隊で運営をなされていくのか、その二つをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この施設を軌道に乗せるために、地域おこし協力隊とかの皆さん方にご支援を仰いでいるところでありまして、いずれにいたしましても、一般社団法人竹棚田のほうで、どう今後考えていくのかというのは一つあるかと思っております。</p> <p>そういった中で、現在、村民の方1名社員として雇用をしておりますし、もう1名の方につきましても、村から出て修行をしていた方が地域おこし協力隊としてやってくれております。</p> <p>そういったことを考えますと、村から外に出ている人が、そういった形で地域おこし協力隊でもふるさとに帰って来れる。そういう状況もやはり村としては取り組んでいかなきゃいかんのかなと思っております。</p> <p>地域おこし協力隊の支援につきましては、やはり地域おこし協力隊の目的が、その村に貢献し、そして3年後にはやはり事業として成り立っていくようなことで、村としては、原則的には雇うわけでございますので、できる限り地域おこし協力隊さんたちが今まで経験したノウハウを使ってですね、この村の活性化のために働いていくと言いますか、そういったところにつきましては、村としても支援をしていきたいと考えております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>ぜひとも、やはり村民も大事でございます。そして、地域おこし協力隊の方もせっかく村に来てくれているから、なんとか村に残っていただくような施策を考えていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>次にですね、[あんたげ]を計画したときの当初の、あそこで観光客を呼び込み収益を上げて、確か棚田保全の資金を確保するというような目的であったと、私は理解しておりますが、今の状況で、本当にその目的が今から達成できると考えておられるのかを、お伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当初、計画をいたしましたことにつきましてははですね、これは努力をしていかなければならないと考えておるところであります。</p> <p>この事業を実施することによってですね、大きな3点があったかと思っております。</p> <p>観光客の増加や東峰村のファンを増やし、少しでも移住・定住人口の増加につなげる。そういった中で生まれる交流によって、地域の魅力を増やすことが可能になる、そういったところ。</p> <p>それから2点目が、移住者、定住者の増加と施設運営で得る収益により、美しい棚田の景観を今後も維持していくことができること。</p> <p>3点目が、事業を行った竹地区につきましては、日本棚田百選にも選ばれた美しい景観を持つ地域であり、[あんたげ]ですね、等の整備事業を展開するにあたって、最も効果が期待できる地域であると。そういったところを基本として計画をしたものであります。</p> <p>先ほど議員が言われましたように、やはり収益性の上がる施設として運営をしていただき、棚田景観保全、そういったところにもですね、資金的に余裕ができるような運営というのは、今後やはり私は望んでいくところだと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	ちょっと先ほどの収益のところでお聞きしたいんですけど。

	<p>500万ほど上がっているということでございますけど、法人竹棚田ということでございます。これは4月からですか、去年の。その以前からではない、4月からですね。</p> <p>ということは、まだ税金とか、そういったのはまだ支払ってないということですね。来年度になるわけですかね、今年支払うわけですか。</p> <p>例えば法人税とか、これだけの収益が出ておれば、当然支払わなきゃならないのかなと思いますので。そこは払ってなければ払ってないで結構でございますので、お答えいただきたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今、ご提示させていただきました金額につきましては、あくまでキャンプ場は4月から1月まで。ヴィラとカフェにつきましては、開業から7月ですね、7月から1月までの実質収支ですので、その中には法人税等は今のところ含まれていない計算での収益ということになります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>ちょっとこれからは、この通告書に書いていませんので、答えられなければ答えられないで答えてください。</p> <p>2月19日ですね、全員協議会の中で出されて、資料の中に施設管理について、指定管理、運営権、賃貸借契約とありまして、東峰村指定管理者制度導入施設一覧というのがあります。</p> <p>この中でですね、今まで指定管理料を受けていた施設とは別に、[あんたげ]、棚田レストラン、特産加工、これは竹ですね、が入っておりますけど、これはどのような考えで、以前指定管理を受けていた施設と同じように考えておるのか。</p> <p>確か村長はですね、今まで私の問いに対して、村から資金を出すことはないというふうに答えているはずですが、これは、答えられなければ答えなくてもよろございますので、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>今年度がですね、指定管理料の見直しの時期になっていると思っております。</p> <p>そういった中で指定管理をどうしていくのか、そういったことを指定管理に係る施設についてですね、見直しをしていこうと、今思っております。</p> <p>したがって、今、議員が全協の中で言われたことにつきましては、そういった統一した考えの下に、指定管理料を今後考えていきたいと、そのように考えているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>指定管理というのは、村から指定管理料というのを、当然発生しますよね。</p> <p>確か村長は今までに、村から資金を出すことはない、何度も答えているはずですが。そのところはどうか。</p> <p>見直しだから、指定管理にして、またお金を出すということになるわけですか。</p>
議長	村長
村長	<p>指定管理料の全面的な見直しを行うということでありますので、それは一からですね、指定管理料をどうすべきかの議論の中から、当然見直し等も含み、指定管理料の基準、そういったものは決めていきたいと考えているところです。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>ということは、村長は嘘の答弁をしたということになりますね。虚偽答弁ですね、当然。お金は出さないと、確か言っていたはずですが。その1回ではありません。確か2回は最低言っているはずですが。</p> <p>それを、指定管理料を一から見直すということで、また新しく指定管理料の中に入</p>

	<p>れてお金を出すということである。完全な虚偽答弁じゃないですか。そう思いませんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今年度見直しを行います。</p> <p>したがって、その見直しを行う中で継続するのか、また指定管理料を出していくのか、そういったところも含めて議論をしていきたいと考えておりますので、考え方が全体の施設に対して同じような考え方で、指定管理料等については、方向性は決めていきたいと考えているところです。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>この件に関しては、もうこの先言いません。村長の虚偽答弁が、ここではっきりしたということだけは宣言しておきます。</p> <p>次のですね、子どもの、この中に幼児ということのカッコ書きしておりますけど、幼児も子ども、少なくとも小学校のですね、教育環境についてということでお伺いしたいと思います。</p> <p>現在ですね、本村には幼児も含めて子どもたちの遊び場がないと思われませんが、なぜなのか、まず、そこを一番先に伺いたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>確かに、以前は小石原小学校のグラウンド、それからポーン太の森のほうにですね、アスレチック的な遊具とかがございましたが、災害後にそういったものが壊れて、そういった意味合いで少なくなっているのではないかなと思います。</p> <p>宝珠山駅の横にはちょっとした公園がございます。そして学園のほうは当然でございますけど、遊具はあります。</p> <p>ただ、全般的に小石原周辺のほうに、そういった遊具、施設が少ないというところは、災害後のそういった消失が原因かと思っております。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>災害後の消失が原因ということでございますけど、もう4年経っているんですね。</p> <p>4年経って、じゃあ、これは教育長に言ってもしょうがないのかもしれないかもしれませんが、復興とか復旧とか言うのであれば、当然、そこを一番先に、子どもたちやお年寄りのこともそうですけれども、含めて検討していくべきだと、私は考えております。</p> <p>先ほど宝珠山駅のところにあるというふうなことを聞きましたけど、私が言ったような気がするんですけど、あそこの遊具ね、蜘蛛の巣だらけで、触るのにも近寄りたくないというふうなことを聞きました。これは、小さなお子さんのお母さんからね。そういったところは見てるんですか、管理されているんですか。</p> <p>せっかく一所ぐらいしかない遊具がそんな状態で、ありますじゃ話にならんでしょう。</p> <p>せっかくあるのであれば、もう少し管理を徹底して、やはり何度も言っていますが、子どもさんたちが遊べる、親御さんと一緒になって遊べるような場所がないと、子育てとか何とかしつかり皆さん、国も言ってますけど、全然実態が伴ってない、というふうに私は考えております。</p> <p>そこのところをね、災害で消失したのが、ないからということでございますけど、じゃあ、3年ですけど、実質、3年間なぜ復旧しなかったのか。</p> <p>そこにところは村長でも教育長でもよございますので、答えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>子どもの遊具の件につきましては、本議会あたりにおきましても、いろいろと議員の皆様からご提案等を受けている中でございます。</p>

	<p>しかしながら、全体的な傾向として、なかなか遊具でのけがをするお子さんが多いというようなこともあって、手控えてきたことは事実であろうと思っておるところであります。</p> <p>本村といたしましても、今後ですね、この遊具等につきましても、いろいろと取り組みはしていきたいと考えているところであります。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>今、村長がですね、今後考えていきたいということでございましたので、これをいまさら持ち出すのもなんですけれども。</p> <p>これは、第2期東峰村子育て支援プラン、昨年3月です。この中で子育て環境支援施策についてということで、アンケートを取っております。</p> <p>この中で一番多かったのが70%以上、子どもの居場所や安全に遊べる場づくり、ここが一番です。</p> <p>ちょっと少なくなっていますけど、仕事をしながら安心して子どもを育てていくための保育サービス、親子連れでも利用しやすい公共施設というふうなことがあります。</p> <p>これですね、やはり一番の、村がよくアンケート、アンケートと取りますけども、一番大事なことだろうと思います。親御さんたちがですね、やはりせっかくこの自然豊かな村に生まれてくれたですね、子どもたちの遊び場がないようでは、お父さんやお母さんの子育てにも影響すると、私は感じております。</p> <p>特に今はですね、コロナの関係で、あまり人の多いところに連れて行って遊ばせることもできません。</p> <p>しかしですね、本当はコロナとか関係なく、子どもたちや保護者の方々一緒になって遊べるような場所がないといけないと、私はずっと考えております。</p> <p>これはですね、村長が先ほど、今からやりたいということでございますけれども、具体的にですね、どのようにしていくのか、その考えをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これはあくまでも構想でございますので、それはそのようにやるということではありませんが。</p> <p>まずは宝珠山それから小石原、それぞれ一つずつですね、場所を選定してつくっていきたく思っております。</p> <p>小石原につきましては、伝産館の敷地若しくは旧小石原小学校辺りの運動場ですね、その辺りを考えていきたいと思っておりますし、宝珠山につきましては、旧宝珠山小学校の運動場ですね、そういったところを考えているところであります。</p> <p>そして宝珠山のほうにおきましては、保育園児とですね、やはり一緒になって遊べるような形で、以前から出ております宝珠山のグラウンドを、宝珠山の旧小学校跡の運動場を全面的に芝生にしてですね、その一角に子どもが伸び伸びと遊べ、そして転んでもけがをしない、遊具がある、そういったところ。それにつきましては、やはり伝産館か旧小石原小学校跡地においても、そのような考え方でできればいいなというような、今構想を持っているところであります。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>先ほどから村長が、遊具を設置して、けがなどが心配ということでございますけれども、これ、もし遊具を設置した場合、遊具の不具合とか不備であって、もし子どもたちがけがしたのであればですね、それは、当然村は責任もあると思っておりますけれども。私に言わせればですね、それは子どもたちを遊ばせる保護者の責任であって、村が責任を負う必要はないと、私ははっきりここで断言しておきます。</p> <p>そして、少々けががぐらいはやらないと、大人になって強い人間になれない。それ</p>

	<p>は私みたいに障がい者になるほどの大きなけがは必要ないですけども。転んだからけがをしたとか、そういったことですね、そんな心配はしなくて、私はいいと思っています。これは人それぞれの考え方でございますので、一概に言えませんが。</p> <p>ですからですね、そういったことをあまり深く考えないで、やっぱり遊具とかは絶対に私は必要だと思っておりますので、先ほど言われたように、やはり積極的に今年度の補正でも組んででもですね、やはりつくっていただきたいと、私はそのように考えております。いかがでしょうか。</p> <p>それで私の質問を終わりたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>子どものけが等につきましては、保護者間においてですね、いろんな考え方もお持ちだということですね、議員もご承知だと思います。すべての方が、議員の今おっしゃったようなですね、考えであれば本当に問題ないところでございますけれども。</p> <p>そうは言いますが、やはり安全管理につきましては、子どもたちに将来的なこともありますので、そういったところには十分注意しながら、補正でというわけにもいきませんが、やはり近いうちにはですね、全協に諮り、そして補正なり、そういったものは検討していきたいと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>4時5分まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時00分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16時05分)</p>
議長	<p>本日の会議は、一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本日の本会議は、一般質問者の質問が終了するまで時間を延長することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、本日の本会議は、一般質問が終了するまで時間を延長することに決定をいたしました。</p> <p>4番 高橋弘展議員の質問を認めます。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>私は、大きく3つのですね、質問をさせていただきます。</p> <p>まずは、宝珠山ふるさと村の経営について、住宅の件は解決したのかと。</p> <p>毎度毎度この質問で、私もこの質問あまりしたくはないです。村長も答弁したくはないんだと思うんですけども、いささか村長の答弁があっち行ったり、こっち行ったりと、聞いても答えていただけない部分がございます。</p> <p>今回に関しましては、過去の村長の発言の確認として、ちょっと質問を行わせていただきたいと思っております。</p> <p>2019年の6月議会において、これが初めてのこの住宅に関する質問だったかと思っております。</p> <p>その際、2018年8月に、伊藤氏の初盆参りに間違っ村長が行かれた際に、延田住宅のことについて、そういう発言を行ったということに受け止められる発言を、6月の定例会にて行われております。</p> <p>そのことに対して、その発言をされたことは誤りではないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと他のことを考えておりました。もう一度お願いいたします。</p>

議長	4番 高橋弘展議員
4番	2019年の6月議会にて、その際村長が発言をされております。 2018年8月に、伊藤氏の初盆参りに間違っで行かれたということを言われており、そのときに延田住宅のことを知っていて、何か発言を行われていたという旨のですね、受け止められる発言を行っておりますが、そういう発言をしたことは間違いありませんか。
議長	村長
村長	そのときは高橋議員からいろんな質問を受けまして、私のほうも動揺してたと言いますか、したがって、ちょっと記憶にありませんが、どのような質問をしたのか、ちょっと記憶が定かではありませんが、いずれにしてもそういった状況の中での答弁だったと思います。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	私が、2度ほど確認行っているんですよね。確認を行っていたということは覚えていたということでしょうか。ということが発言しておりますが、それに対し、前段ちょっと省略で、「本人にお会いしたというところでございますけれども、初盆を参りに行ったときにですね、直接本人とお話させていただいたわけでございますけれども、この延田住宅と言いますか、今問題になっていることについての含みもありまして、話をしていたわけでございますけれども、そういった後にですね、またいろいろなことありまして、失念をしていたということでもあります。」と。 私は、このことがずっと引っかかって、この1年かけてですね、この質問をさせていただいているんですけれども。この発言をしたことは、議事録に残っているの間違いありませんね。
議長	村長
村長	議事録に残っていれば、そのようなことを言ったのだらうと思います。 しかしながら、先ほども言いましたように、いろいろ伊藤さんの通称代理人と言われている人あたりから、この問題が出たときにいろんな話を繰り返し、繰り返し、繰り返し聞きまして、私も自分が本当にどうだったのかなということは、分からないような状態であったと思います。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	なんかあやふやな答弁しか、今返ってこないの、何とも言いようがないんですけれども。 先ほど私の質問が執拗にあったとおっしゃいましたけれども、この質問、実は6月議会初めてしているんですよね。 なおかつ、この住宅の件については、今読み上げた私の質問、この住宅の件の3個目なんです。最初から数えて。全体で13問しか質問してないんですけれども、その内の3個目の質問のところ、もう執拗な質問と言われて、混乱して答えましたというのでしょうか。
議長	村長
村長	その前に、先ほど言いましたように、代理人と申している人あたりからですね、とにかくしつこく、しつこくいろいろなことを言われ、私もそのようだったのかなというようなことで、あやふやな形で申し上げたということだと思います。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	じゃあ、この内容については正確ではないという、村長の判断でよろしいんですか。
議長	村長
村長	今考えますと、そのようなことでございます。
議長	4番 高橋弘展議員

4 番	なぜ、今更ながら、それが正確ではなかったというふうに発言ができるのでしょうか。私に言われたからですか。元々分かってたからですか。
議長	村長
村長	まず、高橋議員のほうの答弁をいたしますが、やっぱりいろいろ考えている中で、不正確であったなということは考えております。 それから、議長に申し上げますけれども、この問題は民民の話ということで、今係争中であります。 したがって、私事の解釈を私はしておりますので、この問題について係争中でもありますので、今後については、答弁を控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	議長に対して言われるのは勝手なんですけれども、あくまで私が触れているのは議事録の確認で言わせていただいております。 要は、何かと言うと、一度発言されたことを、自分が記憶があやふやだったということで、後から覆してたら、結局今まで、今日も発言した内容、いや、そのときはちょっと気が動転してて、いや、ちょっと他のことを考えてて、違うことを言いましたと。あたり前のようにあなたはやってしまうということですか。 私は議事録のことを、まず確認してるんです。裁判のことはまだ問うてません。この議場においてやっているやり取りが、後で覆すということは、それは議会における冒涇ですよ。 議会におけるの発言、不正確でしたということを、議長に申されましたか。
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	あなたの言われた発言が、どこかの時点で不正確だと、あなたはお思いになったんでしょう。今、私が言ったからか知りませんが、それかもっと前の段階で、あれは不正確だったと思われたか、それは知りませんが。 不正確でなかったということは、その答弁自体を何かしら修正する必要があるんじゃないですかね。もちろんもう議会は終わっていますから、修正できないですけども。そういったことを議長に、何か申し上げられたことはあるんですか。
議長	村長
村長	議長に申し上げたというのは、やっておりませんが、以前からそういう議場での発言の修正はどうしたらいいのかなということは、ちょっと考えておったところであります。
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	やはりちょっとこの、村長の答弁という部分に関して、とても気になる部分がありましたので、民民の裁判であろうがなかろうが、議会への冒涇ということで発言をさせていただきます。 先日3月2日に福岡地方裁判所にて、現在係争中の裁判において、証人尋問が行われました。それに傍聴させていただきました。 私も初めてこの証人尋問見させていただいたんですけども、始まる前に、証人に立たれる方は宣誓をされます。こういう文を読み上げられます。「宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず偽りを述べないことを誓います。その場で虚偽の答弁をすると偽証罪に問われます。」ということも、裁判官から通告があります。それを踏まえた上で、証人の方は責任を持って発言をされていきます。 この、先ほど言ったくだりの部分、2019年6月議会にて、伊藤氏の初盆参りに間違ってしまった際に、延田住宅のことを知っていて言ったと受け止められる発言を行ったことに対して、どうですかという、あなたの弁護士の主尋問に対して、「それは

	<p>正確ではありません。」と、あなたは発言をされております。</p> <p>その理由として、この問題を執拗な質問を長時間にわたってされました。そのとき私もきっちりと整理ができていませんでしたので、思い出し、思い出しあやふやな答弁をしていました。</p> <p>こういう発言をしたことに間違いありませんね。</p>
議長	村長
村長	<p>裁判の中での発言を、議場の場でというのはいかがなものかと思っておりますので、これは、答弁は差し控えをさせていただきます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>結局ですね、議場で答えていたことを、要は村民の人たち、議場で知らないところで、私は、それは正確ではないということを発言されているんですよね。公の場で。そんなことが許されるんですか。</p> <p>正確でないというなら、この議場の場でのことを、じゃあ、議長にも言っていません。あなた勝手に、この議場の場で言ったことを違う場で、私は正確ではない。そこで言ったことはちょっと間違いでしたって、そんなことはあり得るんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>思い返してみても、それが事実であるということであれば、私がまず議長に議事録の訂正等、そういったものをどうしようかと思っていた、それを早くやればよかったと思えますけれども。現在においては、まだやってないということで、今後その処置については、いろいろ考えていきたいと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>どうしてもここの、たぶんくだりの部分が何か気になられるということで、もちろんこの部分がどうかというのは、裁判に関わりますのでお尋ねはしませんが。</p> <p>やはり議場で答えておって、よその場で違うことを申される。これはもう村長としての答弁の、やっぱ重みというものが全く失われるということ、やはり自覚していただきたいと思えます。</p> <p>もう1点お尋ねが、村長の弁護士のほうからあって、主尋問で、「令和元年6月定例会から令和2年12月定例会までの連続7回、主に高橋議員から一般質問を受けていますね。」という問いに対して、あなたは何て答えられましたか。</p>
議長	村長
村長	<p>裁判の件でございますので、この議場の中での議論には、ちょっと私はいかがなものかと思っておりますので、答弁を控えさせていただきます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	その問いに対して、「はい。」と答えられたことに間違いはありませんか。
議長	村長
村長	お答えは差し控えさせていただきます。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>令和2年の6月定例会の一般質問で私は、この裁判のことにに関して、伊藤氏のことに関して、住宅のことにに対して質問はいたしておりません。</p> <p>なぜそのように、連続7回、私があたかも質問をし続けているというふう印象付けるような発言をされたのか、非常に腹立たしいです。</p> <p>裁判の内容ですので構いませんが、やはり議場に出て、議場の当事者である人間であるならば、一番間違っはいけないことではないですか。議事録もすべて手に入る。その中で何か意図を持って、誰かを貶めようと、そういうふうな形で何か主張をされているのではないのでしょうか。</p> <p>この偽証罪という部分、どういった意味合いでこれが取られるのかよく分かりませ</p>

	<p>んが、この最初の初盆参りのくだりに関して、私は、伊藤氏の初盆参りがどうのこうのと、もう言うてはおりません。「2回行かれたそうですね。」とお尋ねしたら、「それは初盆参りのことですね。」と自分からお答えになっているんですね。</p> <p>それだけ自信があつて答えられていることが、なぜ正確ではない、ちょっと言い誤つたというふうになつたのか、とても不思議でたまりません。それだけお伝えして、次の質問にまいります。</p> <p>次の質問ですが、ほうしゅ楽舎の再建について、お尋ねしてまいります。</p> <p>昨年来から、一昨年ぐらいになりましょうか。ほうしゅ楽舎の検討委員会等が立ち上がつて、再建に向けて話が進んでまいりましたが。</p> <p>いざ建設費が明るみになっていく中で、本当にこの金額をかけてほうしゅ楽舎を再建していくことが東峰村にとってふさわしいのか、ましてや村民に望まれていることなのか、村内でもだいが議論になっております。</p> <p>特にこの、3憶約6,000万円ほどかかると、今試算されて、建設費の削減を計算されているということでもお聞きしておりますが、このほうしゅ楽舎について、再建を必ずしなければならない、何か理由というのがあつていま進んでいるのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>ほうしゅ楽舎再建につきましては、東峰村復興計画の中で村のシンボル、観光拠点である観光交流施設の復旧、活用が示されており、計画に基づきほうしゅ楽舎を再建するという方向性が分かつております。</p> <p>そういった中で、宝珠山地域住民協議会における意見等におきましても、やはりほうしゅ楽舎、そういったものは地域を盛り上げるといった意味では重要だ、というようなご意見等もいただいております。</p> <p>そういった意見を受けまして、やはり失われたものを再度再建するというございしますので、ほうしゅ楽舎の再建につきましては、これは委員会等も設置して、協議を行っているところでありますので、粛々と進めていきたいと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>失われたものを再建する。常々村長もそう言つてこられて、この再建に向けて進められてきたと思うんですけども。</p> <p>1点、最初のほうに述べられた、復興計画に記載されていると。復興計画に載っていると、必ずそれは実現しなければならないものなのではないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>必ずということではないかと思ひますけれども、やはり、そのために逆に言ひますと、復興計画なんかというのは、皆さんの協議の中ででき上がつていたものだと、私は解釈をしております。</p> <p>したがつて、このやはり復興計画に掲げているものにつきましては、やっぱり尊重をしていくということが基本だろうと思ひしております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>先ほどの高倉議員の質問を持ち出して申し訳ないんですけども。</p> <p>その理屈が通るのならですね、子育て支援プランに載っている施策、プランに載っているからと言つて、それが必ずしもするものじゃないみたいな感じの答弁をさつきされておりましたけれども。</p> <p>復興計画に載っているから、やっぱそれはいろんな意見は通してやれるというなら、後の質問をここで言つて申し訳ないんですけども、その子育てに関する部分も、じゃあ載つてるから、ぜひとも実現してくれよというのが村民の願いになるんじゃないかなと。</p>

	<p>ちょっとそれかもしれませんが、復興計画に載っているから、もちろんそれは皆さんの意見が出て、載りました。</p> <p>ですが、やっぱり組み立てていく中で、それがはっきり言って現実的なものなのか、現実的じゃないものなのか。そういった部分をやはり判断して行って、形ができそうなときに、やはりそれが建てるべきなのか、建てるべきではないか、またもう少し形を変えるべきなのかという議論があつていいはずなんですね。</p> <p>村民の方にどーんと示される形になった、この3億6,000万近くかかる建設、造成、設計すべて合わせた費用でございますけれども、なぜここまで費用が膨らんで建設費がかさむのか、その辺の説明をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>これは、やはり検討委員会の中で議論をしながら進めているところでありますので、その点についてはご理解をお願いしたい。</p> <p>それから、その金額、3億6,000万、確かに高いと思います。</p> <p>ただし、話をよく聞いてみますと、国等の予算単価を出す場合には基準があるんですよ。新営予算単価ですね。新営予算単価という国の国交省が示された基準があります。それに基づいてやった結果が3億6,000万というようなことだと、私は記憶をしておるところです。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>かかる建設費は積算すれば出るんですけども、機能的に3億6,000万もかけて、要は、でき上がる機能としてふさわしいのか、ふさわしくないのか、その辺も聞きたかったです。</p> <p>質問をしていきながら、その辺についてもお聞きしていきたいですが、既に村内に公設の宿泊施設、近々でき上がるものも含めて5カ所もあるかと思えます。</p> <p>竹のほうから言うと、ゲストハウスの〔あんたげ〕、岩屋キャンプ場、鼓のほうに変わって、ポーン太の森キャンプ場、そして喜楽来館、最後に、この4月1日オープンですかね、旧小石原小学校のアクアクレタ、5カ所あるんですけども、5カ所もあつて、まださらに6カ所目を造るという意図をお尋ねしたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>地域の活性化とか、そういったことを考えますと、5カ所あるから、じゃあ、もういいじゃないかというのは、ちょっと私は理解ができません。</p> <p>それは、その地域、地域によって、やはり必要な施設、そういったものについては、やはり取り組んでいかなければならないと考えておるところです。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	すみません、地域、地域に必要な施設という意味合いがよく分からないんですけど、地域ごとに施設が必要なんですか。宿泊施設が。
議長	村長
村長	<p>ちょっと答弁の仕方が悪かったですけども。</p> <p>最初から高橋議員も言っておりますように、このほうしゅ楽舎というのは、九州北部豪雨でなくなった施設であります。その再建を、やはり地域の方も求めている。しかもそれプラスの、現在では緊急避難場所、それと、その周辺地域の皆さん方のやっぱり利用、活用を図る、例えば法事ごととかですね、そういったことあたりもできるような施設として再建をしていきたいというような形で、協議会のほうでいろいろ議論をしているというところであります。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	経営の観点から言うと、5カ所あつて、6カ所目ができたとして、すべて運営主体が異なる宿泊施設、〔あんたげ〕と岩屋キャンプ場は一緒ではありますけれども。

	<p>そういった部分で、普通に考えるととても採算性の悪いことをしております。通常ならば大体宿泊事業やるにあたっては、大体基幹となるようなホテルであったり旅館であったりあって、サイド的に他の事業でキャンプ場とか、そういうふうなことをして、人力的なやり繰りとか、あとは消耗品であったりとかリース関係とか、包括的にすることでコストを下げた運営をおいおいしていくというふうな発想もあるんですけど。</p> <p>今やられていることが、1軒1軒建てて、1軒1軒また運営者を探すというふうなやり方をされているんですよ。</p> <p>また、今後6カ所目のほうしゅ楽舎造られた際に、全員協議会で聞いている内容においては、未だその運営者は特段決まっておられませんと、決めながら考えていきますと。そういうふうな具合で、本当にここが黒字を出して運営できるのでしょうか。</p> <p>ほうしゅ楽舎の基本計画ができ上がっておりますけれども、その中の資料編だったかと思えます。住民の方の声の中にも、いろんな希望を込めて発言されてはいますが、やはり運営面が気になると、大丈夫かと。</p> <p>その大元には、ほうしゅ楽舎を元々運営されていたふるさと村時代にも、やはり指定管理料を230万近く出して収支がとんとんか、その状況、状況によりけりだった部分があると思えます。そういう不安がある中で6カ所目、非常に理解ができないですよ。</p> <p>その間に新しく小石原のアクアクレタもできて、総合計するとかなりの東峰村で宿泊客を受け止めきれるとい状況になっております。</p> <p>そうであってほうしゅ楽舎を造ったとしても、まだ他の施設に影響がないほど、この東峰村に宿泊者が来ると、そういうふうにお思いでよろしいのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>何度も申しますけれども、やはりこの豪雨災害によって被災をした、その施設の再建というのは、一つの大事なことだと思っております。</p> <p>そういった中で建設をしても、じゃあ、黒字が出るのかということでございますけれども、確かにそれは懸念はされるところだと思います。</p> <p>しかし、赤字を覚悟でこういう施設についてもやはり造らないと思っておりますよ。ですから、できるだけ赤字が出ないような方策をやっ取り取っていく、そういったことが今後必要になっていくのかなと考えているところです。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>この基本計画をいろいろ見させていただく中でと全員協議会等で説明を受けている中では、やはりこのほうしゅ楽舎、農村ツーリズム拠点という元々の機能を持っておりますので、そういった部分の研修であったり団体旅行、体験活動という部分はどうも主になるのかなと、収益の主体であるのかなと。</p> <p>ここにターゲットとして、この基本計画の24ページに書いてあるんですけど、メインターゲットの方、住民の方というのはもちろんその日々の日常で使っていただきたいという、カフェであったり、そういう機能があるんですけど、それ以外の収益性の部分で、都市圏の小学生、中学生、高校生、あと大学生、まちづくりゼミ・団体・サークル、災害ボランティア、これは災害のときが主だと思いますが、あと企業サークル・団体ということで、主に研修や研究、そういう体験活動という場かと思えます。</p> <p>次の質問なんですけれども、今度4月1日からオープンされる旧小石原小学校を運営されるアクアクレタ、小石原ドットコムの方々ですが、チラシも2月に全戸配布で配られておりましたけれども、やはり第一番的にこちらのやられることが企業向けの研修、ここが収益の柱なんだと言われてきて、プレゼンも通ってこられたかと思えます。</p>

	<p>その中で、どうもこの旧小石原小学校がこれからされることと、今ほうしゅ楽舎で、何か村及び検討委員会でされることというのが似通っているような感じがするんですけども、その辺の関係性というのは役場で何か協議をされたり、何か打ち合わせをされたり、何かあっているのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>旧小石原小学校の跡地の活用と、それからほうしゅ楽舎についてはですね、似通った点もあるかと思っております。</p> <p>しかし、再建検討委員会においてもですね、先ほど議員が述べられました小・中・高・大学生の学習活動等の利用を中心に検討していこうというような取り組みになっております。</p> <p>なおですね、アクアクレタでしたか、小石原小学校のほうは、そのほうと総合利用とかですね、そういったところがお互いに協力できるようなことについてはですね、協議をしていかなければならないと思いますし、また、協議をしていきたいと考えています。</p>
休憩	
議長	<p>4時45分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(16時40分)</p>
再開	
議長	<p>一般質問を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16時45分)</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>先ほどの続きになるんですけども、旧小石原小学校の関係性、協議をしていきながらと。</p> <p>私が民間の立場であったら、なぜ私たちがしていることに対して、似たようなことを何で行政という公がするのかなと思ってしまう。</p> <p>これは、小石原ドットコムの方に話を聞いてそう言っているわけではないんですけども、単純に民間の立場なら、なんで私たちの邪魔するようなことをするのかなと、思ってしまうよね。それが、ましてや同じ村、村内において研修等々と。</p> <p>そういった部分、ぜひ、よくよく考えていただきたいなと思います。</p> <p>こうやって施設を新しく再建という形で立ち上げますけれども、今回の当初予算の中にも施設修繕であったり大規模改修という予算、補正予算も上がってきておりますが、やはり利用開始後から20年経過した村有施設がかなり多くあっております。</p> <p>その中で毎年のように修繕費がどんどん、どんどん出てきて、エアコンであったりとか、施設内の老朽化で改修するという案件が多々あっているかと思えます。</p> <p>そういった部分を先に行いながら、ほうしゅ楽舎のあり方を今後考えていく、そういった考え方は今お持ちじゃないのでしょうか。あくまでもやっぱりほうしゅ楽舎の建物をまず建てたいんだと。どうなんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどから述べておりますように、この九州北部豪雨災害で失われた施設の再建ということでございます。また、宝珠山地区の住民の方にもですね、日常的な交流の場としての利用も考えていきたいと考えておりますので、このほうしゅ楽舎の検討委員会あたりの中でも、そういった議論はさせていただきながら行っているということでもあります。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>もう1点だけ述べさせていただくと、このほうしゅ楽舎を元々造られるときをご存じの方であったりとか、何か関係された方であったりとか、こういう意味合いで造っ</p>

	<p>たということをお分かりの方からよく言われることが、あくまでもあれは旧宝珠山小学校の校舎をイノベーション、要は改築することで、こういうふうな農村ツーリズムという部分の機能を持っていったということで成り立っていると。</p> <p>それが災害後流されてしまって、もう元の校舎というものはある一部しか残っていない状況であって、なくなってしまった校舎を、また校舎として再建するというような旧校舎風であっても、もう校舎は戻ってはきません。</p> <p>そういった意味合いで、本当に再建という言葉を持ってする必要があるのかどうかという、よく私問われます。</p> <p>あれは元々旧校舎という意味合いがあったからこそ、あのほうしゅ楽舎という風合いであったり、意味合いを持っていたんだ。それがなくなってしまった今、ほうしゅ楽舎、新ほうしゅ楽舎と名乗るのがいいのか分かりませんが、果たして必要なのか。</p> <p>それをやはりもっと原点から考えるべきところではないかなと。建ててしまっただけでは、もうそれを30年、40年、50年、施設を利用していかなければなりません。後々その施設を村、村民として担っていかなければならない人たちのこともしっかりと思いつかべて、検討していただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	検討委員会の中でもですね、議論等は重ねていっておりますので、そういった点についてもいろいろと議論をしていきたいと思っております。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ぜひ、多様な意見で検討していただきたいなと思います。</p> <p>私は、すべてがすべてほうしゅ楽舎造るなど言っているわけではないんです。やるからにはしっかりと有益なものを建てて、3億とかかけるんじゃないんですね、意味が違うものを建ててくださいと。今の計画にはちょっと賛成はできませんという意味です。建てるなどということは一言も言っていないので。</p> <p>さて、最後の質問にまいります。</p> <p>公園及び遊具、図書館の設置について、お尋ねします。</p> <p>先ほど高倉議員のほうからも公園に関することは質問がありましたけれども、ちょっと違う視点からですね、お尋ねをしてみたいと思います。</p> <p>もう設置はできないかという部分の回答は、重々何回も先ほどされているので、改めて聞くというのは、最後に聞きたいと思いますが、</p> <p>まず、村内の子どもたち、子育て中の親子が、村長はどこに遊びに行っているかご存じですか。</p>
議長	村長
村長	私は存じておりません。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ではお伝えします。</p> <p>よく私も公園に連れて行って欲しかったり、子どもから言われるので行きますが、一番人気は、杷木の郵便局の前の児童公園です。行くと大体一緒の保育所や小学校の子たちと出会います。</p> <p>他にも聞きましたところ、日田のほうの萩尾公園であったり中央公園、いろいろ日田のほうの公園に出かけたり、遠くは浮羽や朝倉のほうであったり、そういったところに出かけると。</p> <p>東峰村の公園に行ってますという声はあまり聞いたことがないんですが、もちろんさっき教育長が言われた宝珠山駅の公園、あるのは知ってるけど、行ったことはないという方がほとんどだし、「いや、見た目がね。」という話がとつともあります。</p>

	<p>そういうところで、ぜひとも状況の把握せずして、この話は語れないなと思って、今、言わせていただいたんですけれども。</p> <p>村外に子どもたちが遊びに行っている、イコール、もう子どもたちの居場所は村内にないということじゃないんですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>居場所がないというか、先ほど蜘蛛の巣が張っているというところで、その辺りは改善しなければいけないと思いますけど。</p> <p>一つには、私も子育ての経験がありますけれども、たまには違うところに行きたいというような声なのか、いや、どちらかと言ったら、もう実際に地元で遊べる公園がないからということなのか、どちらのほうなんですかね。</p> <p>私は、あんまり近くでずっと遊びよったらもう飽きるから、ちった違うところに、亀山公園とか萩尾公園とかのほうがあえとか、杷木の公園のほうがあえとか、そういう声もあるんじゃないかなとも、いろんなバラエティーにとんでいいんじゃないかなとも思うんです、いかがですか。本当の声としては。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>村におまして、税金を払っておまして、村に公園がなく外に遊びに行かなければならないという状況は、皆さん言われます。</p> <p>もちろん、それは外にちょっと遠出して行こうかという気にはなりますけれども、じゃあ毎週のように、毎週土日、休みの日に、じゃあ遠出しようかと。ガソリン代もかかります。ごはん作るのも大変です。</p> <p>それはたぶん、おそらくあんまり行ったことがない方のご意見として、今、受け止めさせていただきますけれども。</p> <p>大変です。小っちゃな子どもを連れて、車に乗せて、いざ公園に行って、トイレに行きたいと。じゃあ、どこに行くんですかね。</p> <p>もちろん行きながらいろいろ考えますけれども、そういった部分をわざわざ10分、20分、30分かけて公園に遊びに行かなければならない状況、この村どうなんですか。</p> <p>教育長、ここに住まれてないけん、そう思うのかもしれないんですけど、やっぱりここで、この東峰村で子育てしたいと思って、今、している親御さんたちにとって、やはりなんで東峰村に公園がないの、という疑問に答えていただきたいんですね。</p> <p>答えていただけますか。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>これは、ちょっと反問じゃありませんので、ちょっと注意をしていただきたいと思っておりますけれども。</p> <p>今、高橋議員が言われましたように、毎週村外の公園に連れて行っていると、今、受け止めたんですけれども。</p> <p>村内においてもですね、公園に行かなくても、逆に私らが小さい頃は当然公園というのありませんし、やっぱり村の中でいろんな人たちと遊んでた。当然それは、何と言いますか、そういう子どもの数が多かったということもあるかと思っておりますけれども。そこまで現代の親御さん方が、子どもに公園まで毎週連れて行かないかんのかなというような気が、ちょっとしました。</p> <p>それからもう1点、学校の遊具もあるわけですよ。だから、その辺りの活用というの、ちょっとなんで考えないのかなと、ちょっと思いましたので、そういったところの理由がありましたら、ちょっと教えていただきたい。</p> <p>これは反問権じゃないということで、教えていただきたいと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員

4 番	<p>毎週、毎週、そんな遠出をしているから、どうのこうのという話じゃないです。毎週、毎週遠出をしなければならぬんですかという意味で、お尋ねしたところなんです。</p> <p>学校の遊具を使えばいいじゃないですか。</p> <p>じゃあ、学校にまだ行ってない親御さんたちは学校ってすごくハードル高いです。そもそも入っていいんですか。開かれた学校と言えども。じゃあ、休みの日に入ることが、これは不法侵入にならないのかなど思ったりします。</p> <p>そういう、じゃあ、入って遊んでいいのかなど。誰かに何か言われぬか。そんな教えられることすらありません。それ、掲示されていますか。いつでもどうぞ遊んでくださいと。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>大々的に遊んで、どうぞという掲示はしておりませんが、一般的にはもう地域の方、学校で遊ぶというのは、もう一つの暗黙の了解みたいな形で、どこの地域でもそういうふうな遊具を使って遊んでいる方は多いです。</p> <p>だから、東峰学園においても、どうぞ、どんどん使ってください。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	<p>そういったことをぜひ、小学校に行かない子たちの世代の、やっぱ親御さんにも伝わるような形でですね、「開放しています。いつでもどうぞ。」と。</p> <p>もちろん部活で使ってないとき、いろんな制約があると思います。その制約があれば使えないということもあります。</p> <p>いつでもどうぞというわけにはいきませんが、ぜひ、お伝えしていただきたいなど。</p> <p>保育所はやはり活動している時間でないと入れなかつたりとか、そういう規約があります。</p> <p>学校に行ったらいいじゃないかじゃなくて、もう公園があれば何もこんなに言わぬんです。気軽に、学校とかそういう、何か部活とかいろんな制約を受けずに、いつでもどこでも遊べる、楽しめる。そういった場所をずっと、たぶん他の議員の方々もお尋ねになっているんじゃないかなど。</p> <p>それをわざわざ村外に遊びに行くのではなくて、村内でできれば、もっともっと気軽に遊びに行けて、親の負担も少なくなるんじゃないかなど。</p> <p>その部分で強く言わせていただきたいのが、ちょうどその後のプレーパークにつながる話にもなるんですけれども、プレーパークを進められている日本冒険遊びづくり協会の代表の方のメッセージを読ませていただきます。</p> <p>私たちは子どもにとって、遊ぶということをしっかりと保障された社会を提案しています。それは、遊ぶという自発的で主体性を持つ行為こそ、子どもにとっては社会に出てどう生きるかということの土台となっており、人の心身の育ちに直結しているからです。</p> <p>現代は、子どもが子どもらしく遊ぶことがしにくい社会になってきています。少子高齢化による子どもの数の減少は、地域に子どもの都合をちりばめることが困難な状況を生んでいます。</p> <p>そのため大人の都合で時間や空間は埋め尽くされ、街中に遊ぶ場所を探すことが難しい地域も多くあります。</p> <p>地方においては、その困難さはさらに膨らみ、自宅の近くには同年代の子どもが住んでいないなど、子ども集団をつくることすらままならない現状です。</p> <p>冒険遊び場づくりの取り組みは、地域の中に子どもの都合を守れる空間を作り出し、そこに子どもを返して、親や子どもも集う文化を醸成します。</p> <p>場ができることや人の流れができることで、子どもたちはそこで仲間を探し、遊び</p>

	<p>を生み出すことができるようになる。そして、自らと自らの持つ力に向き合いながら育っていくことができるようになるでしょう。</p> <p>未来を創る子どもたちが元気に遊べる地域社会の実現は、子どもに日々関わる人に限らず、きっと多くの大人にとっても暮らしやすい社会ですと。身につまされるような話かと思います。</p> <p>先ほどから、公園できないですか、遊具できないですかと常々質問する中で、いや、けががどうか、そうなったときどうするのか、どうかというのは、もちろん子どものためでありますけど、それは大人の都合じゃないですか。</p> <p>そうなったときに、その対処が大変だからという理屈で言ってないですか。子どもたちのことを中心に考えてくださいよ。</p> <p>こういつている間にも子どもたちはどんどん大きくなっていきます。</p> <p>いつかは実現したい。</p> <p>そんなんでは、じゃあ、今の子どもたちはどんどん大きくなっていきます。</p> <p>そういうことも含めて、先ほど補正でも、という話がありましたが、村長、教育長にお尋ねしたいです。</p> <p>いつ、この公園の話、進めていってくれるんですか。いつから話を進めていくんですか。やはり明言していただきたい。ここで逃げられると、何回も何回もこれを聞かないといけません。</p> <p>やるならやると。じゃあ、新年度からこれ検討を立ち上げますとか、そういうことを言ってください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>明言をしてくれということですけども、検討させてください。</p> <p>できるだけ早い時期に、また皆さん方にはお伝えをしたいと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>おそらくたぶんもう村長のイエスカノーかのさじ加減ひとつで、これ決まると思うんですね。</p> <p>やりますと、4月から検討しますと。そう言えばですね、じゃあ、もうそこから検討するし、じゃあ、私たちの意見も取り入れてくれるのかと、すぐ分かるんですけども。</p> <p>じゃあ、時間ください、検討させてくださいと言うなら、やっぱりしないのかなと思ってしまいます。</p> <p>そう思わざるを得ないので、また次回聞くと、またそれが3カ月間後ろにずれるということを上申して、次の質問にまいります。</p> <p>村内には公民館図書室、宝珠山、小石原ございますけれども、図書館を新たに設置できないかということについてお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いろんな自治体で図書館云々というようなところが出てますね。佐賀の武雄市あたりから相当全国的に広がりましたけれども、</p> <p>本村についてもですね、今の体系での図書館のあり方というのはどうなのかなという疑問点は持っております。</p> <p>施設を新しく建てるということはなかなか難しいかと思いますが、既存の施設を使ったですね、やはり図書館等については、私も整備をしていきたいと考えておりますので、そういった点についてはちょっと、いろいろ検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	分野的に教育長がお答えになるのかなと思ってたんですが。

	図書館、これ一つ聞いておきたいんですけれども、村長はなぜ図書館が必要だと思いですか。必要だと思いますか。
議長	村長
村長	<p>私は常々ですね、経験、体験というのは、やっぱり人間の形成上ですね、非常に大事じゃないかと思っております。</p> <p>そういった中で、本からですね、いろんなことを読み取る。それから想像する。やっぱりそういったものは、やはり人間形成上でも重要なことだと思っております。</p> <p>やはり本を読んでおられる方というのはいろんなところを知っておりますし、その人が生きていく上でもですね、非常に役に立つのではないかと考えているところで</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>もちろんその村長が言われる本から学ぶであったり読み取る部分、とても多くあると思います。</p> <p>もう一つ、やはり図書館という、この箱に少し僕も視点を当てていただきたいなと思うことがあって、ちょっと昔のコラムにはなるんですけれども、「自殺したくなったら図書館へ行こう」というキャッチフレーズをずっと言われているコラムニストの虫賀さんという方がいるんですけれども、ひょんなことで図書館に行かれた話なんですけれども、そのときにちょっと有名な方、館長の才津原さんという方にお話を聞いてみた。</p> <p>とてもこの図書館が非常に居心地が良かったと。なぜかなということ。</p> <p>死角が多く、目が行き届かないところが多いように設計されています。図書館は一部の本好きの人や学生の勉強の場所ではないからです。私たちがより良く生きるための、より良く考えるための場所だからです。</p> <p>行き場のない人、喧嘩をしても隠れる場所がない人、その人たちを孤立させない、自殺させない、それが図書館です。</p> <p>もちろん無料である、生き延びる愛に満ちた本を何冊も借りて無料であると。リクエストも親切に応じてくれると。そういった部分からこういう部分につながっていくんですけれども。</p> <p>一つは、先ほどもあった遊び場と、公園と一緒に居場所なんですよ。この村って、非常に居場所ないんですよ。いろんなことをすることがあるんで、本を読んでいる時間がないと、そう言われることもあるかもしれないんですけれども。</p> <p>ちょっと一人になったりとか、考え事したりとかする居場所ってなくないですか。それが学校教育の中で不登校の対策にも一つつながってくるのかなと。子どもたちがやはり学校にちょっと行けなくなったときに、居場所ってなかなかないんですよ。</p> <p>それで今、よつばさんが頑張られて活動しておりますけれども、子どもの意思で、じゃあ、ちょっとここで今日勉強したいなっていう場所が、家以外で、じゃあ、どこか村内で施設がありますかと言ってもなかなかない。</p> <p>それが大体図書館であったりして、図書館というのは、その日来ても学校に言ったりとか、そんなことあんまりしないんですよ。その日来た人がプライバシーを守れるという、すごく大きな場所なんです。</p> <p>そういった意味合いで、ぜひ、図書館というふうな意味合いで、やっぱりその場所の価値を高めていただきたいなと。今の図書室はプライバシーも全くなく、行ったら、あらっ、来てるわって、すごく見えてですね、本も借りにくいというふうな話をよく聞かれます。</p> <p>ぜひ、教育長にもお尋ねしたいんですけれども、図書館の有効性、そういった協議</p>

	<p>の場というのは何か教育分野の中でもつukれないか、お尋ねします。</p>
議 長	<p>時間もありますので、答弁を持って最後にしたいと思います。</p> <p>教育長</p>
教 育 長	<p>確かに先ほど村長が言われているように、やっぱり一つは読書を通じて自分の生き方を探る、そういう機能もございます。また、図書館でいろんな知識を、情報を得るところもあります。</p> <p>もう一つは、今、高橋議員が言われたような一つの居場所という意味合いもですね、確かに学校の中では、そういうふうないろんな思いを持った子どもが図書館なら落ち着けるっていうような子どももおりますので、図書室じゃなくて図書館ということでですね、そういうふうな施設というか、いろんな財政面の問題もありますからあれですけど、村長も前向きにということで考えておりますので、同じような形でですね、私も、いろいろ総合的に判断しながら前向きに建設していけるように考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>3月10日水曜日は、午前9時30分より予算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(17時10分)</p>

第3回 東峰村議会定例会会議録

令和3年3月12日
(第 4 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第3回東峰村議会定例会議事日程

令和3年3月12日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第 5号 東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6号 東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 東峰村弓道場施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 東峰村宿泊税基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 9号 東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第10号 東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第13号 普通財産の貸付けについて
- 日程第10 議案第14号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第8号）について

日程第 1 1 議案第 1 5 号 令和 2 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算
(第 2 号) について

日程第 1 2 議案第 1 6 号 令和 2 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予
算 (第 4 号) について

日程第 1 3 議案第 1 7 号 令和 3 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について

日程第 1 4 議案第 1 8 号 令和 3 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につ
いて

日程第 1 5 議案第 1 9 号 令和 3 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に
ついて

日程第 1 6 議案第 2 0 号 令和 3 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につ
いて

日程第 1 7 同意第 1 号 東峰村副村長の選任について

追加

日程第 1 議案第 2 1 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 8 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議案第5号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「東峰村議会議員及び東峰村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第6号「東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」を、議題といたします。 本条例につきましては、地方自治法の規定により、条例制定の議決をしようとするときは、予め監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、3月9日付で文書により議長から監査委員に対して意見の聴取を行いました。 回答につきましては、議場に配布しておりますので、ご確認を願いたいと思います。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「東峰村長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第7号「東峰村弓道場施設条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員
4 番	2点ほどお尋ねしたいと思います。 指定管理施設になるということで、この施設については、指定管理料等が発生するものなのかどうか、という部分が1点と。 あと、建てられたのは総務課であります、所管課は一体どこになるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	指定管理施設という形で条例制定しておりますが、上程のときにもご説明いたしました。この施設に関しましては、直営で行いたい。村が使用の申請の許可等を行うという形でやりたいと思っております。その方針でやろうという所で考えております。 それで、所管課につきましては、これまでもですね、千代丸にあった弓道場につきましても、総務課のほうが所管しておりました。 社会体育施設ということで、広く一般の方に使うというよりは、非常に危険が伴うというかですね、の部分でございますので、施設の利用につきましても、弓道部の管理の下にですね、指導管理の下に行いたいというふうに考えておまして、教育委員会というよりは、総務課のほうで所管するという形でやるところでございます。以上です。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	直営でされるということで、一応その水道光熱費であったり、そういった部分というのが、予算書のどこの目であったり、どこのところからの支出になるのか、最後にお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	予算につきましては、財産管理費のほうのですね、電気代と水道代、あと、くみ取りになっておりますので、し尿処理ですね、その分は計上しております。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第7号「東峰村弓道場施設条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第8号「東峰村宿泊税基金条例の制定について」を、議題といたし

	<p>ます。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>ちょっとお尋ねいたします。</p> <p>これは宿泊税ということでございますので、当然宿泊された方が支払うものだと思いますが、今、東峰村にはキャンプ場とかもかなりあって、また今度新しくできております。</p> <p>そういったのにもすべて、これはよく話を聞く民泊とかいう話もありますけども、すべて税が発生するのですか。そこをお聞きしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>事前にお配りしておりました資料の中にあるかどうか、ちょっと自分も今確認しておったんですけれども。</p> <p>基本的には旅館とかですね、そういったものに課せられるということで、そういった例えば民泊とか、そういうことには発生しないのではないかというふうに、ちょっと確認ではございませんが、今の段階ではそう思っておりますけど、具体的にそこまで調べておりません。申し訳ございません。</p> <p>あれであれば、後ほど資料はお出ししたいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第8号「東峰村宿泊税基金条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第9号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第9号「東峰村村民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第10号「東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第10号「東峰村喜楽来館条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第11号「東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第11号「東峰村特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第12号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	<p>これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第12号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第13号「普通財産の貸付けについて」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>この普通財産をですね、株式会社小石原ドットコムに貸し付けるということですが、その中で、面積が15,925㎡、校舎とグラウンドということで説明はあっておりました。 ちょっと心配するのは除草の関係です。グラウンドは契約の中に整備として入るのかなと。ただ、周辺ですね。 今まであそこ、上り口等は村内の有志の方が草を刈って、管理をしようと。こういうものについてもですね、じゃあその中に、契約に入るのかと。 もし入らないのであれば、どこかがやらなきゃいけないと。そうするとまた費用等も発生してくるので、ここはどのような取り扱いにしているのかを、まずお聞きしたいと思いますが。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、契約の範囲としましてはですね、図面のとおりありましたようにですね、グラウンドと校舎というところになりますので、基本的にはその維持管理を行っていただくというのが、基本というふうに考えております。 その他のですね、上り口のところについてはですね、今回貸し付けの範囲等には入っていないというところになりますが、ここににつきましてはですね、従前有志の方が除草のほうをされていたというところは聞いております。 ホテル側のほうにつきましてもですね、やはり入口というところはですね、きれいにしておくということは重要なことというふうに思っておりますので、その部分につきましてはですね、管理義務というのは発生しませんが、やはりホテルをきれいに見せるという観点がございますので、そこについては協力しながらですね、適切な維持管理ができるように図っていきたいというふうに考えています。以上です。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>この貸付けの中にはないと。 ただ、維持管理の中でですね、しっかりその辺りのところは、契約と言いますか、やっていたかんと、先ほど建設水道課長が言われるとおり、自分とこの入口ということもありますので、やってもらうのが筋かなと。 ただ、心配するのがですよ、この前ありました後ろの小石原体育館、これは、今度村だと。 そうすると、あそこはつながっていますよね。土地は、じゃあ、どこで切り分ける</p>

	<p>のかと。誰が、どこまでそういうものについてですね、管理していくのかということが出てきやせんかなど。</p> <p>体育館の周辺については、じゃあ、村でお願いしますよとか、いろんなことの弊害というか、なかなか決めにくいところもあるかと思えますけれども、その辺りのところをですね、元々契約するときから、きちっとしたものにやっとかんと、後々またもめるというか、話をせないかんと。</p> <p>ここはうちがなりましたとか、というようなことがないようにですね、しっかりそこ辺りの所まで含んでやっていただかんといけないと思いますが、いかがですか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、この貸付けの範囲につきましては、まず、体育館というところですけども。体育館につきましてはですね、やはり幅広くですね、村民の方々に利用していただきたいという観点からですね、やはり村のほうの管理という形になろうかなというふうに考えております。</p> <p>それとですね、その周辺の維持管理と、除草というところになろうかなと思えますけれども、そちらについてはですね、当初、公募の範囲等も含めた中でですね、向こうのほうが使用するという範囲としましては、今の範囲というところになっております。</p> <p>これについてはですね、例えば、そこでけがした場合の責任の所在とか、そういったところもございまして、そういったところについてはですね、やはり維持管理としては、この範囲ですよというのですね、今の範囲で決めるということになります。</p> <p>ただ、ただしですね、先ほど言いましたように、ホテル側としてもですね、やはりホテル周辺の環境というのを汚くしておくというところはですね、今度は顧客サービスというか、満足度というところにもつながる問題ですので、その部分につきましてはですね、協力しながら適切な運営が図れるようにですね、協議のほうを今後ともやっていくということになります。以上です。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>言われる形で、しっかりやっていただきたいと。</p> <p>そうしないと、後々ですね、分からない範囲、こっちはどちらだったかなといったようなことがないように、今のうちからですね、しっかりとした契約をしてくださいというのが一番の大事なことかなと。</p> <p>先ほど言われた、けが等に関してもですね、やはり何か出てくるかと思うんですよ。ですから、その辺りのところをしっかりとやっとかんと、後で出てくるというようなことじゃ困りますんで、そこだけはしっかりやっていただくということで、お願いしておきたいと思えます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第13号「普通財産の貸付けについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	全員賛成と認めます。

	よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第14号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)について」を、議題といたします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>53ページ、東峰村観光拠点づくりのところで、工事請負費、陶の里館改修工事ということで、3,600万ほど上がっております。</p> <p>これは、陶の里館の、どういうふうな改修を行うのかを教えてください。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>陶の里館の改修につきましては、陶器販売所をですね、主にここだけのみとなります。</p> <p>内容につきましては、まず、内装の改修、それから什器類の入れ替え、要は、什器類とですね、商品やカタログなどの陳列、設置、掲示するためのラックやショーケースですね、そういったもの。それから、照明類、この改修については、そういったものが主になっております。</p> <p>金額的に今、3,600万と今予算では立てておりますけれども、この辺りは繰越しをいたしまして、詳細に精査いたしまして、設計をして、それから改修に係るということでございまして、今の段階では、ちょっと見積もりという段階で上げておりますが、事業内容といたしましては、そういったことが主になっております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	陶器の販売所のところと言いましたが、先ほど何か什器と言いましたが、この什器って何ですか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません。私の説明がちょっとまずくてですね。</p> <p>什器類というのはですね、商品やカタログなどを陳列、設置、掲示するためのラック、それからショーケース、テーブル他の器具、機材、アクリルボックスや商品ディスプレイなど、小型の雑貨も含まれますが、そういったものを総称して什器類というふうに呼んでおります。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>同じく、この陶の里館改修工事について、お尋ねしたいんですが。</p> <p>陶器部分だけの改修ということで、箱内を改修するという感じになるかと思えます。</p> <p>基本的に、この陶の里館というのが、やはり今の道の駅の他と比べても、だいぶ最初のほうに建てられたので狭いイメージがあって、なおかつ階段があってという、結構不便な部分、前々から言われてきております。</p> <p>一旦ここを改修してしまうと、大規模な改修等々ができなかつたりするのかなと思いますが、今後陶器の部分だけでなく農産物あたりの改修も視野に入れての、今回一旦陶器だけという話なのか。あくまでももうこのトーキョーディネーターがあったから陶器部分をするという形なんでしょうか、お尋ねします。</p> <p>もう1点、違うところを聞いておきます。</p> <p>52ページの6款1項。</p>
議長	高橋議員、質問は関連の質問だけにしてください。3回ないし4回というのはありますので。じゃないと分かりづらくなります。

	農林観光課長
農林観光課長	<p>高橋議員、おっしゃられるようにですね、もうあの施設が20年以上経過しております、今回はまずトーキョーディネート事業をしておる関係で、陶器販売所のみということでございますけれども。</p> <p>農産物販売所についても、道の駅さんからは要望があがっておるといのは聞いております。</p> <p>今すぐではございませんが、近いうちにはですね、そちらのほうの改修もしなくちゃいけないというふうには思っていますが、ちょっと大規模改修になりますと、敷地の問題とかいろいろございますので、そこまでは今のところ考えてはおりませんが、まず、この陶器売り場を今回改修いたしまして、その後に農産物直売所のほうをですね、改修できたらいいなというふうには思っております。</p> <p>今の段階では、ちょっとそこまでしかお答えできないということでございます。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>ここを改修すると、やはり次に、道の駅に手を加えて改修する場合は、やはりこの場所において改修していかないと、補助金の関係で、やはり補助金を頂くと、その間はやはり維持しないと会計検査に引っかかる等々あるかと思うんですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>そうですね、今のところその全体的な大規模改修というのを、計画自体がございませんので、その辺りはきちっと整理して、大規模になりますと、いろいろちょっと建築法上とかですね、いろいろございますので、その辺りも考慮して、改修は進めていかななくちゃいけないと思っておりますので、会計検査、もちろん会計検査自体に対して対応というか、そういったルールに則ってやっていこうとは思っていますけれども、今回につきましては、陶器売り場のみの改修ということでご理解をいただきたいと思えます。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>すみません。先ほど質問しそうな部分を改めて質問させていただきます。</p> <p>6款1項19目、52ページですね、棚田保全事業補助金、そして基金積立金というところなんですが。</p> <p>今年度予算でこれ計上されておりましたけれども、コロナでお金が集まらなかったということで今回減額されて、次の令和3年度の当初予算では、もうそもそも予算自体が上げられてこないということで、この事業自体は完全に廃止ということなんでしょうか。</p> <p>せっかく条例まで作って基金を、基金条例まで作っておいて、1年で廃止ということは、ちょっとどういった事業の組み立てをされてたのか、お尋ねします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>こちらにつきましてはですね、地域再生計画に基づき、そういった計画を立てておったところでございますけれども、事業主体となる団体がですね、やっぱり1千万からの事業を行う。600万ですけど、行うということで、なかなか厳しいという、今回はですね、ありまして、実際今回の予算からは落とさせていただいたところですが、この地域再生計画自体が期限の件がございまして、この事業をするにはもう一度計画を作り直すというような形になっております。</p> <p>ですので、その辺りも含めて今回は予算には計上いたしておりませんでしたけれども、この計画自体を再度見直して計画して、持って行くということになりますので、条例自体はそのままですけども、予算書からは、今回は計上してないということでございますが、計画自体を見直して、どうやっていくかというのを、もう1回検討を</p>

	<p>させていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>53ページの7款2項3目観光施設管理費の関係なんですが、これについては説明があったとおり、ポーン太の森と岩屋キャンプ場の寒波による修繕費ということで、説明は受けておりました。</p> <p>その中でですね、心配するのは、じゃあ、これ修繕をしたけど、同じように元に戻しただけなのか、寒波によってですね、またこれが壊れると、凍ってですね。また漏水が始まるといったようなことも、やはり心配せざるを得んのかなと。高い位置にありますので。</p> <p>それで、これについてですね、しっかりこの230万という中で、そういうものまでしているのかと。ただただ、それは確かにポンプが高いからという説明もあっていましたけれども。</p> <p>やはりもう、例えば今回したら、もう10年ぐらいいはないと、寒波が来ても大丈夫というようなことでやっていかんと、ただ崩れました。修理しましたというようなことになりやしないかと、いうところを心配するところがありますからね、ここはもう、じゃあ、この230万でどうということまでやるのかと、やったのかということについて、まずお尋ねしたいんですが。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>今回のこの予算計上させていただいている分は、修理のみでございます。</p> <p>確かにおっしゃられるように、毎回毎回こういう事態が起きては費用もかかりますので、そういったところは確かにございますが、今回はちょっと、この金額については補修のみということにしております。</p> <p>施設自体もですね、もうポーン太の森においては、特にいろんな給水管等が露出されているような状況もございますので、それを被覆するとかいうことになってきますと、また、経費がかなりかかってくるというようなこともございます。</p> <p>ですので、その辺りは、ちょっと今後見直していく必要があるとは思いますが。</p> <p>ただ、今回は、ちょっと応急処置も含めまして、補修のみということにさせていただいております。</p> <p>施設管理者のほうには、毎年冬時期はそういった寒波が来るということで、それは事前にある程度把握ができますので、そういったときの対応は取ってもらうようにということは伝えておりますが、施設自体の全体的なそういった改修ということは、今のところは計画はしておりません。以上です。</p>
議長	<p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>ですから先ほどですね、課長が言われるとおり、じゃあ、施設管理者にね、しっかりしなさいよと。寒波における。じゃあ、配水等何かすればですよ。ないのかもしれない。何のために施設管理者としてあるのかというところはですね、ひとつしっかり指導していただかないかと。</p> <p>それと、できればそういうのがないように、ある程度できるものはですね、やっていくということが大事だろうと思いますので、それはまた別の予算でやらなきゃ仕方ないということですので、それはそれとして、しっかりその指導をやる。寒波が分からんわけじゃないからですね、地震以外はなかなか分かるんですから、今は。しっかりその辺りをですね、担当課長として、しっかり指導をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>はい、伊藤議員おっしゃられるように、そのような対処をさせていただきたいとい</p>

	うふうに思っております。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第14号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第8号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第15号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第15号「令和2年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第16号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第16号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第

	<p>4号) について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第13～ 日程第16	
議 長	<p>日程第13 議案第17号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第14 議案第18号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第15 議案第19号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第16 議案第20号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。 予算審査特別委員会委員会報告をお手元に配布しております。 それでは、予算審査特別委員会委員長長の報告をお願いします。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>予算審査特別委員会委員長報告をいたします。 令和3年度東峰村議会第3回定例会、3月9日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。 付託を受けました案件は、 議案第17号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 議案第18号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第19号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第20号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 以上4件でありました。 審査期日は令和3年3月10日・11日・12日の3日間で、会計ごとに慎重に審査をいたしました。 審査の結果は、原案どおり可決するものと決定いたしました。 予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告いたします。 以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長長の報告がなされました。 議案第17号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 議案第18号「令和3年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第19号「令和3年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第20号「令和3年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、一括して採決を行います。 委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>

	よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。
日程第17	
議長	日程第17 同意第1号「東峰村副村長の選任について」を、議題といたします。 ここでは、総務課長の退室を求めます。 (総務課長 退室)
議長	説明は終わっておりますので、これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員
6番	先日の村長の提案理由の説明の中で、災害復興が終わりに近づいておるので、今度は村内からの人選ということでございました。 今までですね、堺氏、岩橋氏、現在の高橋氏、3人の方が来られて、7年間この東峰村のために仕事されてくれたと思っております。 そこでですね、例えば、高橋氏はともかく、堺氏、岩橋氏、退任された後、この村にどのくらい足を運ばれて、村長はこの方たちとどれくらいお話をされたのか。
議長	高倉議員、発言中ですが、この同意案件に関係のない質問はしないようにしてください。議長からの注意です。
6番	副村長の同意案件ですので、この副村長関連の質問をしているんですけど、それが悪いんですか。
議長	はい。人格にかかわる問題等もありますので。
6番	人格とは違うでしょう。
議長	その中で反論しないようにしてください。 私からの議場整理の中の通達です。 ですから、人事案件ですから、同意するか、しないかの、この案件事項ですから、前の副村長の関係は質問をしないようにしてください。
6番	何でそういうふうになるんですか、おかしいでしょう。何も質問ができませんじゃないですか。
休憩	
議長	11時まで休憩をいたします。 これから議会運営委員会を開きます。 (10時43分)
再開	
議長	会議を再開します。 (11時23分)
議長	6番 高倉寛視議員
6番	先ほどの同意案件の分について、私の不規則な発言と議長に対する失礼な発言がありましたことを、ここにお詫びして謝罪いたします。
議長	今後注意をして発言をお願いしておきます。 それでは、議案の質疑のある方、どうぞ。 5番 長澤貞義議員
5番	村長にお伺いいたします。 副村長の重要性と言いますか、必要性、これは、どのくらい認識をしておるんでしょうか。
議長	村長
村長	ちょっと質問の背景とかですね、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。
議長	5番 長澤貞義議員

5 番	以前、前井上村長のときは、副村長は要らないというような発言を、澁谷村長、していたと思うんですが。あなたが村長になられて、もう2期過ぎようとしています、あなたが村長になってですね、副村長のやっぱり要ることの重要性、必要性は、どう村長になって感じたのかということをお聞きしたいです。
議 長	村長
村 長	今回の人事案件についてですね、それは該当しないんじゃないかと思っております、答弁は差し控えさせていただきますが、先ほど言いました副村長の件についてはですね、再度確認をしていただきたいと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第1号「東峰村副村長の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。 総務課長の入室を許可します。 (総務課長 入室)
追加日程第1	
議 長	村長より、議案第21号「工事請負変更契約の締結について」が、提出されております。 これを日程に追加し、追加日程第1として、日程第17 同意第1号の後に追加議題としたいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 議案第21号についての資料を配布します。 (日程表・議案書配布)
議 長	議長の口述がちょっと前後しましたが。 議案第21号「工事請負変更契約の締結について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。 提案理由の説明を、村長に求めます。 村長
村 長	それでは、本定例会に追加して提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。 議案第21号、工事請負変更契約の締結につきましては、古城原川河川災害復旧工事の変更契約を締結するにあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、今後の村政運営上重要な案件でありますので、皆様方のご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。 以上です。
議 長	追加日程第1 議案第21号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 災害対策室長
災害対策室長	議案第21号「工事請負変更契約の締結について」

	<p>古城原川河川災害復旧工事（第94号、137号、138号、139号、195号、196号、198号、258号、362号、483号）について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和3年3月12日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 古城原川河川災害復旧工事 第94号他9号</p> <p>契約の変更内容</p> <p>原契約の金額 1億7,871万8,400円</p> <p>変更後の契約金額 1億6,919万640円</p> <p>変更する額、952万7,760円の減額でございます。率といたしましては、5.3%の減でございます。</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地3 株式会社大藪組 東峰営業所 所長 本河正明</p> <p>備考といたしまして、</p> <p>工期 令和3年3月19日まで</p> <p>工事の場所 朝倉郡東峰村大字福井地内</p> <p>工事の概要 コンクリートブロック積工1,896㎡ 大型ブロック積工141㎡でございます。</p> <p>別途配布の管内図をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>こちら位置といたしましては、古城原の集落を上ったところにソーラーパネルの太陽光ソーラーシステムがございます。その横の古城原川から集落の最上流部までの間、10工区ございまして、これ工事区間のみを足しますと770m余りとなります。</p> <p>本来でありますと、平面図等で説明するところでございますが、非常に延長の長い工区になりますので、管内図での説明に留めさせていただきます。</p> <p>それから、今回の変更理由といたしましては、コンクリートブロック積工におきまして、当初設計におきましては、土砂であるところの掘削をしていたところ、岩盤が出たため、基礎工事に変更ということで、基礎ブロックから岩着という工法に変更しております。</p> <p>このため法長が短くなり、面積が120㎡減ったということになり、減額補正ということを上程させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第21号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p> <p>農林観光課長より答弁の修正をしたいという申し出がっておりますので、これを</p>

	許可いたします。 農林観光課長
農林観光課長	<p>1件、先ほどの審議の中で、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。</p> <p>議案第8号「東峰村宿泊税基金条例の制定について」という審議の中で、高倉議員のほうからご質問がありました。</p> <p>どういった施設にこの宿泊税がかかるのかということで、ちょっと曖昧な回答をいたしてしまいましたので、ちょっとその修正をお願いしたいと思います。</p> <p>この県の宿泊税になりますけど、この宿泊税につきましては、県内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所、それから特区民泊、この特区民泊というのは、特に別に法律があるそうです。及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊される方々に1泊200円の宿泊税が課せられるということになっております。</p> <p>以上のように、訂正をお願いしたいと思います。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出がっております。</p> <p>これを許可します。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>3月9日から本日まで、令和3年第3回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を今後の行政運営に生かし、誰もが住みたくするような魅力ある持続可能な東峰村をめざし、邁進していく所存です。</p> <p>さて、コロナ禍の中でも春の温かい日差しを浴びて、木の芽のふくらみも日に日に目に映え、改めて自然の醍醐味を感じます。医療従事者を優先にワクチン接種が始まったとはいえ、私たちまでには相当な時間を要することと思われませんが、全世界の人々が一日でも早くワクチン接種が行われ、安全・安心な元の生活を取り戻すことが強く求められます。</p> <p>また、明日13日には東峰学園中学部の卒業式が挙行されます。新しい人生へ旅立つ皆さんが前途に希望を持ち、東峰村で育ててよかったと誇りを持って、都会の子に臆することなく奮進することを願うところです。</p> <p>また、19日には小学部の卒業式、そして4月になると東峰村消防団の入退団式、さらには入学式と、公式行事が軒並み予定されておりますので、議員各位におかれましても、お体をご自愛され、今後のさらなるご活躍をご祈念申し上げます。</p> <p>結びに、東峰村副村長として3年間の長きにわたり、本村の発展のためにご尽力を</p>

	<p>いただき、また、災害復旧をはじめJR日田彦山線の復旧問題に関しましては、常に先頭に立ちご尽力をいただきました高橋副村長に、東峰村民を代表して心から感謝とお礼を申し上げます。3年間ありがとうございました。</p> <p>県庁に戻られましても、引き続き東峰村へのご支援をお願い申し上げますとともに、さらなるご活躍をご祈念申し上げます。</p> <p>以上、これをもって、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>閉会後に高橋副村長からごあいさつがあるそうですので、閉会してもそのまま議席のほうに着席をお願いしておきたいと思います。</p> <p>これをもちまして、令和3年第3回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時41分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>